



# 第三次宇部市障害者福祉計画



平成23年3月  
宇部市

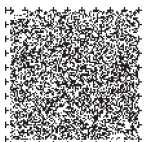


「ぼくの町の駅のようす」

山口県立宇部総合支援学校 小学部 4年  
藤井 翔 さん

表紙 「うさぎがぴよん なかよくぴよん」

山口県立宇部総合支援学校 小学部 1年  
平木 茜 さん





## はじめに

本市では、平成15年4月に、第二次宇部市障害者福祉計画を策定し、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念に基づいて、障害者に関する施策に取り組んできたところです。

このたび、この第二次宇部市障害者福祉計画が改定時期を迎えたことから、近年の障害者を取り巻く様々な環境や制度等の変化を踏まえるとともに、障害者関係団体との意見交換会等の実施により、障害者の意向を把握し、新たな計画を策定いたしました。

この計画は、「障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、互いに支え合って、地域の一員として、いきいきと安心して暮らせるまち・宇部をめざして」を基本理念とし、それを実現するために、「ともに学び・育ち、自立して暮らす」、「ともに働き・楽しむ」及び「ともに安心して暮らす」の3つの基本目標を掲げ、保健・医療・福祉をはじめ、教育・就労等の幅広い分野の取り組みと連携を図りながら、障害者施策を推進することとしています。

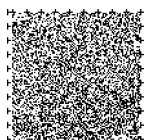
今後は、この計画を基本に、多くの方々の御意見や御提案を参考にして、施策を推進していきたいと考えておりますので、市民の皆様の更なる御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、アンケート調査に御協力いただきました皆様や、意見交換会において貴重な御意見をいただきました障害者関係団体の皆様をはじめ、長期間にわたり、熱心に御協議いただいた宇部市地域自立支援協議会の委員の皆様へ、厚くお礼を申し上げます。

平成23年3月

宇部市長

久保田后子



---

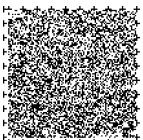
---

# 目 次

---

---

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
3 障害者をめぐる法制度の動向	3
第2章 本市の障害者の状況	4
1 人口・世帯数の状況	4
2 身体障害者の状況	5
3 知的障害者の状況	7
4 精神障害者の状況	8
第3章 計画策定の基本課題	10
基本課題1 障害の特性を踏まえた教育や生活支援の充実	10
基本課題2 自立に向けた就労と社会参加の支援	11
基本課題3 障害者への理解促進と生活環境の整備	11
第4章 計画の基本理念と施策の体系	13
1 計画の基本理念（目指すまちの姿）	13
2 計画の基本目標と施策体系	14
第5章 分野別施策の展開	17
基本目標Ⅰ とともに学び・育ち、自立して暮らす	17
基本目標Ⅱ とともに働き、楽しむ	38
基本目標Ⅲ とともに安心して暮らす	49
第6章 計画推進のために	64
<b>参 考</b> 障害福祉計画について	65
<b>計画の概要</b> 障害者(児)を支える「安心」ネット・宇部	66
<b>資料編</b>	68
1 計画策定体制	69
2 策定経過	73
3 用語解説	74
〈文中に記載している福祉に関する専門用語については、用語解説(資料編)にその意味を掲載しています。〉	



# 第1章 計画の概要

## 1

### 計画策定の趣旨

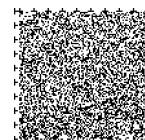
国では、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指すために、平成14年12月に「新障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）を、また県では、障害者が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる地域づくりを基本目標として、平成21年3月に「新やまぐち障害者いきいきプラン」（計画期間：平成21年度～平成24年度）を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

このような中、本市においては、平成9年3月に「第一次宇部市障害者福祉計画」を、また平成15年4月には「第二次宇部市障害者福祉計画」（計画期間：平成15年度～平成22年度）を策定し、「リハビリテーション<sup>\*1</sup>」と「ノーマライゼーション<sup>\*2</sup>」の理念を基本に、保健・医療・福祉や教育、就労などの幅広い分野での連携の下、様々な障害者施策を推進してきました。

その間、平成17年には「発達障害者支援法<sup>\*3</sup>」、平成18年には「障害者自立支援法<sup>\*4</sup>」及び「バリアフリー新法<sup>\*5</sup>」が施行されるなど、障害者を取り巻く様々な環境や制度が変化してきており、それらの変化に対応した新たな計画の策定が必要となっています。

今回の計画策定は、計画最終年度を迎えた現行計画の見直しを機に、こうした障害者を取り巻く様々な環境や制度の変化などを踏まえつつ、市の最上位計画である「宇部市総合計画」の部門別計画として、また、本市の障害者施策を推進する上での総合的な推進指針として策定するものです。

文中の※印のついた言葉は、用語解説（資料編）に用語の意味を掲載しております。



## 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、本市の障害者施策の基本的な考え方や施策展開の方向性を示すものであり、国の「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）や県の「新やまぐち障害者いきいきプラン」（計画期間：平成21年度～平成24年度）との整合性を踏まえ策定します。

なお、本市では障害者自立支援法第88条の規定に基づき、平成19年4月に「宇部市障害福祉計画」（第1期：平成18年度～平成20年度、第2期：平成21年度～平成23年度）を策定しており、宇部市障害者福祉計画では「宇部市障害福祉計画」を、障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた実施計画として位置づけます。

### 「障害者福祉計画」と「障害福祉計画」の位置づけ

#### 障害者福祉計画（根拠法：障害者基本法第9条第3項）

障害者施策全般にかかわる理念、基本的な方針を定める計画です。

「障害のある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

#### 障害福祉計画（根拠法：障害者自立支援法第88条第1項）

障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策などを定める計画です。

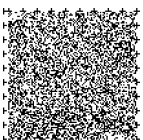
障害者福祉計画の「施策分野3 福祉・生活支援の充実」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する実施計画としての性格を有し、サービス必要量や地域生活移行、就労支援についての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取り組みを示すものです。

### (2) 計画の期間

計画の期間は、市総合計画の前・中期実行計画の計画期間（平成22年度～平成29年度）との整合性を図り、平成23年度から平成29年度までの7年間とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度、法令の改正などを踏まえ、今後、必要に応じて見直すものとします。

この計画において障害者とは、障害者基本法及びその関連法の趣旨を踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害及び発達障害<sup>※6</sup>のある人並びに障害のある児童とします。



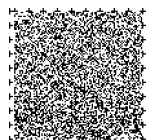
## 障害者をめぐる法制度の動向

平成15年に「措置制度<sup>※7</sup>」を廃止して「支援費制度<sup>※8</sup>」を導入した後、平成18年には、障害者の自立と社会参加を促進するため、「障害者自立支援法」が施行されました。

その後の障害者を取り巻く様々な環境の変化を経て、現在、国においては、「障害者自立支援法」に代わる新たな法律を制定するために検討が進められています。

### 〈主な法制度などの動き〉

年	法制度などの動き	内 容
H15		・「措置制度」から「支援費制度」への移行
H16	障害者基本法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の禁止</li> <li>・障害者週間の設置</li> <li>・障害者計画の策定義務化</li> </ul>
H17	発達障害者支援法の施行	・発達障害の定義と法的位置づけの確立
H18	障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3障害に係る福祉サービスについて、市町村が一元的に提供する仕組みの導入</li> <li>・サービス体系の再編</li> <li>・就労支援の強化</li> </ul>
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行(バリアフリー新法)	・公共交通機関、道路、建築物などの施設やその間の一体的なバリアフリー <sup>※9</sup> 化の推進
	障害者雇用促進法 <sup>※10</sup> の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者に対する雇用対策の強化</li> <li>・在宅就業障害者に対する支援</li> </ul>
H19	学校教育法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲、聾、養護学校を支援学校へ一本化</li> <li>・小、中学校において、学習障害(LD)<sup>※11</sup>や、注意欠陥多動性障害(AD/HD)<sup>※12</sup>などへの支援</li> </ul>
H21	障がい者制度改革推進本部の設置	・障害者に関する制度の改革をはじめ、障害者施策の推進について検討するため、内閣に設置



# 第2章 本市の障害者の状況

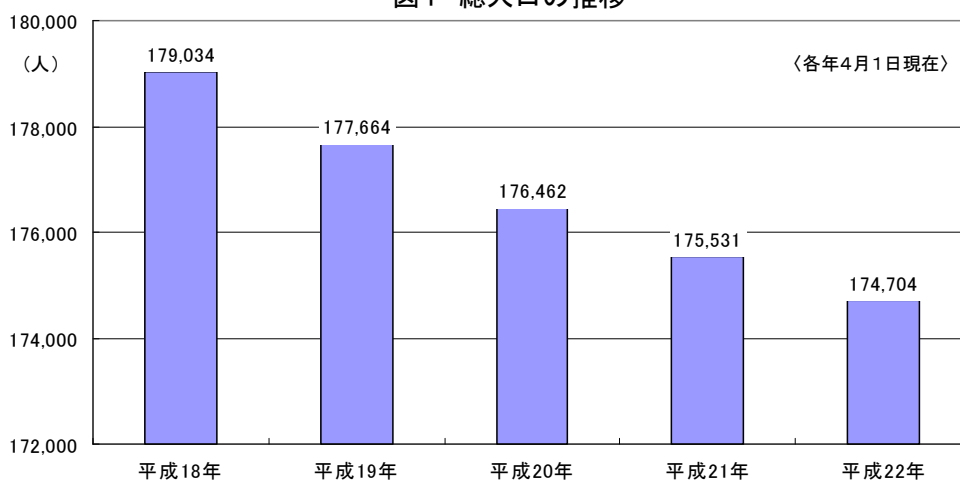
## 1

### 人口・世帯数の状況

#### (1) 人口の推移

平成18年の本市の総人口は179,034人、平成22年の総人口は174,704人です。平成18年と平成22年を比較すると、総人口ベースで4,330人減っており、2.4%の減少となっています。

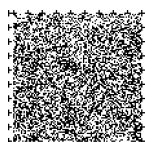
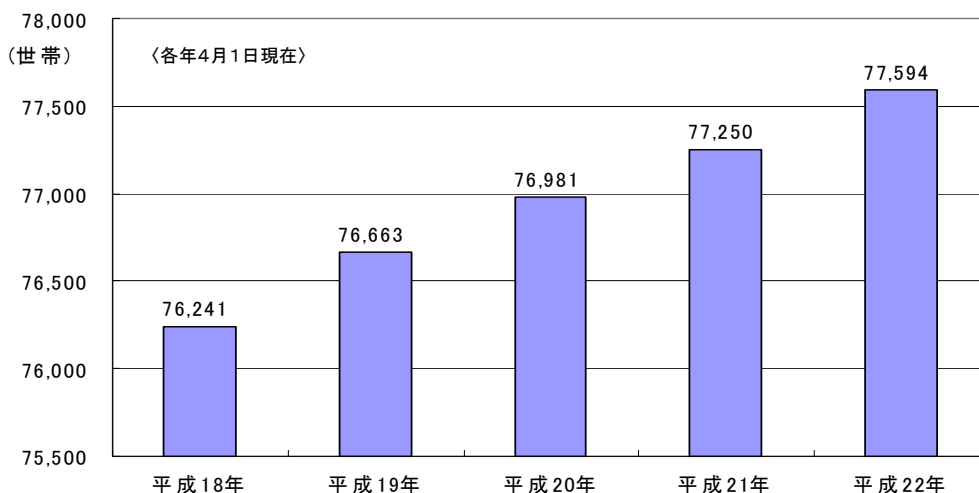
図1 総人口の推移



#### (2) 世帯数の推移

平成18年の本市の世帯数は76,241世帯、平成22年の世帯数は77,594世帯です。平成18年と平成22年を比較すると、1,353世帯増えており、1.8%増加しています。一世帯あたりの人員は平成18年では約2.35人、平成22年では約2.25人です。

図2 世帯数の推移

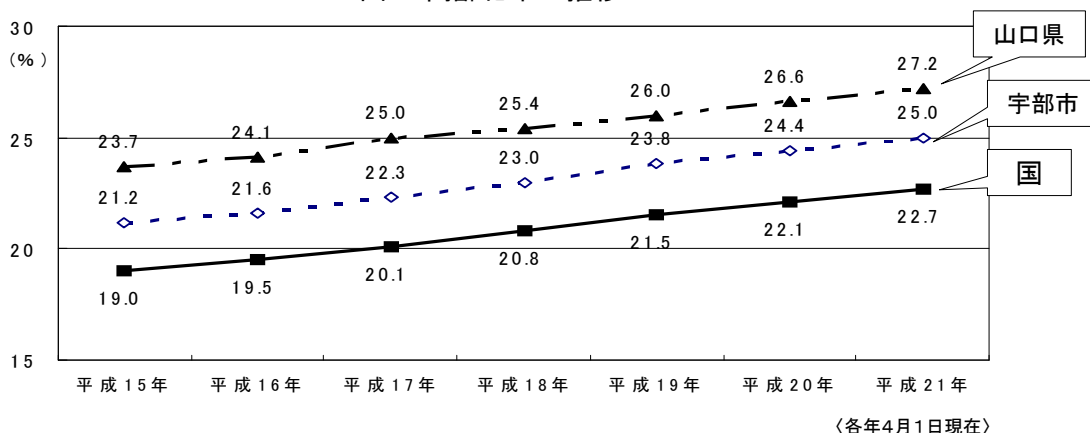




### (3) 高齢化の推移

高齢化率は毎年上昇しており、平成 21 年では、平成 15 年と比べると、3.8 ポイント上昇しています。

図3 高齢化率の推移



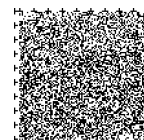
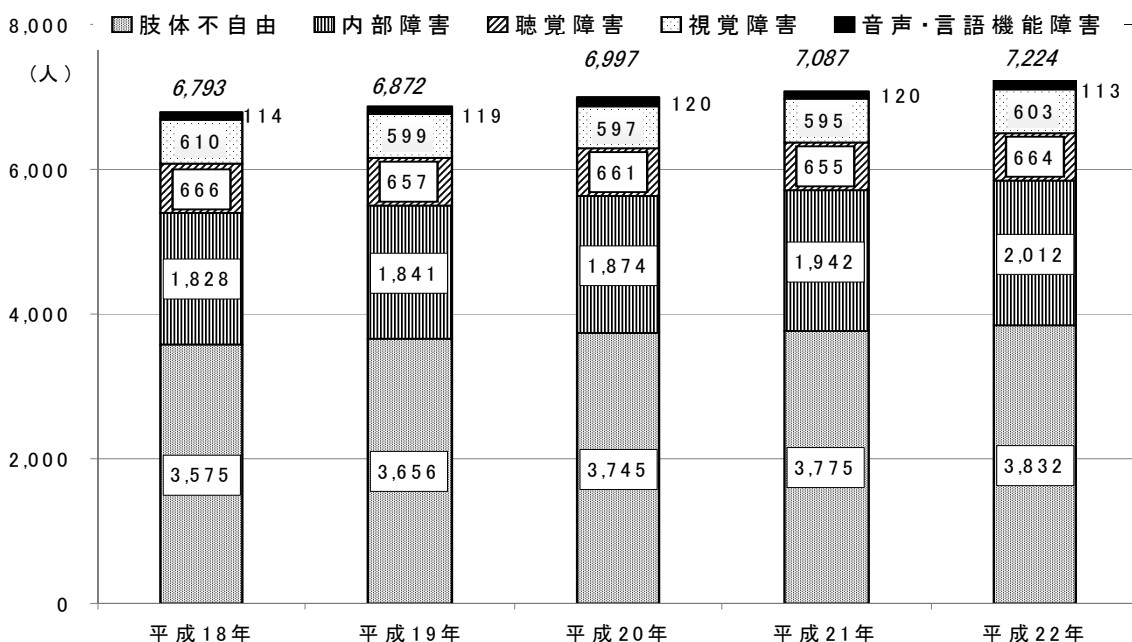
## 2

### 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成 22 年4月1日現在では 7,224 人と、平成 18 年の約 1.1 倍に増えています。

平成 22 年における障害種別の内訳は、肢体不自由が 3,832 人(53.0%)と最も多く、次いで内部障害<sup>※13</sup>の 2,012 人(27.9%)となっています。他の障害種別の手帳所持者に目立った変化がない中、肢体不自由及び内部障害は顕著な増加を示しています。

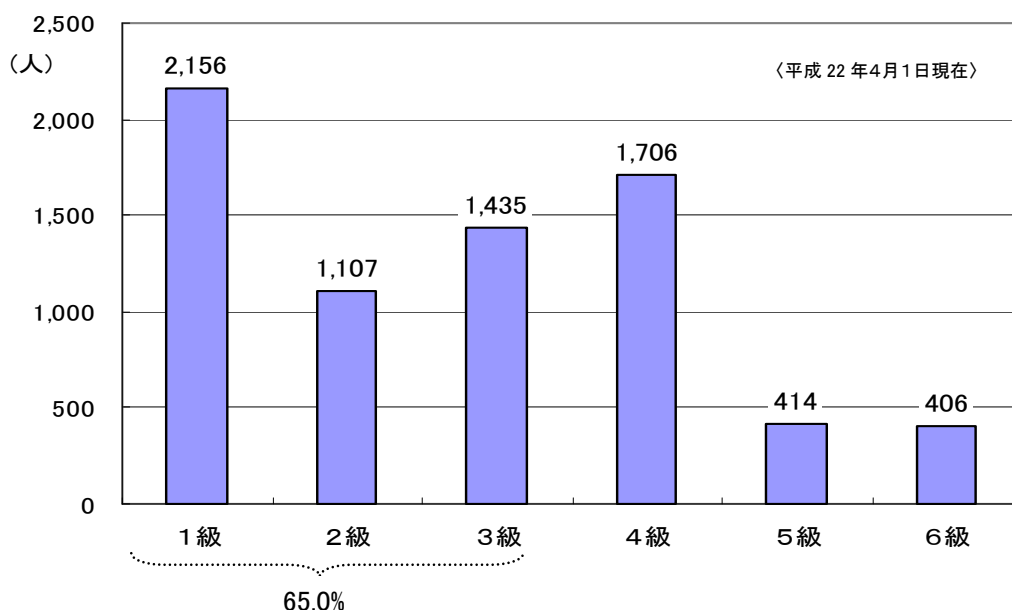
図4 身体障害者手帳所持者の推移



障害の程度を平成 22 年で見ると、1 級から 3 級の手帳所持者が全体の 65.0%を占めており、重度障害の人の占める割合が高い状況です。

〈各年4月1日現在〉

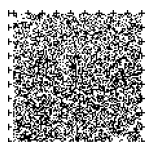
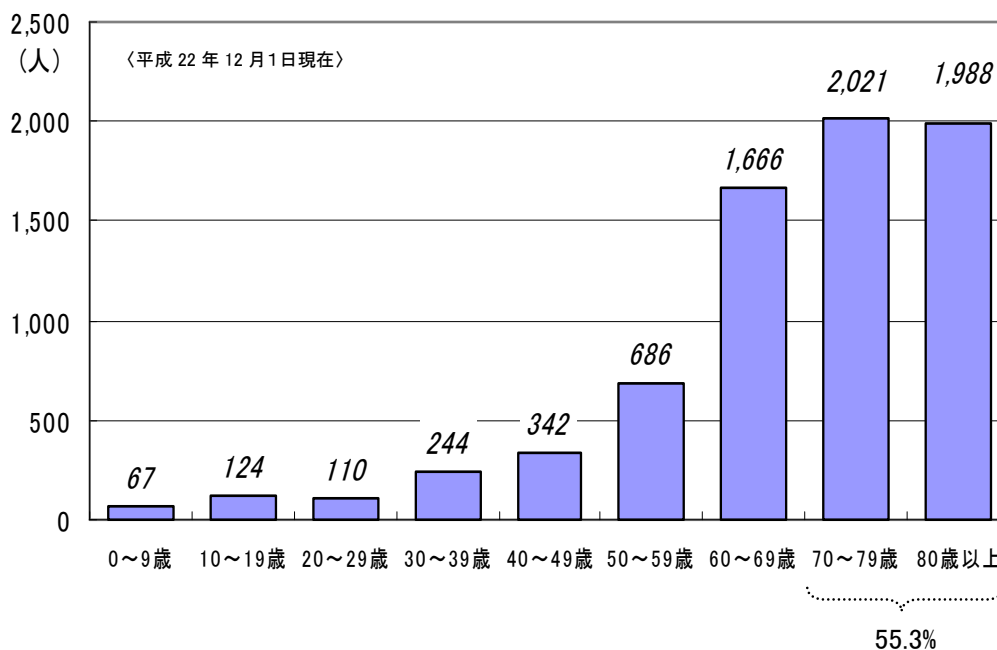
図5 身体障害者の障害程度の状況



また、年齢別内訳を見ると、70 歳以上の手帳所持者が全体の 55.3%を占めており、身体障害者においては高齢化が進んでいます。

高齢になるほど、身体に障害を有する状態になる可能性が高いことから、今後、身体障害者数が更に増加することが見込まれます。

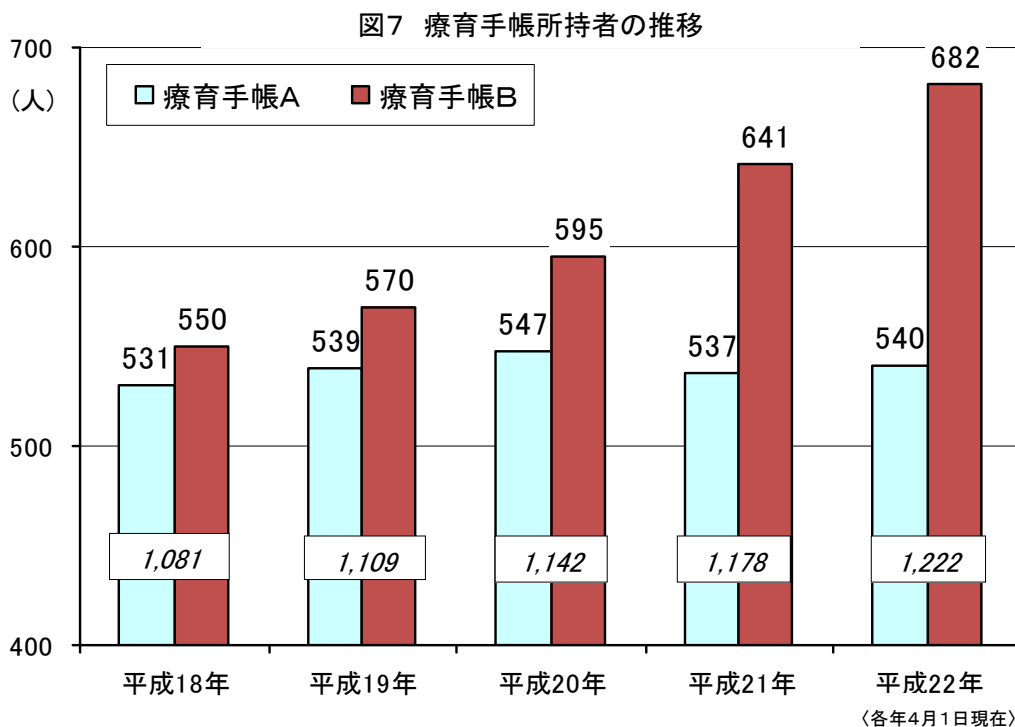
図6 身体障害者手帳所持者の年齢別内訳推移



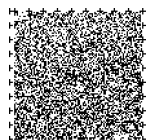
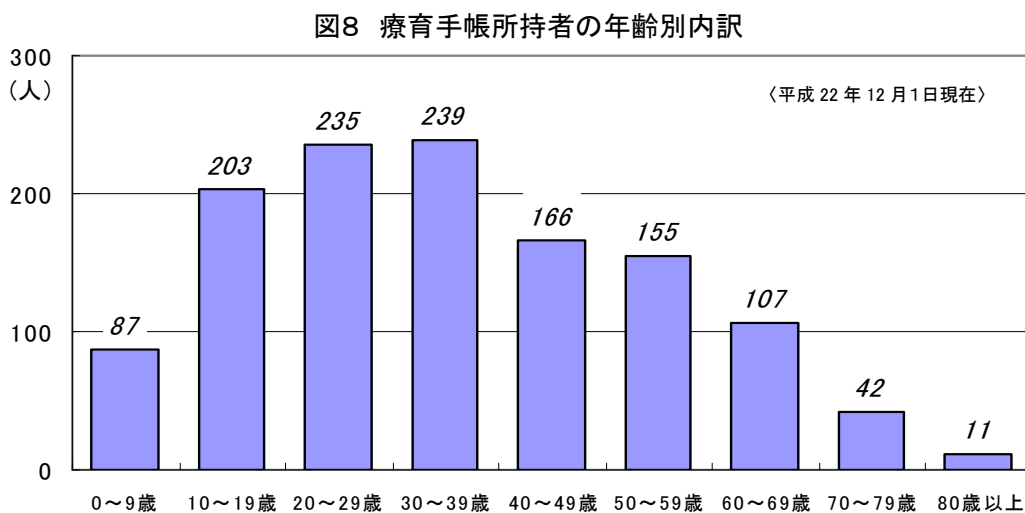
## 知的障害者の状況

療育手帳<sup>※14</sup>所持者数は、平成22年4月1日現在で1,222人と、平成18年の約1.1倍になっており、年々増加傾向にあります。特に、軽度及び中度(療育手帳B)の人の伸び率が高くなっています。

障害の程度では、軽度及び中度(療育手帳B)の人が平成22年で682人と、手帳所持者の約55.8%を占めています。



また、年齢別の内訳では、20～39歳が全体の38.1%を占めており、20歳未満では23.3%、70歳以上は4.3%となっています。



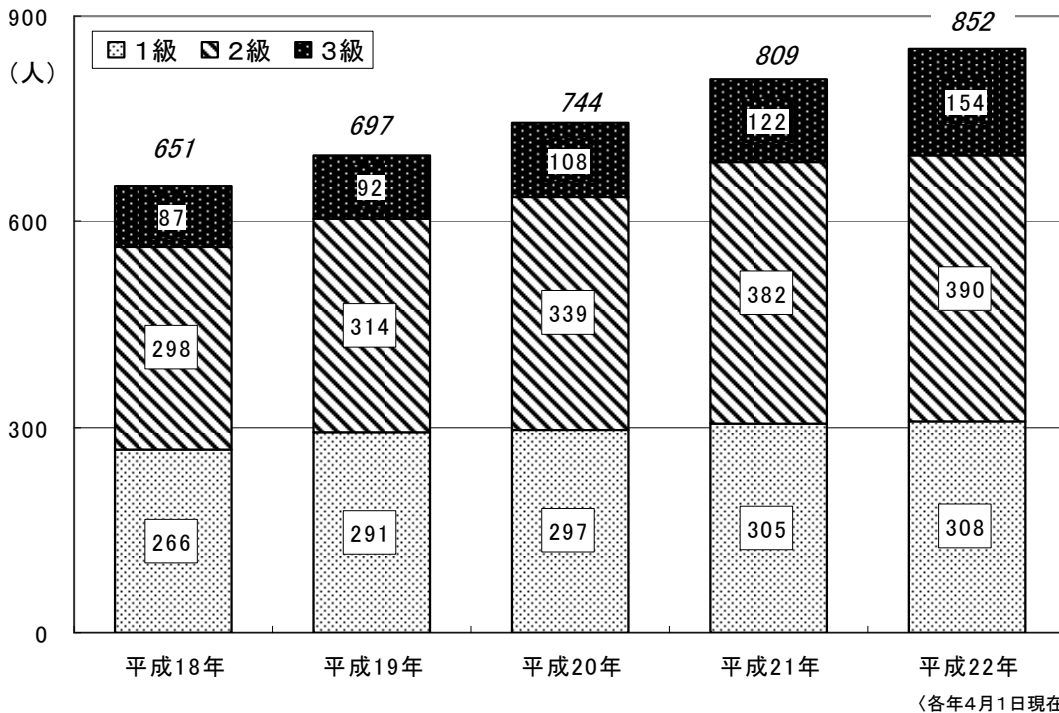
4

## 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳<sup>※15</sup>所持者数は年々増加しており、平成22年4月1日現在では852人と、平成18年の約1.3倍になっています。

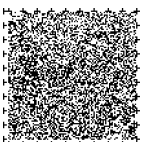
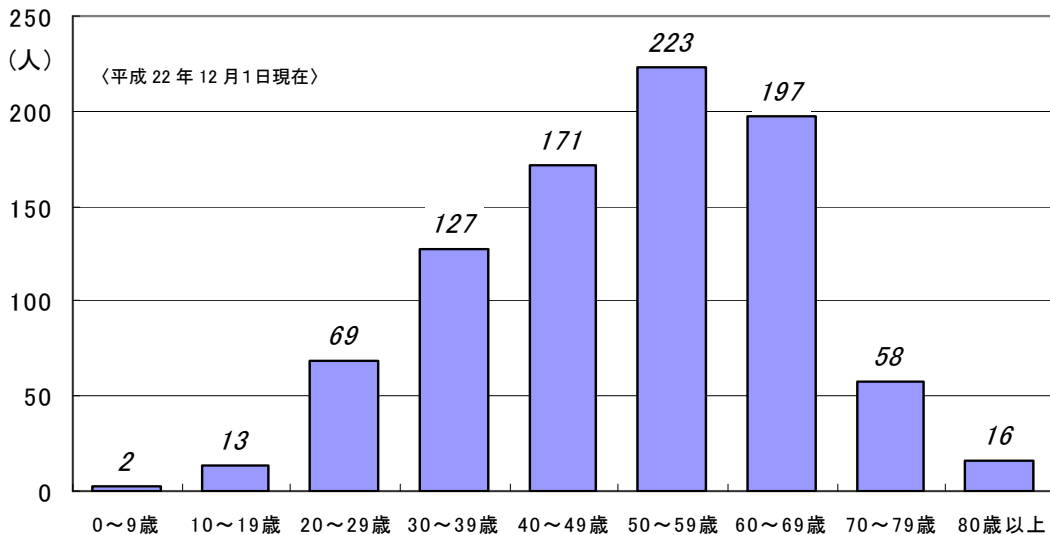
障害の等級別に見ると、2級が最も多く、平成22年では全体の45.8%を占めています。

図9 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



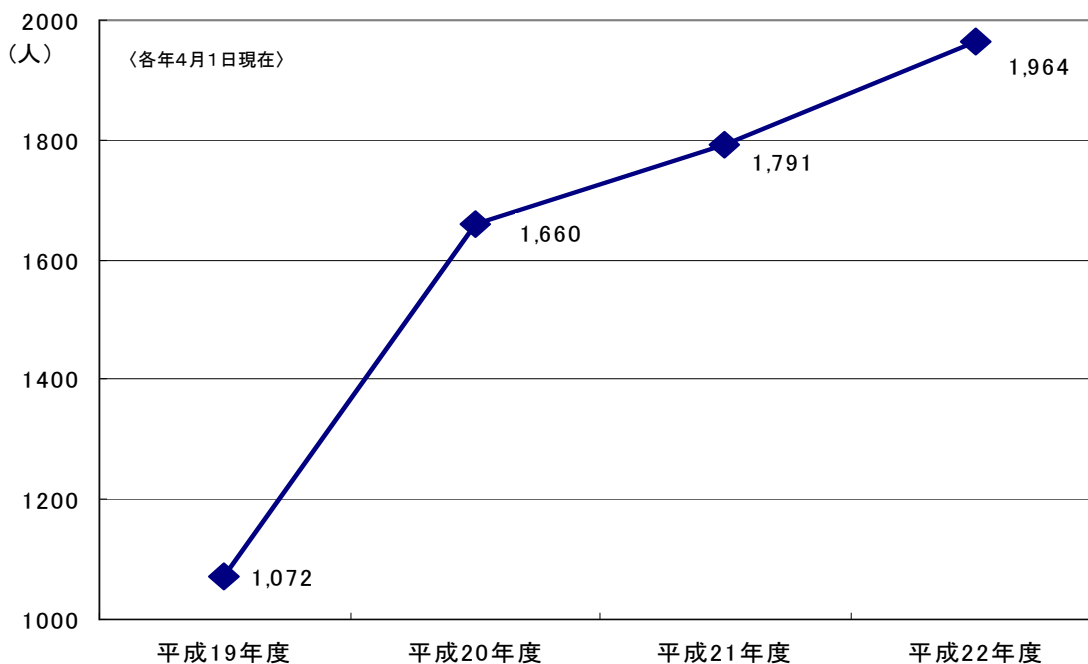
年齢別の内訳では、50歳台が全体の25.5%を占めており、20歳未満は1.7%、70歳以上では8.4%となっています。

図10 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別内訳

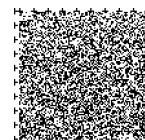
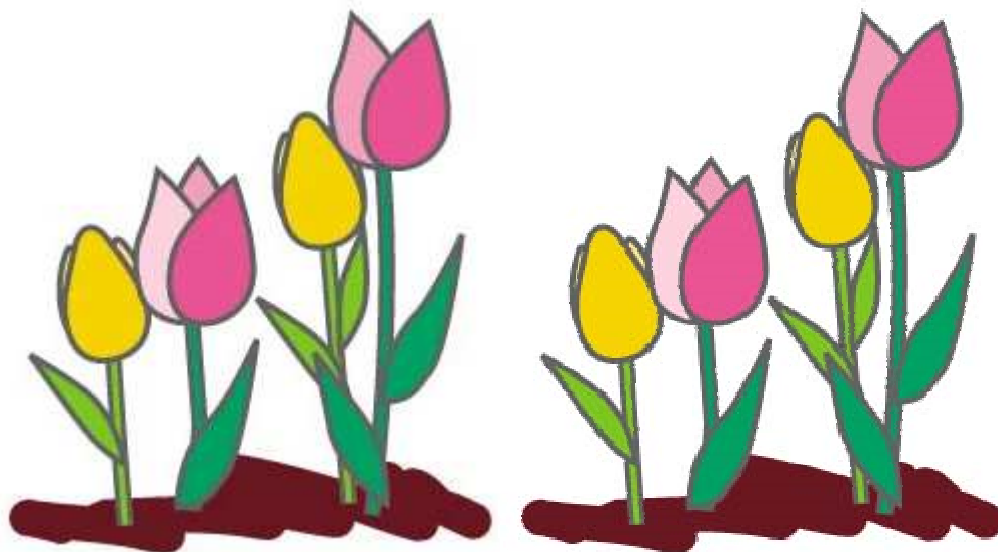


自立支援医療<sup>※16</sup>(精神通院)受給者数は、平成 22 年度において 1,964 人と、年々増加しており、平成 19 年の 1.8 倍に増えています。

図 11 自立支援医療(精神通院)受給者の推移



※精神通院医療費公費負担は、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法に基づく、自立支援医療制度に移行しました。



# 第3章 計画策定の基本課題

計画策定のための基本課題を、障害者を取り巻く環境の変化や「障害福祉アンケート調査」・「障害者関係団体との意見交換会」の結果などから、下記のとおり3点に集約します。

## 基本課題 1 障害の特性を踏まえた教育や生活支援の充実

障害者が乳幼児期から高齢期までの生涯の各時期に応じて、身近な地域で安心して暮らしを営むためには、教育や保健・医療・福祉の各分野における施策を充実するとともに、関係機関が連携をとり、今後、次のような点を考慮して、生活支援体制を確立していく必要があります。

### 教育・療育の分野では

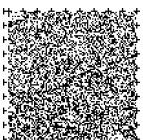
- 早期療育<sup>※17</sup>、相談支援体制の充実が求められています。
- 教職員への障害特性の知識習得や理解促進が求められています。
- 通級指導教室<sup>※18</sup>の充実など、個々の障害の特性に応じた教育が求められています。

### 保健・医療の分野では

- 早期発見や早期対応に係る医療・保健・教育の連携体制の充実が求められています。
- 機能訓練<sup>※19</sup>の充実が求められています。
- 医療機関の障害への理解が求められています。
- 障害や病気に関する相談支援体制の整備が求められています。

### 福祉・生活支援の分野では

- 障害に応じたきめ細かな相談支援体制の充実が求められています。
- 短期入所<sup>※20</sup>や外出支援など、必要な時に十分支援が受けられる環境づくりが求められています。
- 障害の特性や年齢に対応したきめ細かなサービスの提供が求められています。
- 地域での居住の場の確保が求められています。
- 介護者等への精神面を含めたレスパイト<sup>※21</sup>などの支援の充実が求められています。
- 障害者を地域全体で支える仕組みづくりが求められています。
- 親亡き後の生活支援の体制づくりが求められています。



## 基本課題2 自立に向けた就労と社会参加の支援

障害者一人ひとりが、自己選択と自己決定の下に、地域で自立した暮らしを送るためには、就労や社会参加を支援していく必要があります。

特に、就労については生活の質の向上にもつながるものであり、継続的な啓発活動はもとより、企業など受け入れ側の理解がなければ雇用に結びつかないため、そのネットワークづくりが重要です。

### 雇用・就労支援の分野では

- 事業主や職場における障害者雇用への理解が求められています。
- 障害者のための専門的な就労相談など、障害に応じた就労支援体制の充実が求められています。
- 事業主も含めた就労支援に係るネットワークづくりが求められています。
- 行政も含めた障害者雇用の推進が求められています。

### 社会参加活動の分野では

- スポーツや文化活動に関する情報提供の充実が求められています。
- 障害者の社会参加の機会充実が求められています。
- 行事・イベントなどでは受け入れ側の障害者への理解が求められています。

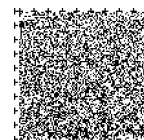
## 基本課題3 障害者への理解促進と生活環境の整備

障害者の自立した生活や社会参加を実現するためには、市民一人ひとりが障害について理解するとともに、情報や公共施設など建築物のバリアフリー化を進め、障害者が安心・安全で生活しやすいまちづくりを進める必要があります。

また、障害者の多様な支援ニーズ<sup>※22</sup>に対応するため、ボランティア活動を支援しながら、市民と行政が一体となった取り組みを進める必要があります。

### 障害者理解の分野では

- 地域や学校など、多様な機会を通じた障害者への理解促進が求められています。
- スポーツや文化活動などを通じた地域交流が求められています。
- 計画的なボランティアの育成やボランティア活動への参加促進が求められています。
- 障害関係団体と行政、福祉関係者との情報共有が求められています。
- 障害種別に応じた情報提供手段の充実が求められています。



## 生活環境の分野では

- 障害者に配慮した建築物や歩道などの整備が求められています。
- 交通機関や交通安全対策の充実が求められています。
- 障害者用トイレ<sup>※23</sup>の設置など、公共施設内における障害者への配慮が求められています。
- まちづくり計画の策定時において、障害者の参画(意見聴取など)が求められています。

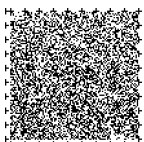
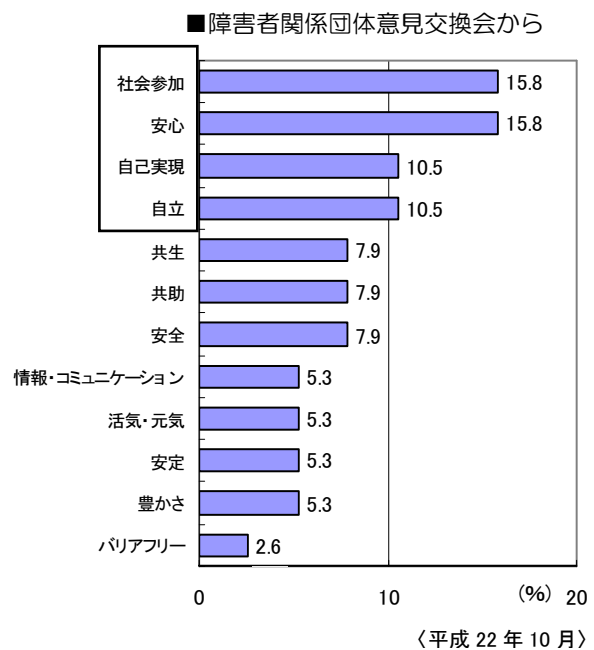
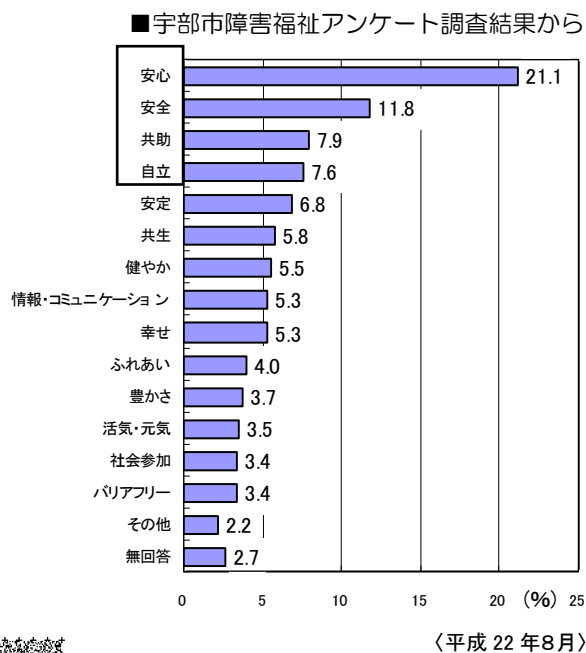
## 防災・防犯の分野では

- 災害・緊急時における避難体制・支援体制の整備充実が求められています。
- 災害・緊急時における情報提供体制の充実が求められています。
- 緊急通報システム<sup>※24</sup>や火災警報器設置など、安全対策への取組強化が求められています。



## 障害者にとって住み良いまちづくりとは...

障害福祉アンケート及び障害者関係団体との意見交換会において、「障害者にとって住み良いまちづくりを進めていく上での考え方(キーワード)」を尋ねたところ、障害福祉アンケート(障害当事者)からは、「安心」、「安全」、「共助」、「自立」という順に回答が多く、障害者関係団体からは、「社会参加」、「安心」、「自己実現」、「自立」という順に回答が多い結果となりました。





## 第4章 計画の基本理念と施策の体系

### 1

#### 計画の基本理念(目指すまちの姿)

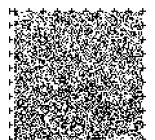
本市の総合計画(目標年次：平成33年度(2021年度))では、求める都市像として「みんなで築く 活力と交流による元気都市」を掲げ、「共存同栄・協同一致<sup>※25</sup>」と「人間が尊重される都市づくり」を基本理念に据えたまちづくりを進めています。

一方、障害者施策の基本理念である「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の考え方は、障害のある人もない人も住み慣れた地域で、ともにいきいきと暮らすことを目指しており、本市のまちづくりの基本理念を具現化していくことと相通じるものです。

このため、これまでの計画において理念の基本としていた「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の考え方については、今後においても受け継いでいくこととします。

この計画では、上記理念とともに、障害者基本法の理念、国・県の障害者基本計画、宇部市総合計画等の上位計画及び近年の障害者福祉をめぐる動向、そして「障害福祉アンケート調査」や「障害者関係団体との意見交換会」から得られた結果などを踏まえ、基本理念(目指すまちの姿)を下記のとおり定めます。

**障害のあるなしにかかわらず、  
互いの個性を認め合い、互いに支え合って、  
地域の一員として、いきいきと安心して暮らせるまち・宇部をめざして**



## 計画の基本目標と施策体系

計画の基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定し、諸施策を体系化します。

### 基本目標1:ともに学び・育ち、自立して暮らす

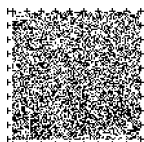
- 多様な障害に対応した一貫性のある教育や療育体制を充実します。
- 障害の原因となる疾病の予防と早期発見・早期治療体制の充実とともに、保健・医療・福祉の連携のもと、健康相談や指導体制等の充実を図ります。
- 障害者が地域生活を送る上で、様々な課題に対応できる相談支援体制の充実をはじめ、日中活動の場や生活の場の十分な確保など、生涯にわたって安心して住み続けられる生活の実現を目指し、地域における自立生活を支援する障害福祉サービスを提供します。

### 基本目標2:ともに働き・楽しむ

- 就労意欲のある障害者が障害の特性に合わせながら、仕事に就き、いきいきと仕事を続けていけるよう、就労に関する総合的な支援を推進します。
- 障害者が生活を送る上での生きがいや生活の質の向上につながる余暇活動(スポーツ・文化活動等)や自主的活動の促進を図ります。

### 基本目標3:ともに安心して暮らす

- 市民への広報・啓発をはじめ、多様な交流やふれあいの場を活用し、障害についての理解促進を図るとともに、障害者を支えるボランティアやNPO法人<sup>※26</sup>、障害者団体の活動の振興を図ります。
- 障害者が積極的に地域社会との関わりを持つことのできる機会を創出し、心のバリアフリー化や情報のバリアフリー化を推進します。
- 道路・公共交通機関・建築物などのバリアフリー化に取り組むとともに、地域ぐるみの防災体制の充実を図り、障害者にとって安心・安全なまちづくりを推進します。

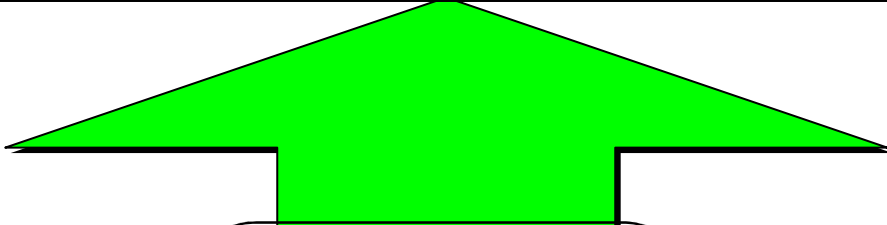


# 計画の基本理念と基本目標について

〈計画の基本理念(目指すまちの姿)〉  
 障害のあるなしにかかわらず、  
 互いの個性を認め合い、互いに支え合って、  
 地域の一員として、いきいきと安心して暮らせるまち・宇部をめざして

## 基本目標

ともに学び・育ち、 自立して暮らす	ともに働き・楽しむ	ともに 安心して暮らす
----------------------	-----------	----------------



**障害福祉  
アンケート調査**

安心・安全・  
共助・自立

**法制度・上位計画の方向性**

国：「障害者基本計画」  
 県：「新やまぐち障害者いきいき  
 プラン」など

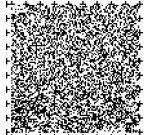
共生社会・自立・支え合い・  
地域福祉・安心

**障害者関係団体  
意見交換会**

社会参加・安心・  
自己実現・自立

**障害者施策の基本理念**

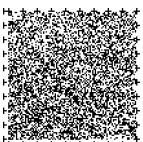
<p><b>リハビリテーションの理念</b></p> <p>単に運動障害をもつ人の機能回復訓練をいうのではなく、障害者のライフステージ<sup>*27</sup>の全ての段階において、人間らしく生きる権利の回復に寄与し、障害者の自立と参加を目指すもの。</p>	<p><b>ノーマライゼーションの理念</b></p> <p>障害の有無にかかわらず、全ての人々が一般社会の中で、その人らしく生活することが当然の姿であり、そのあるがままの姿で当たり前前に暮らしてゆける社会を築いていこうとするもの。</p>
--	--



# 施策の体系

以下8つの施策分野を設定し、それぞれについて施策の方向を示します。

基本目標	施策分野	施策の基本的方向
Ⅰ ともに学び・育ち、 自立して暮らす	1 教育・療育の充実	(1) 早期療育の充実 (2) 障害児教育の充実 (3) 就学・教育相談の充実 (4) 教育環境の整備
	2 保健・医療サービスの充実	(1) 疾病の予防・早期治療の充実 (2) 障害者の健康相談・指導体制の充実
	3 福祉・生活支援の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 福祉サービスの充実 (3) 地域支援システムの充実
Ⅱ ともに働き・楽しむ	1 一般就労・福祉的就労支援の推進	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労 <sup>※28</sup> の促進 (3) 就労支援体制の充実
	2 社会参加活動の促進	(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進 (2) 文化活動などの促進
Ⅲ ともに安心して暮らす	1 理解と交流の促進	(1) 障害についての理解促進 (2) 交流の促進 (3) ボランティア活動の支援
	2 情報・コミュニケーション支援の充実	(1) 障害の種別に応じた情報提供サービスの充実 (2) 情報バリアフリー化の推進
	3 生活環境の整備	(1) 建築物などのバリアフリー化の推進 (2) 公共交通機関・道路環境の整備 (3) 住宅施策の充実 (4) 防災・防犯対策の推進
計画推進のために	計画の円滑な推進	計画推進体制の整備



# 第5章 分野別施策の展開

## 基本目標 I

### ともに学び・育ち、自立して暮らす

#### 施策分野 1 教育・療育の充実

- 各学校や関係機関との連携をとりながら、就学・教育に係る相談支援体制の充実を図ります。
- 個々の児童生徒へのきめ細かな支援を行うため、個々の能力・適性などを考慮した教育指導体制を整備します。

#### 施策の基本的方向

(1) 早期療育の充実

(2) 障害児教育の充実

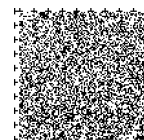
(3) 就学・教育相談の充実

(4) 教育環境の整備

#### (1) 早期療育の充実

##### 現状と課題

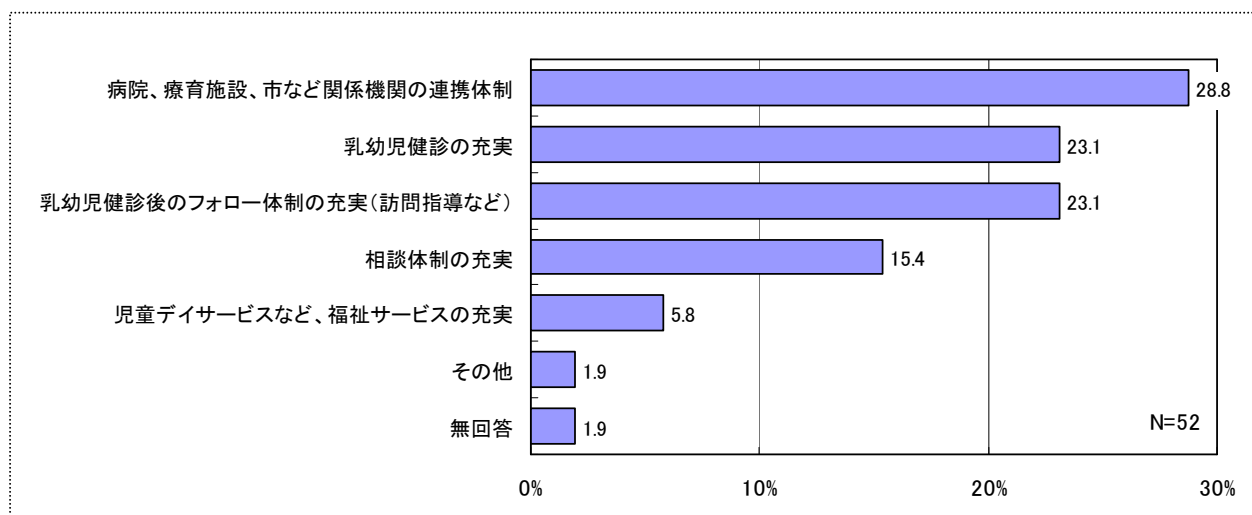
- 乳児期から学齢期までの発達は、その後の成長にとって大変重要な時期であり、障害の可能性や発達に不安がある場合、早期に状況を把握するとともに、適切な方法による支援を受けることが重要です。
- このような中、本市ではこれまで、障害児への早期療育に向けて、母子保健事業の充実や療育等の専門機関との連携による発達相談・支援体制の整備に取り組んできました。
- 障害福祉アンケート調査によると、「障害の早期発見のために必要なこと」(図 12)として、「病院、療育施設、市など関係機関の連携体制(28.8%)」、「乳幼児健診の充実(23.1%)」、「健診後のフォロー体制の充実(23.1%)」の順となっています。また、「障害の判定を受けた頃の家族(親)の気持ち」(図 13)については、「障害のことや福祉のことについての情報が少なかった(19.5%)」や「これからどうしてよいかわからなかった(18.0%)」、「障害や病気のことについて何もわからず、不安だった(17.2%)」となっています。



○運動発達に障害のある児童に対し、理学療法士<sup>※29</sup>が運動発達の援助や二次障害の予防のために機能訓練を行うとともに、機能訓練についての相談や施設・学校で取り組める体操などを指導し、保護者の不安軽減に努めていますが、今後も更なる充実が望まれています。

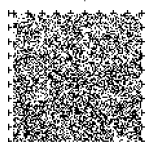
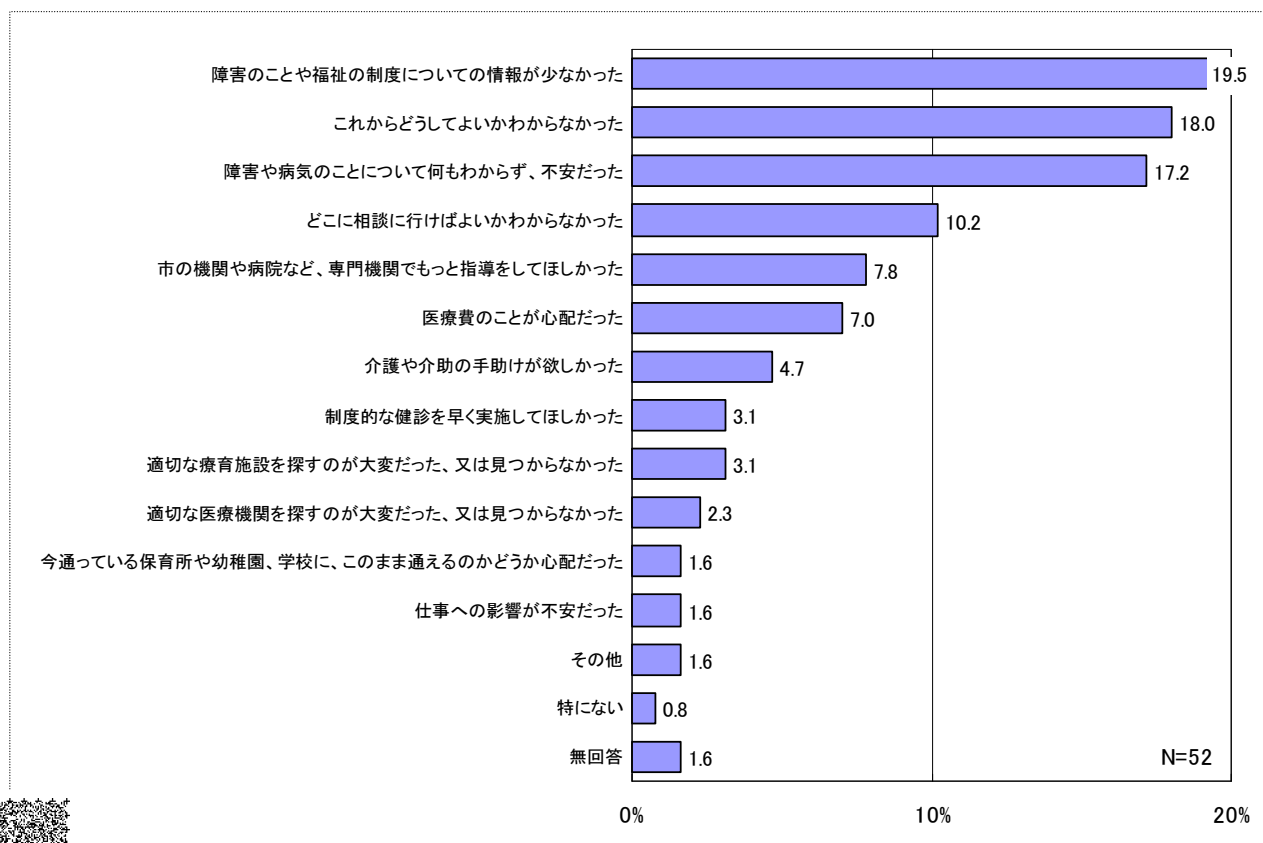
○障害の早期発見・早期療育のため、母子保健事業等の充実に努めるとともに、療育機関や医療機関、サービス事業者などとの連携を図りながら、一人ひとりの状況やライフステージに応じた保育・療育・教育の提供体制の充実に努める必要があります。

図 12 障害の早期発見のために必要なこと



〈宇部市障害福祉アンケート調査:平成22年8月実施〉

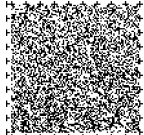
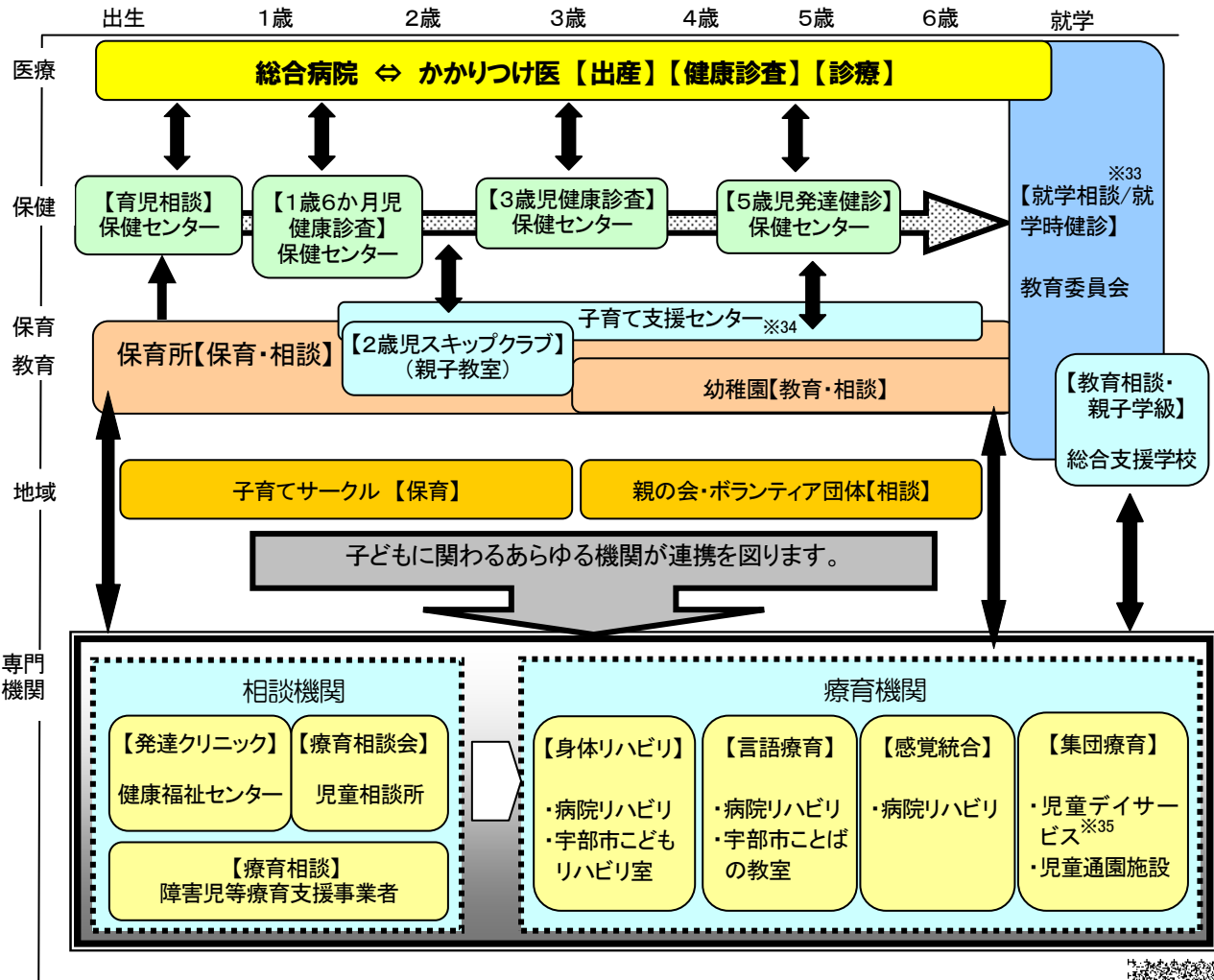
図 13 障害の判定を受けた頃の家族(親)の気持ち



**今後の取り組み**

施策事項	施策内容
①乳幼児の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児に対する健康診査を実施し、早期発見・早期治療、療育、訓練へと必要な支援が適切につながっていくよう努めるとともに、医療機関などとの連携を図り、子どもの発達支援を推進します。</li> </ul>
②療育ネットワークの充実 (図 14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児の健康診査や発育・発達に関する相談・支援を、発達クリニック<sup>※30</sup>や療育相談会などの総合療育システム<sup>※31</sup>を利用し、継続的に実施します。</li> <li>自閉症や学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)など、発達障害の早期発見に努めるとともに、障害の状態に即した適切な就学支援体制を整備します。</li> </ul>
③障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児等療育支援事業者<sup>※32</sup>と連携を図り、療育施設や保育施設の相互利用を図るとともに、必要に応じた保育士の配置など、障害児保育の充実を図ります。</li> </ul>

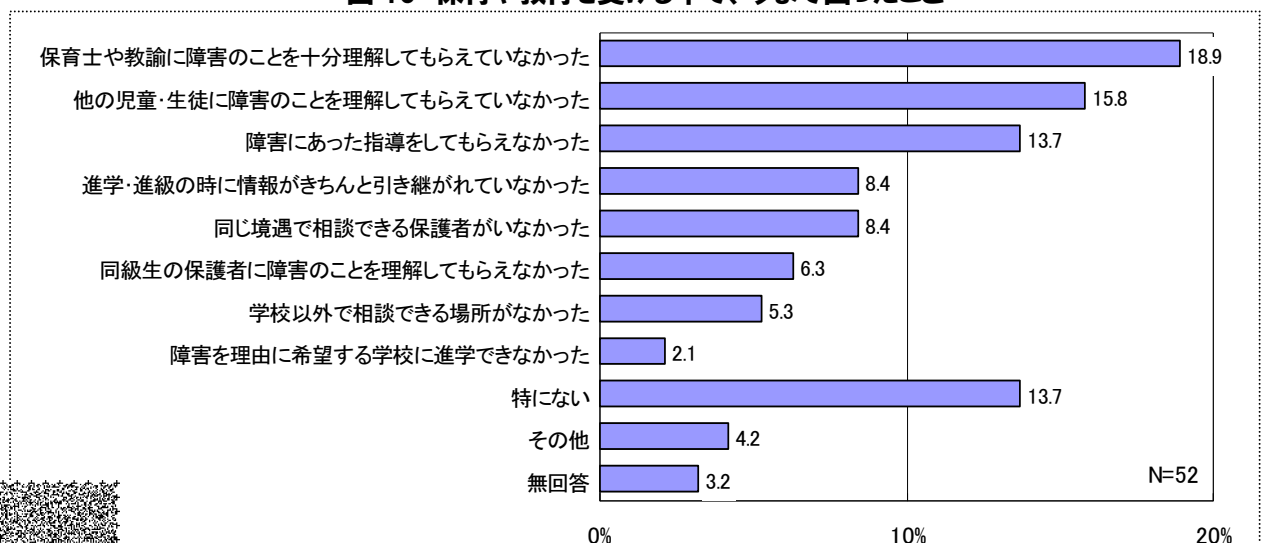
図 14 乳幼児の相談と療育ネットワーク



## 現状と課題

- 障害児の教育は、障害の程度に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から「特別支援教育<sup>※36</sup>」へと大きく転換し、新たな教育的支援体制のもとで、個別の教育支援計画<sup>※37</sup>に基づき、教育内容や方法などを工夫しながら、指導の充実に努めていくとともに、幼児期から卒業までの一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援が行われることとなりました。
- このような中、本市ではこれまで、子どもたちが障害のあるなしにかかわらず、ともに理解し学びあう教育を目指し、特別支援教育の充実を図ってきました。
- 総合支援学校<sup>※38</sup>と近隣小・中学校、特別支援学級と通常学級の児童生徒が、共同の学習活動や生活体験などを通じて交流することによる相互理解の促進に努めてきました。今後更に、地域とのつながりを重視した交流及び共同学習の充実を図る必要があります。
- 障害福祉アンケート調査によると、「保育や教育を受ける中で、今まで困ったこと」(図15)として、「保育士や教諭に障害のことを十分理解してもらえていなかった(18.9%)」、「他の児童生徒に障害のことを理解してもらえていなかった(15.8%)」、「障害にあった指導をしてもらえなかった(13.7%)」の順となっています。
- 特別支援学級や通級指導教室の担当者、通常学級の担任、補助教員など、教職員全体が障害児及び障害児教育に対する理解を深め、障害特性に配慮した教育を推進し、支援体制の充実を図ることが必要です。
- 障害児等療育支援事業者や療育施設との連携を図り、幼稚園・保育所や学校を訪問し、様々な障害児に個別の支援をしていく必要があります。また、特別な教育的配慮や支援が必要な学級に対しては、生活指導員<sup>※39</sup>・介助員などを配置する必要があります。

図15 保育や教育を受ける中で、今まで困ったこと



〈宇部市障害福祉アンケート調査:平成22年8月実施〉



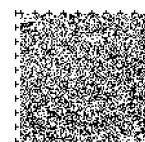
## 今後の取り組み

施策事項	施策内容
①障害児教育の体制強化 (図 16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係機関と連携を図り、幼稚園・保育所や学校を訪問し、早期発見・早期支援に努めます。</li> <li>■特別な教育的配慮や支援が必要な学級に対して、必要に応じて補助教員や生活指導員などを配置します。</li> <li>■障害のある児童生徒の良さや特性を生かすために、個々に応じた教育課程を編成し、一人ひとりを大切にする教育を推進します。</li> </ul>
②通級指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内の小・中学校の通常学級に在籍する障害のある児童生徒がより良い指導・支援が得られるよう、通級指導のニーズを把握しながら、年次的に通級指導教室を設置していくとともに、指導の充実に努めます。</li> </ul>
③交流教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特別支援学級と通常学級の児童生徒が、それぞれの特性を生かして、共同の学習活動や生活体験などができるよう、交流教育を推進します。また、総合支援学校の児童生徒と近隣小・中学校の交流や居住地校との交流も推進します。</li> </ul>
④体験学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■より広い視野を持たせるとともに、知識と能力の向上を図り、自立や社会参加に向けて主体的に取り組めるよう、社会体験を含めた体験学習を推進します。</li> </ul>

### (3) 就学・教育相談の充実

#### 現状と課題

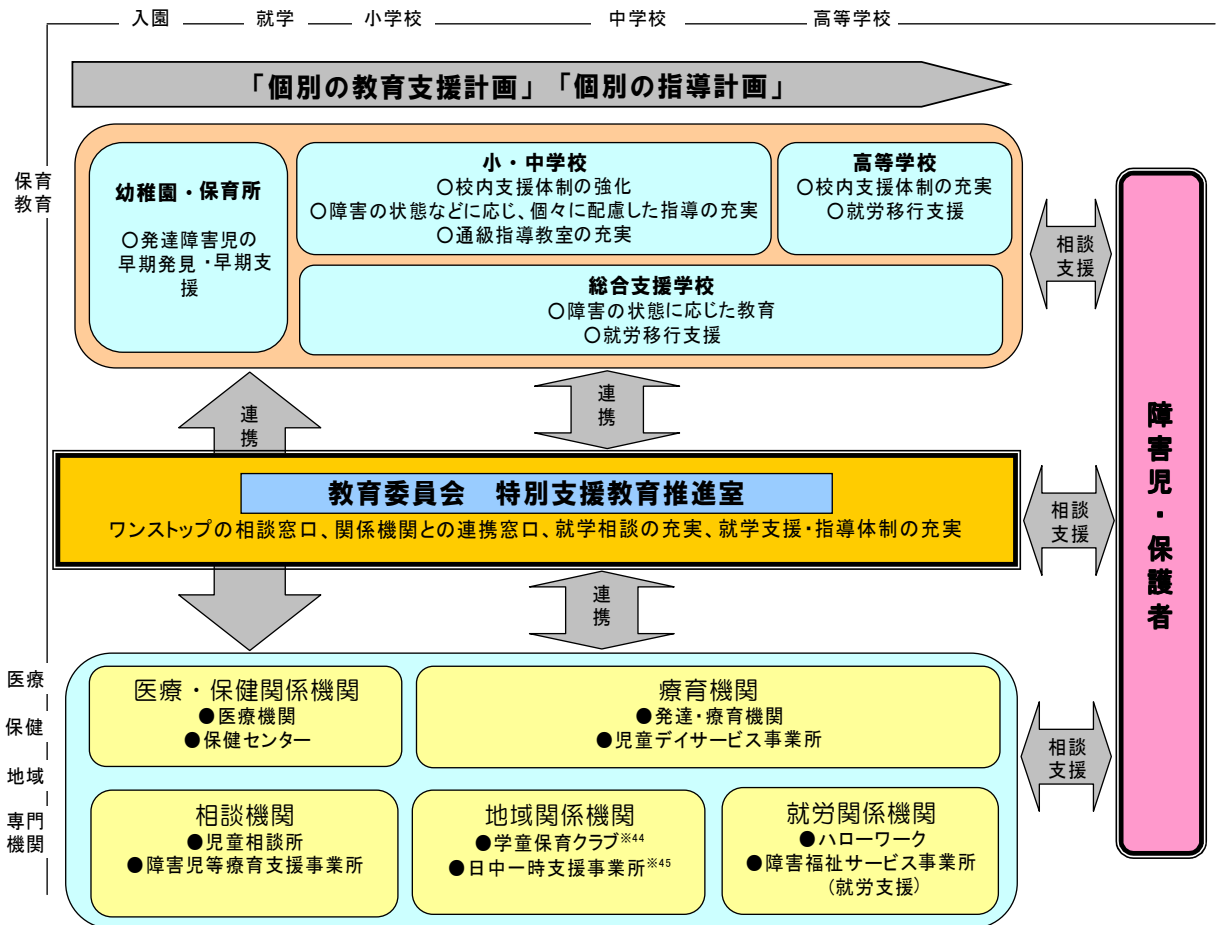
- 新たな進路を選択する障害児とその家族にとって、教育機会の選択は人生の大きな岐路の一つです。
- 各学校においては、特別支援教育推進室<sup>※40</sup>や山口県ふれあい教育センター<sup>※41</sup>・特別支援教育センター<sup>※42</sup>、スクールカウンセラー<sup>※43</sup>、医療機関などと連携を図り、児童生徒の保護者に情報提供や相談活動を実施していますが、今後は更に、子ども一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに対応できるよう相談支援体制を充実する必要があります。
- 就学先の決定については、今後も保護者の意向を十分に把握し、関係機関と連携を図りながら進める必要があります。



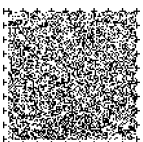
**今後の取り組み**

施策事項	施策内容
①就学相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ワンストップの総合相談窓口で、発達や就学、進路、就職に関する相談などあらゆる相談を受け付け、相談内容により関係機関と連携を図りながら、相談者と関係機関のコーディネートを図ります。</li> <li>■障害児の適正な就学指導を進めるために、総合相談窓口で随時相談を受け付けるほか、就学前の障害児と保護者を対象とした就学相談会を実施します。</li> </ul>
②関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各幼稚園・保育所、学校、関係機関との連携を密にし、就学相談を継続的・計画的に実施して、適正就学に努めます。</li> <li>■各学校においては、県の教育機関や各医療機関などと連携を図りながら、教育相談活動を推進します。また、教職員や関係機関で事例検討会を開催し、情報の共有化やネットワークの強化を図るとともに、支援の必要な親子をサポートします。</li> </ul>

**図 16 障害児教育における乳幼児からの一貫した支援体制**



〈平成 23 年3月現在〉

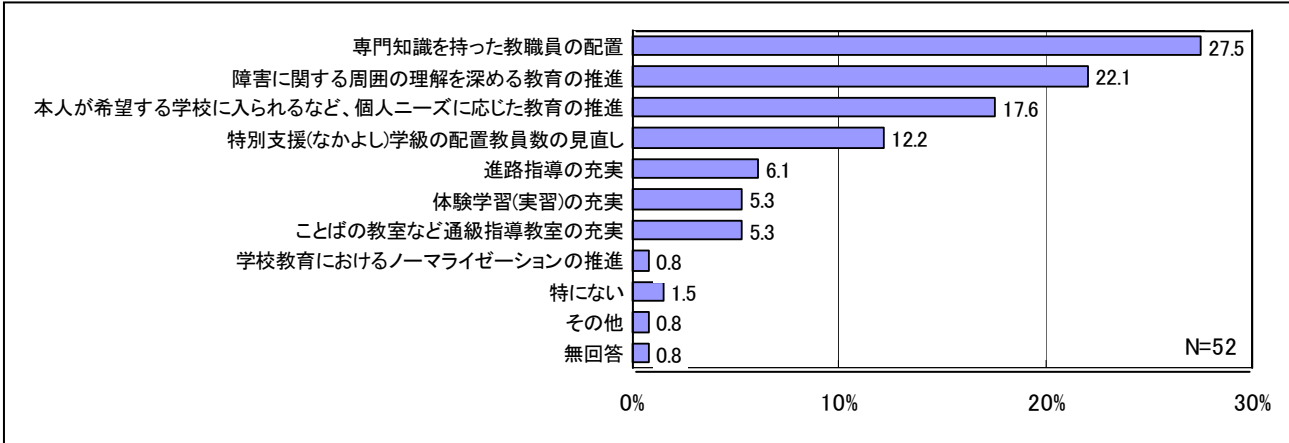


(4) 教育環境の整備

現状と課題

- 発達障害など、障害の多様化が進む中、通常学級にも支援を必要とする児童生徒が増えています。
- 障害福祉アンケート調査によると、「障害児教育に関する要望」(図 17)として、「専門知識を持った教職員の配置(27.5%)」、「障害に関する周囲の理解を深める教育の推進(22.1%)」、「個人ニーズに応じた教育の推進(17.6%)」の順となっています。
- 障害者個々の医療情報や教育情報などを、発達ステージが変わっても一貫してつながった情報として、支援者間で共有することが必要です。
- 通常学級・特別支援学級に関係なく、教職員の研修会などを実施して、障害についての理解を深め、指導力や専門性を高めていくことが必要です。

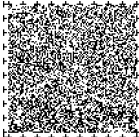
図 17 障害児教育に関する要望



〈宇部市障害福祉アンケート調査:平成 22 年8月実施〉

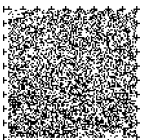
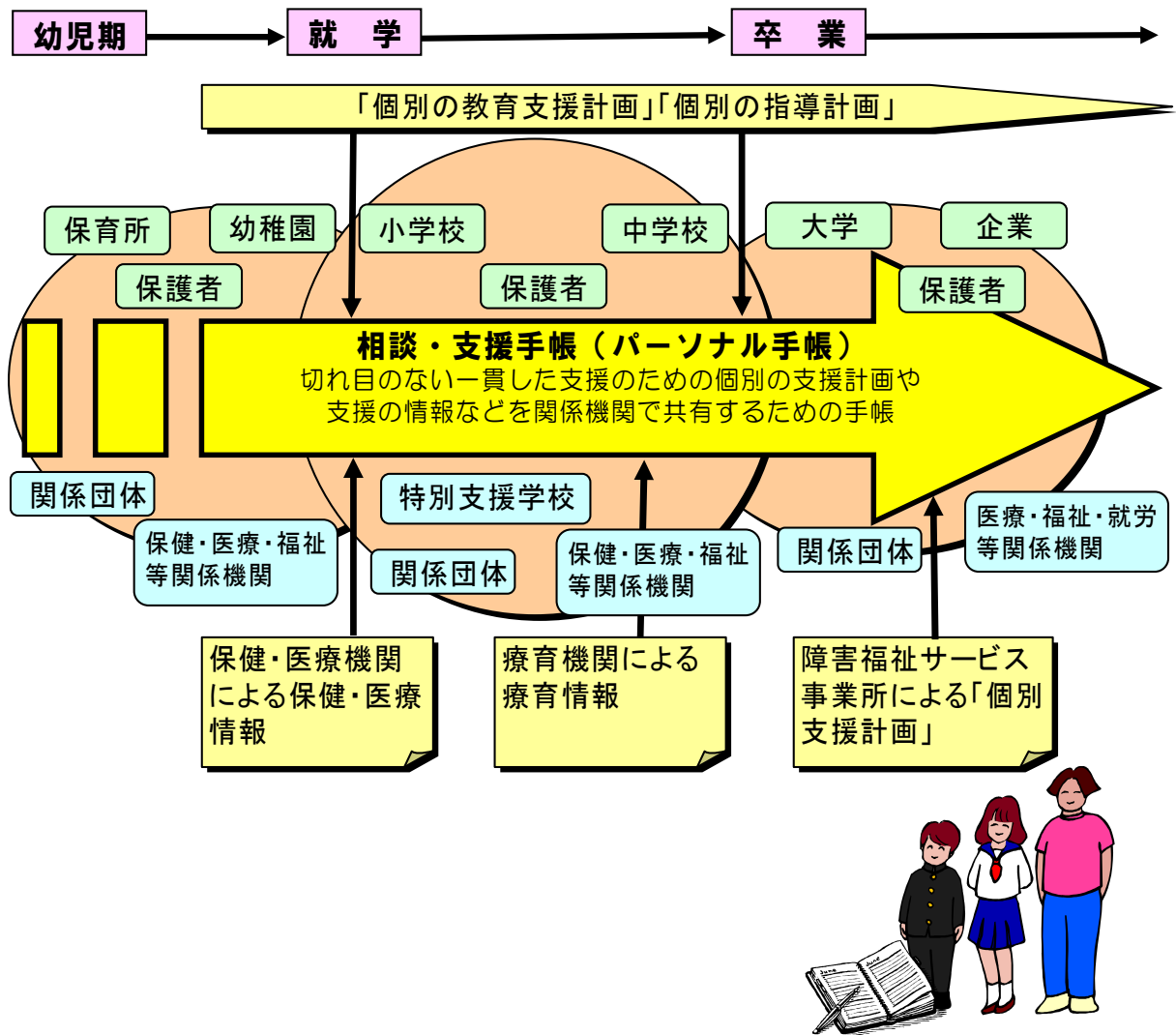
今後の取り組み

施策事項	施策内容
①障害児支援情報共有システム <sup>※46</sup> の推進 (図 18)	<p>■一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けることができるよう、乳幼児や学齢期、青年期など、発達ステージが変わっても、保育・教育・保健・医療・福祉等の各関係機関の情報を支援者間で共有することにより、各関係機関の連携のもと、一貫した支援が行われるよう「相談・支援手帳<sup>※47</sup>(パーソナル手帳)」を活用した情報共有システムを構築します。</p>



②教職員などの資質向上	<p>■特別支援教育に係る研修を充実し、教職員・生活指導員・介助員・保育士等の障害に対する理解や支援技術の向上に努めるとともに、地域コーディネーター※<sup>48</sup>などの活用により、障害の程度や発達段階に応じた教育内容・指導方法の充実を図ります。</p>
③地域生活支援の充実	<p>■学童保育クラブなど、障害児と家族の支援を担う地域資源に対して、関係機関との連携を図り、内容の充実を図ります。</p>

図 18 障害児支援情報共有システム



## 施策分野 2 保健・医療サービスの充実

- 関係機関との連携を図り、障害の原因となる疾病の予防や障害の早期発見のための対策を進めます。
- 障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、保健師などによる訪問指導をはじめとした相談支援体制を充実します。

### 施策の基本的方向

(1) 疾病の予防・早期治療の充実

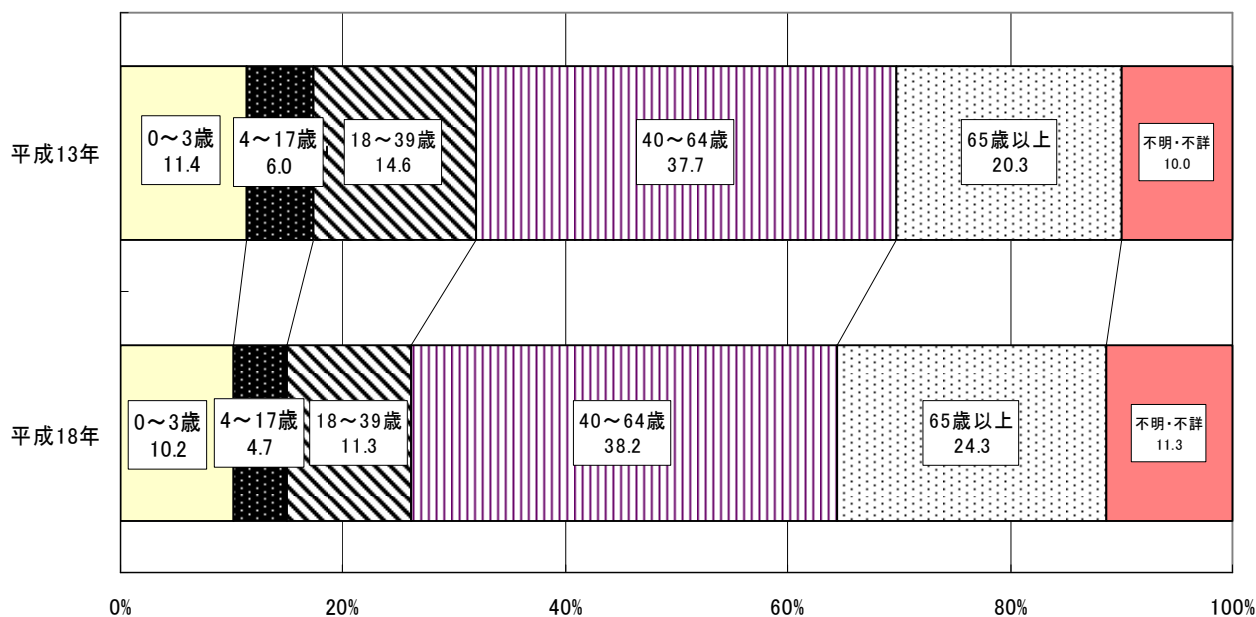
(2) 障害者の健康相談・指導体制の充実

### (1) 疾病の予防・早期治療の充実

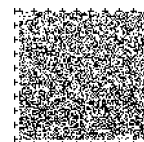
#### 現状と課題

- 障害には、疾病や事故などによる後天的な障害（中途障害）もあり、この「中途障害」の占める割合が近年、増加する傾向（図 19）にあると言われています。
- 障害の原因となる疾病を予防するために、健康診査や健康相談、健康教室などの健康づくり事業の充実に努める必要があります。
- 福祉医療費の助成については、県と共同で実施しており、医療費負担の軽減を図る観点から、福祉医療費助成制度<sup>※49</sup>の継続が求められています。

図 19 障害発生時の年齢階層（身体障害者・在宅）



〈厚生労働省：身体障害児・者実態調査〉



## 今後の取り組み

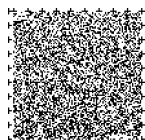
施策事項	施策内容
①親子(母子)の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公費負担による健康診査(妊婦健康診査)や妊婦教室を開催し、妊婦の健康状態の把握に努め、医療機関と連携を図り、適切な支援を行います。</li> <li>■父親なども利用できる親子(母子)健康手帳の交付者全員に対して、保健師による個別指導や相談を行い、健康づくりを推進します。</li> </ul>
②青少年の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育機関と連携し、青少年に対して、妊娠・出産の正しい知識の普及のために、性教育を含めた健康教育を推進します。</li> </ul>
③高齢者の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■65歳以上の二次予防事業対象者に対して、健康教育や機能訓練により、生活機能低下の防止と要介護状態への予防を図ります。</li> </ul>
④生活習慣病など予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害の原因となる生活習慣病の予防や早期発見のための健康診査を実施するとともに、予防に向けた知識の普及や啓発を図るための健康相談・健康教室の充実を図ります。</li> </ul>
⑤福祉医療費助成制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重度心身障害者の医療費の自己負担に対する助成を行い、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。</li> </ul>

(2)

## 障害者の健康相談・指導体制の充実

### 現状と課題

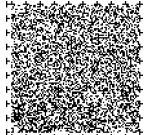
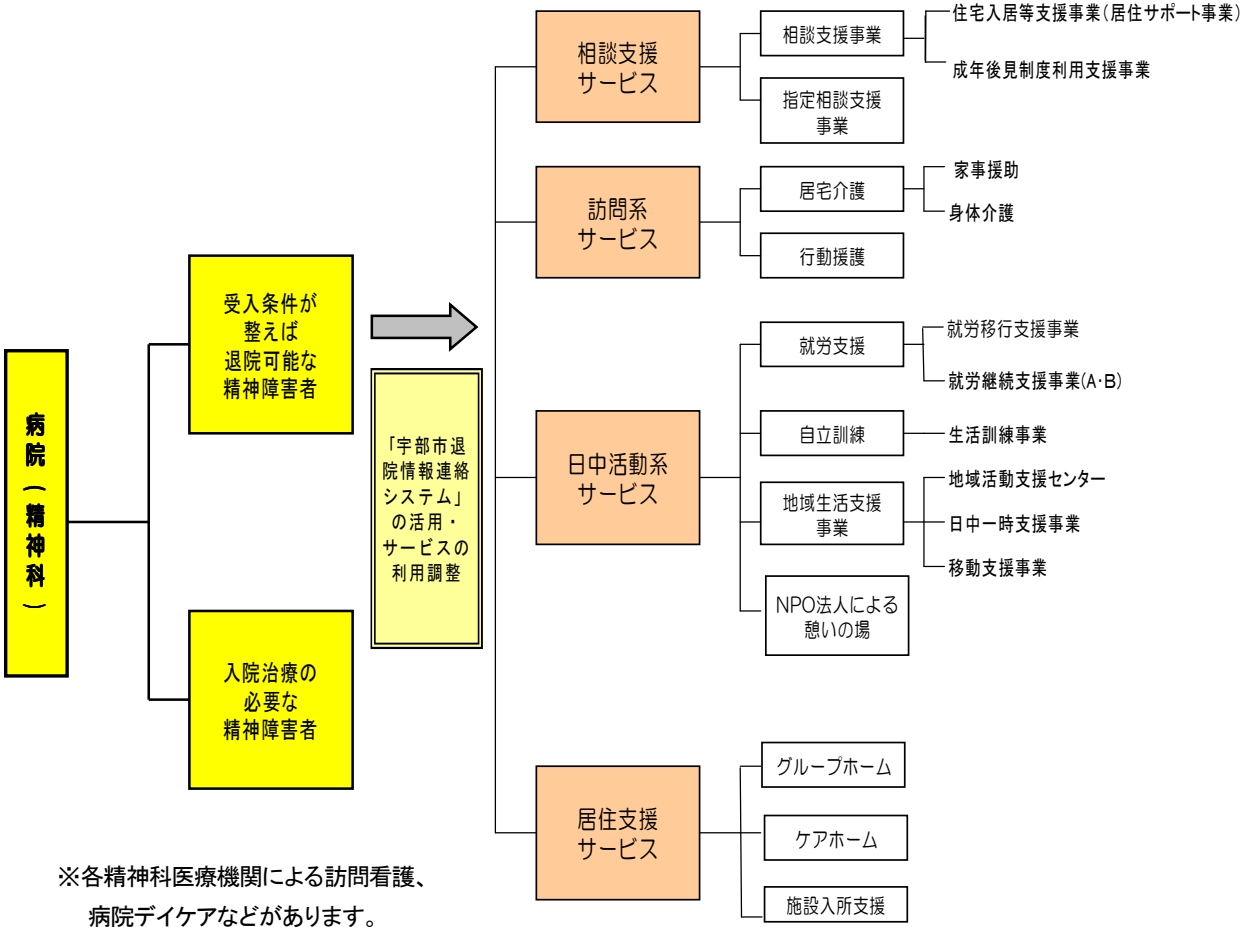
- 障害者が地域生活を営む上では、それぞれのライフステージに応じた障害の軽減や自立支援のためのリハビリテーションが必要です。
- 保健師による障害者への相談・訪問指導により、医療や訓練につなげるとともに、日常生活の援助や社会参加への支援を行っています。
- 運動機能に障害のある成人障害者に対し、理学療法士が医師の指示のもと、身体機能の維持や二次障害の予防を図ることを目的に、個別の機能訓練や家庭で行なえる機能訓練などについて助言指導を行なっています。また、理学療法士が施設を訪問し、施設職員の相談に応じるとともに、施設で取り組める体操などを指導しています。今後も更なる充実が望まれています。
- 障害者やその家族が抱えるさまざまな生活上の問題を解決していくためには、身近な地域で相談できる体制づくりが求められます。
- 複雑・多様化した環境の変化に対応し、精神障害者の円滑な地域移行に向けて、サービスなどを総合的に調整する体制の整備が求められています。



**今後の取り組み**

施策事項	施策内容
①相談・訪問指導の充実	<p>■障害者及びその家族に対して、個々に応じた生活支援のために、保健師などが相談・指導を行います。</p> <p>■障害者の在宅療養を支援するための看護師などによる訪問看護については、サービス調整を行うとともに、利用促進に努めます。</p>
②機能訓練指導の充実	<p>■成人に対する身体機能の維持と二次障害予防の機能訓練や相談、また、65歳未満の何らかの障害を有する人や65歳以上の二次予防事業対象者に対する要介護状態への予防のため、日常生活訓練に重点を置いた心身の機能回復訓練を行います。</p>
③精神障害者の社会参加への支援(図20)	<p>■病院から在宅への移行や在宅生活の継続など、精神障害者の社会参加に向けて、精神保健福祉に係るネットワークを構築し、地域生活の支援体制の強化を図ります。</p>

**図 20 病院(精神科)からの地域生活移行受け入れ体制**



## 施策分野 3 福祉・生活支援の充実

- 障害者への相談支援体制を強化することにより、障害者自らが必要なサービスを選択し、自立した暮らしを送れるよう様々な支援の充実を図ります。
- 利用者本位の考え方に立って、個々の障害者の多様なニーズに対応するサービスの量的・質的な充実に努め、障害者が豊かな地域生活を送れるような支援体制を整備します。
- 保健・医療・福祉のサービス提供システムなど、障害者に対する支援体制の整備充実を図ります。
- 地域、行政、社会福祉協議会などが協働して、各地域において障害者福祉の実践に取り組み、地域福祉のネットワークづくりを進めます。

### 施策の基本的方向

(1) 相談支援体制の充実

(2) 福祉サービスの充実

(3) 地域支援システムの充実

### (1) 相談支援体制の充実

#### 現状と課題

○障害者やその家族が不安になったり、孤立感に陥らないようにするために、いつでも気軽に話し合えたり相談できる身近な相談場所が必要です。また、福祉サービスなど必要なサービスを自ら選択し契約を行うためには、わかりやすく的確な情報提供を行うとともに、個人のニーズに合わせ複数のサービスを組み合わせて利用するプランニングや事業所間の調整、サービス導入後のフォローアップなど、ケアマネジメント<sup>※50</sup>を含む相談支援体制が重要となります。

○障害特性により生活支援制度やサービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が十分でないために生じているさまざまな問題のほか、家庭や施設における虐待や権利侵害、障害者や高齢者を狙った金銭詐取等の犯罪被害など、障害者を対象とする権利擁護<sup>※51</sup>の推進は、社会的に急を要する問題となっています。

○障害福祉アンケート調査によると、「困った時の相談相手」(図 21)として、「家族」と回答した人が最も多く、身体障害者の 39.8%、知的障害者の 34.2%、精神障害者の 29.1%を占めています。しかし、「障害児を育てていく上での将来に対する不安」(図 22)や障害者関係団体の意見交換会では、親の高齢化により、親亡き後の本人の生活方法や財産管理などに不安を感じるとの意見が多く出されています。

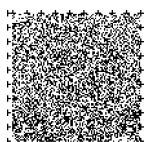
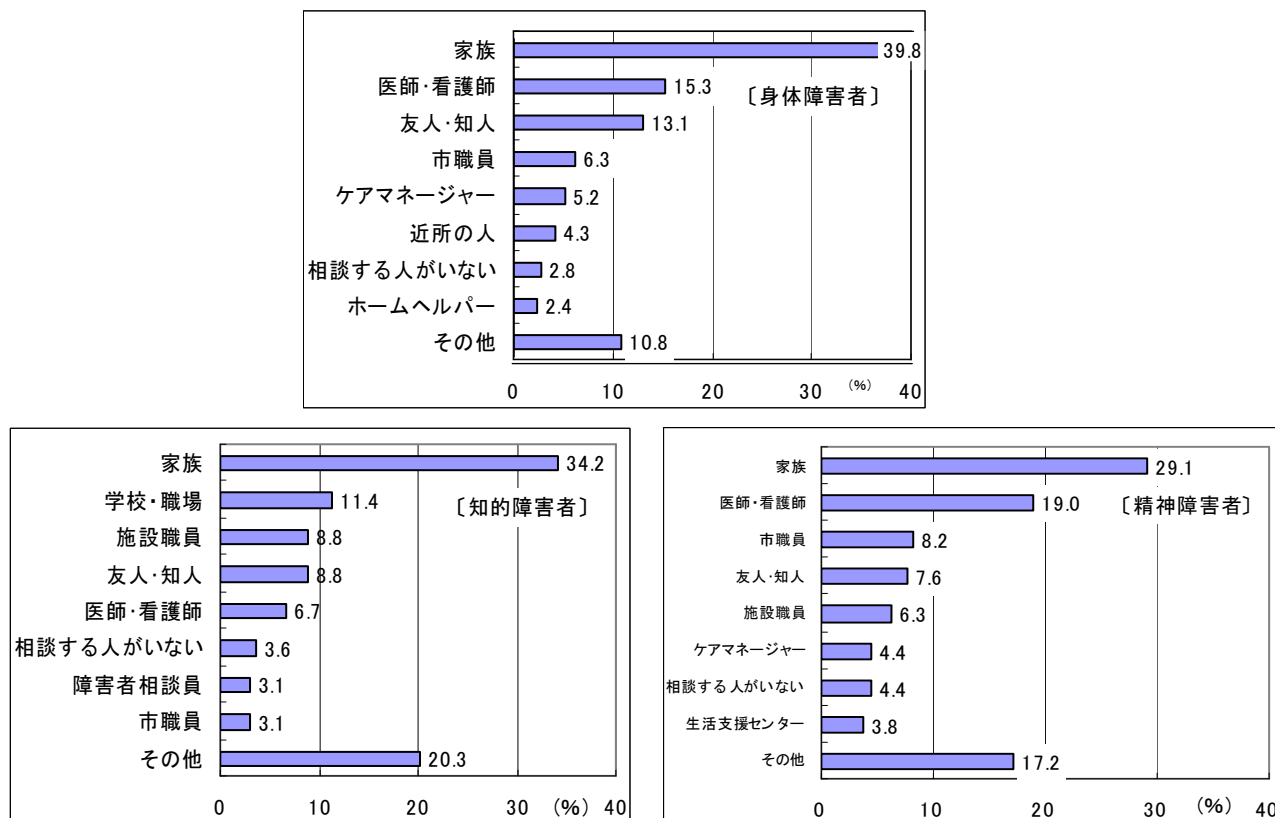


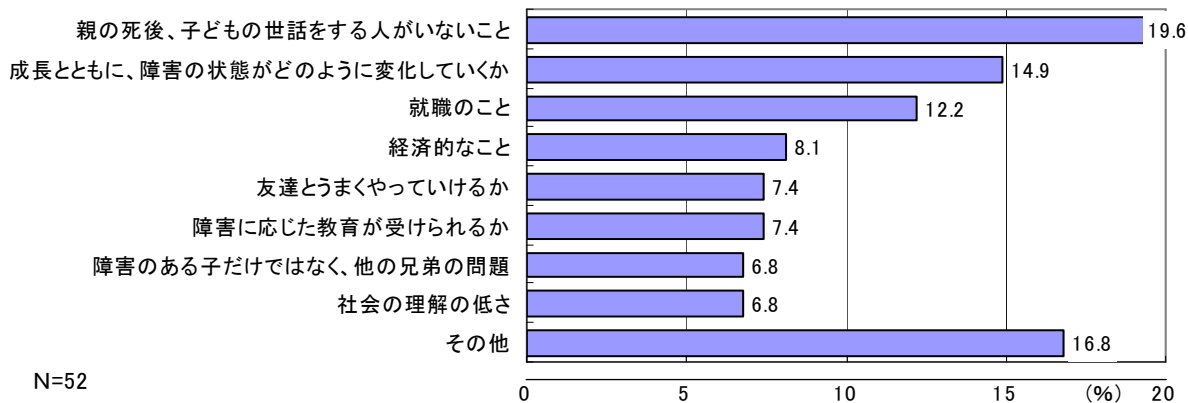


図 21 困った時の相談相手



〈宇部市障害福祉アンケート調査:平成22年8月実施〉

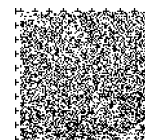
図 22 障害児を育てていく上での将来に対する不安



〈宇部市障害福祉アンケート調査:平成22年8月実施〉

○本市ではこれまで、市の障害福祉課窓口、障害者相談支援事業者<sup>※52</sup>をはじめ、障害者相談員<sup>※53</sup>や民生委員・児童委員<sup>※54</sup>、障害者関係団体などによって、身近な地域での相談活動に努めており、地域に根ざした相談支援体制づくりに取り組んできました。

○障害者が住み慣れた地域で安心した生活を送るため、障害者やその家族等が抱えるさまざまな問題の解決に向けて、今後も障害者相談支援事業者や社会福祉協議会などの関係機関との連携を図り、成年後見制度<sup>※55</sup>や福祉サービスなど、地域における総合的な支援体制を充実する必要があります。



○権利擁護については、成年後見制度に関する制度が十分に周知されていない状況があることから、制度の周知を図るとともに、専門的な機関へ円滑につなぐ仕組みづくりを行う必要があります。

○障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、相談支援体制の更なる充実を図る必要があります。

### 今後の取り組み

施策事項	施策内容
①地域相談支援体制の充実(図 23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者や家族などからの様々な相談内容に応じて、サービス事業所や保健・医療・福祉の関係機関との連携を図り、障害者相談員などの身近な相談窓口や専門的な相談機関に至る総合的な相談支援体制を充実します。</li> <li>■相談支援事業の更なる周知を図るとともに、障害者が抱える様々な問題に対し、その人に応じたきめ細かな支援が行えるように、相談支援事業におけるケアマネジメント体制の強化を図ります。</li> </ul>
②居住サポート事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者が入所施設又は病院から地域生活へ移行し、安心して地域での生活ができるように支援します。特に、障害者の地域での住まいの確保を支援するために、障害者相談支援事業者において円滑な入居調整などができるよう機能強化を図ります。</li> </ul>
③権利擁護施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業の周知と利用の促進を図ります。</li> <li>■親亡き後の不安を解消するために、成年後見制度の周知と利用の促進を図ります。</li> </ul>

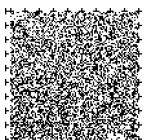
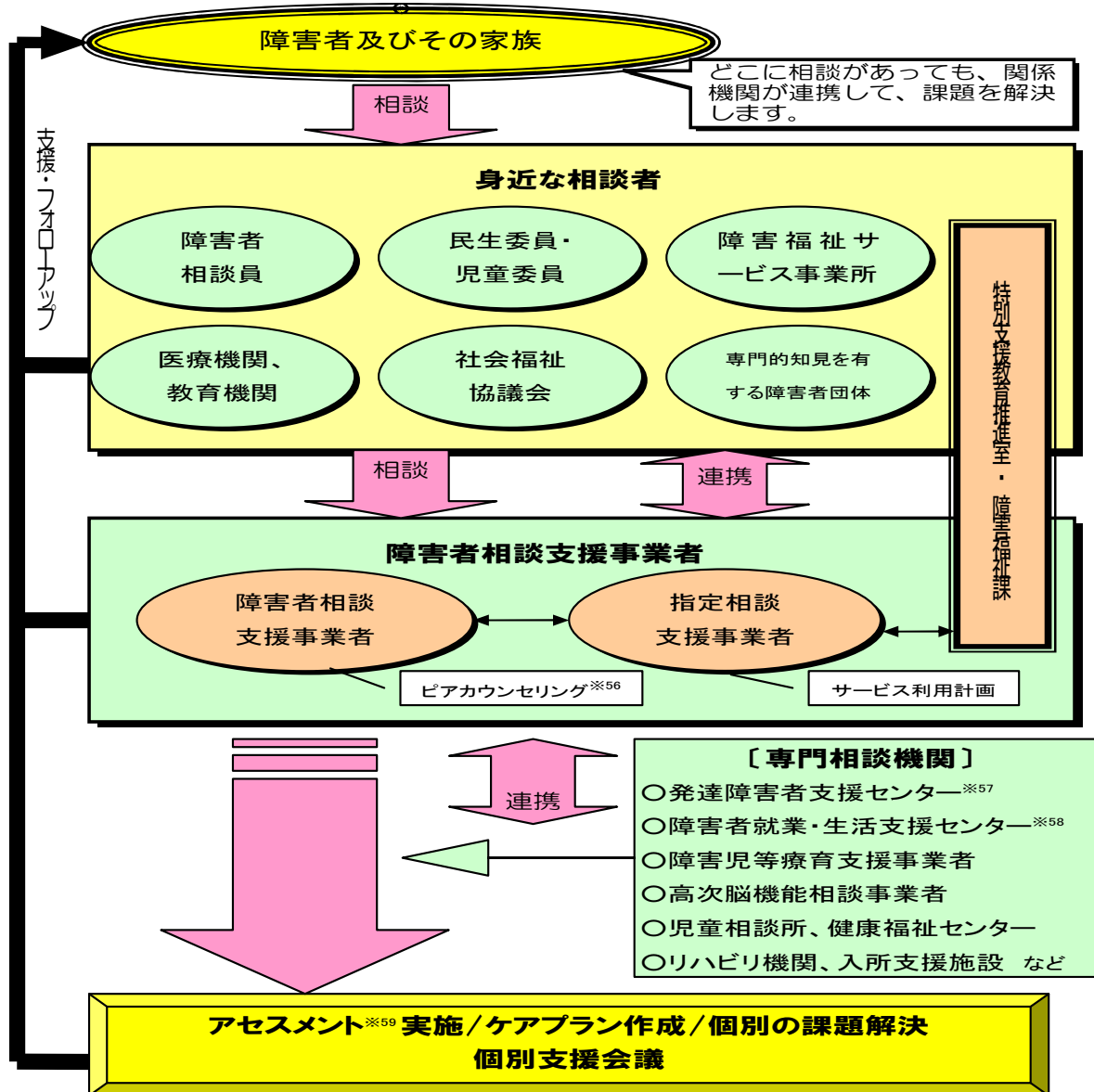


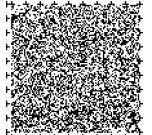
図 23 宇部市の相談支援体制



(2) 福祉サービスの充実

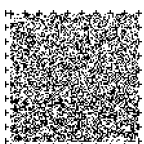
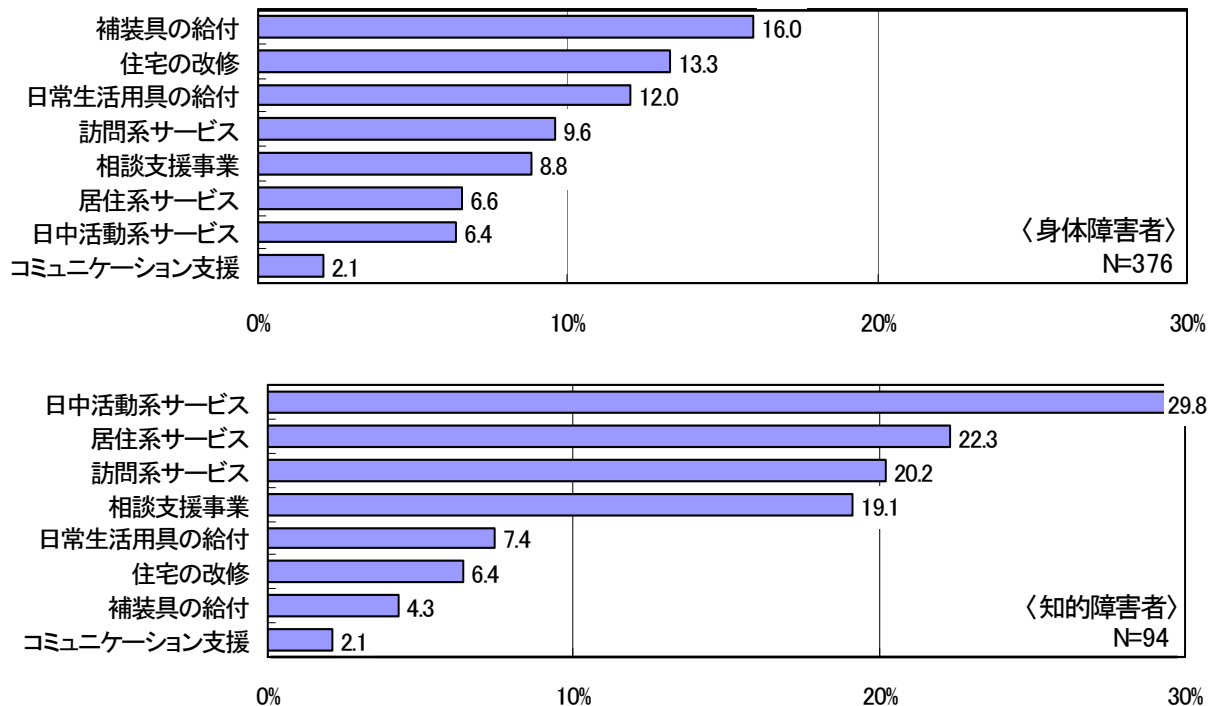
現状と課題

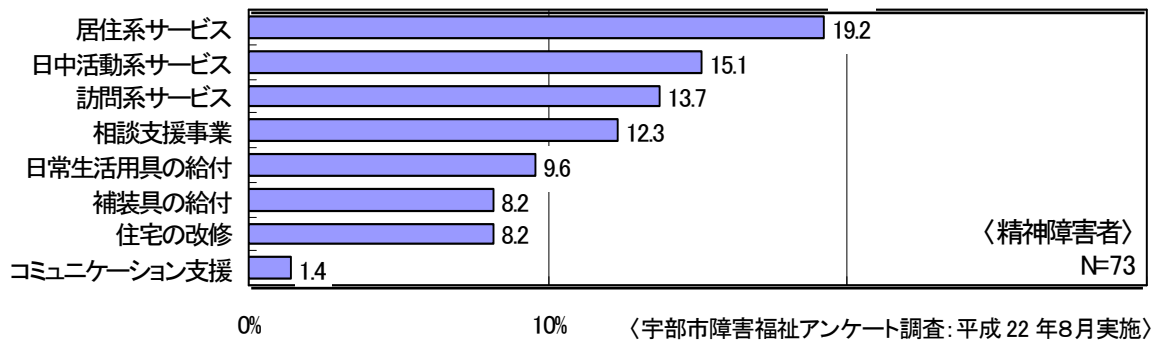
- 平成 18 年の障害者自立支援法の施行後、本市においても新サービス体系※60 への移行が進み、福祉サービスの一本化により、障害の種別にかかわらず、共通の福祉サービスを利用できる環境が整備されています。
- 障害福祉アンケート調査によると、「障害福祉サービスの利用意向」(図 24)として、身体障害者は「補装具の給付(16.0%)」・「住宅の改修(13.3%)」・「日常生活用具※61 の給付(12.0%)」となっており、知的障害者は「日中活動系サービス(29.8%)」・「居住系サービス(22.3%)」・「訪問系サービス(20.2%)」、精神障害者は「居住系サービス(19.2%)」・「日中活動系サービス(15.1%)」・「訪問系サービス(13.7%)」の順となっています。



- 地域生活におけるきめ細かいニーズに対応するため、地域での障害者福祉に関する相談、日中における活動の場の確保、創作活動や生産活動の機会の提供などの事業を実施しています。
- 障害者が住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、障害の特性や程度に応じ、必要な支援を必要な時に受けられる様々な福祉サービスの充実が求められています。今後も、必要なサービス量の確保やサービスの質の向上など、サービス事業者等と連携し、利用者のニーズに合ったサービスの提供に努める必要があります。
- 移動に制約のある障害者が自立した生活を営み、社会活動等に参加するためには、外出の支援が必要ですが、利用が長期の休みや土日に集中することなどによる支援者不足が課題となっているため、制度の充実を図る必要があります。併せて、コミュニケーションなどの支援も充実する必要があります。
- 小規模多機能型居宅介護事業所<sup>※62</sup>での障害児のデイサービスや障害者の短期入所の事業で、必要なサービスを身近なところで受けられるための整備を進めています。また、日中活動については、医療的ケアを必要とする障害者の受け入れの拡充が課題となっています。
- 緊急に入所等が必要な障害者の支援システムの構築など、障害に応じた受け入れ体制のためのサービス提供基盤の整備が必要です。

図 24 障害福祉サービスの利用意向





### 今後の取り組み

施策事項	施策内容
①障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者が必要とするサービスについて、質の高いサービスを円滑に提供できるよう体制を整備します。</li> <li>■施設や病院からの地域移行を希望する人について、グループホーム<sup>※63</sup>・ケアホーム<sup>※64</sup>の入居や在宅生活などにより、地域移行を支援します。</li> <li>■障害者の身体機能を補完又は代替することで日常生活をしやすいするため、補装具費支給制度<sup>※65</sup>の普及促進を図るとともに、重度障害者に対して特殊寝台<sup>※66</sup>・便器などの日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。</li> <li>■行動上の課題や医療的ケアなど、特別なニーズがある在宅の人たちが利用できる短期入所サービスや通所サービスを推進します。</li> </ul>
②小規模多機能サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者の家族の負担軽減や受け入れ施設不足の解消のために、小規模多機能型居宅介護事業所での障害児のデイサービス・障害者の短期入所を推進します。</li> </ul>
③移動支援対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者の社会参加を促進するため、移動支援事業については、国の動向を踏まえ、より利用しやすいサービスを目指します。</li> <li>■福祉タクシー券<sup>※67</sup>や障害者バス優待乗車証<sup>※68</sup>の交付により、障害者の外出を支援します。</li> </ul>
④緊急時支援体制の構築 (図25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■入所施設と居宅サービス事業所、相談支援機関など、地域生活を支える関係機関との連携を図ることにより、緊急の対応を要する障害者のための支援体制を構築します。</li> </ul>

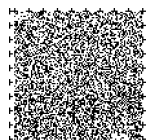
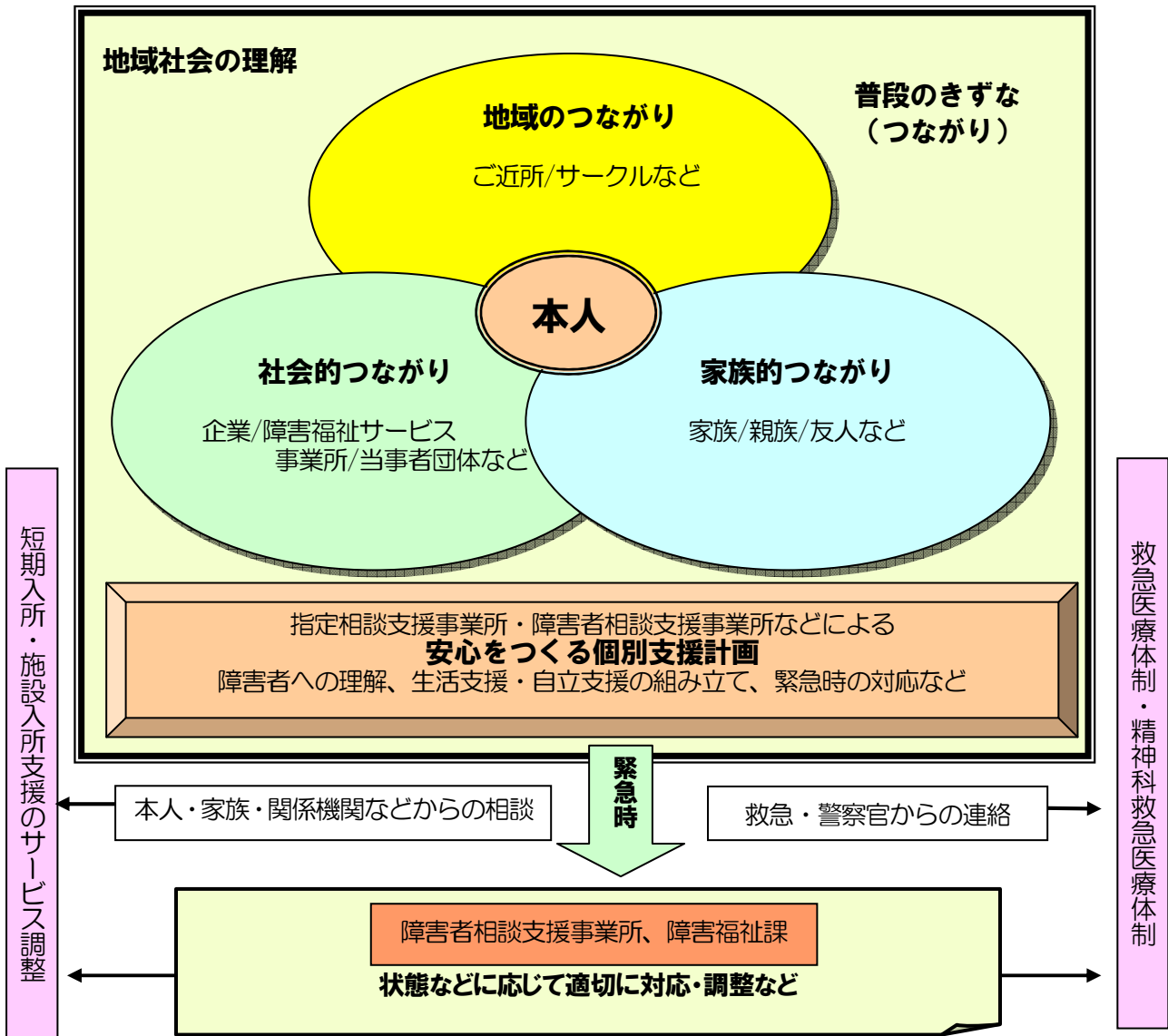


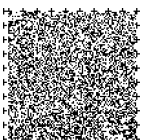
図 25 緊急時のための支援体制



(3) 地域支援システムの充実

現状と課題

- 保健・医療・福祉・教育・就労関係者も加わる「障がい等地域支援ブロック会議<sup>※69</sup>」などを設置し、障害者の地域移行や就労等の支援に係るネットワークを構築しています。
- 障害者が受診しやすい医療体制、医療的ケアが必要な障害者への対応の充実が求められています。
- 相談支援などの活動で把握された地域課題については、地域自立支援協議会<sup>※70</sup>で共有し、協議することで、地域全体の相談支援をはじめとした障害福祉全般に係る体制のレベルアップを進めています。



○障害者が地域において安心して生活を送るため、保健・医療・福祉・教育・就労などの支援者やボランティア、当事者・家族との連携を深める必要があり、今後、更に支援者のネットワークの充実が必要です。

○関係病院や保健師、障害者相談支援事業者などの連携により、退院調整を行う「宇部市退院情報連絡システム<sup>※71</sup>」は、平成21年度において年間約300人が利用しており、5年前(平成16年度)の約1.6倍になっています。

○地域における福祉の課題は、地域社会全体の課題であることから、高齢者や障害者などを地域で支えていく仕組みづくりのため、地域福祉の拠点となる「ご近所福祉活動推進事業<sup>※72</sup>」に取り組んでいます。

### 今後の取り組み

施策事項	施策内容
①支援者ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者一人ひとりのニーズにきめ細かく対応するために、当事者・家族と障害者相談支援事業者や指定相談支援事業者を中心とした障害福祉サービス事業者などの関係者で個別支援会議を開催し、個別の課題に対応する支援体制を強化します。</li> </ul>
②サービス提供システムの強化(図26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「障がい等地域支援ブロック会議」、「支援センター・社会福祉協議会及び障害福祉課連絡会議」、「地域自立支援協議会」などで、地域課題の解決に向けた協議や検討を行ない、サービスの提供体制を強化します。</li> </ul>
③退院情報連絡システムの推進(図27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「宇部市退院情報連絡システム」の更なる充実に努め、入院中の障害者などの円滑な地域生活の移行を促進します。また、施設で生活している障害者が地域での生活を希望した場合は、関係機関で十分な調整を行い、地域生活への支援を行います。</li> </ul>
④地域で支えあうネットワークづくりの推進(図28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「宇部市地域福祉計画」や「宇部市社協第四次地域福祉活動計画」なども踏まえ、障害者の生活全般を地域で支える取り組みについて、関係機関と連携して推進します。</li> <li>■地域全体で高齢者や障害者などを支えていく、地域福祉の拠点を整備するため、「ご近所福祉活動推進事業」を拡充します。</li> <li>■社会福祉協議会や地域と緊密な関係を保ちながら、引き続き、「福祉の輪づくり運動<sup>※73</sup>」を支援し、多様な福祉活動が地域の中で確立するように努めます。</li> <li>■地域における閉じこもり防止・介護予防を目的とした「ふれあいきいきサロン活動<sup>※74</sup>」は、地域の障害者も参加できるよう環境を整えます。</li> </ul>

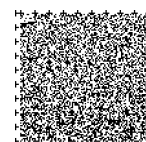


図 26 地域課題の解決システム

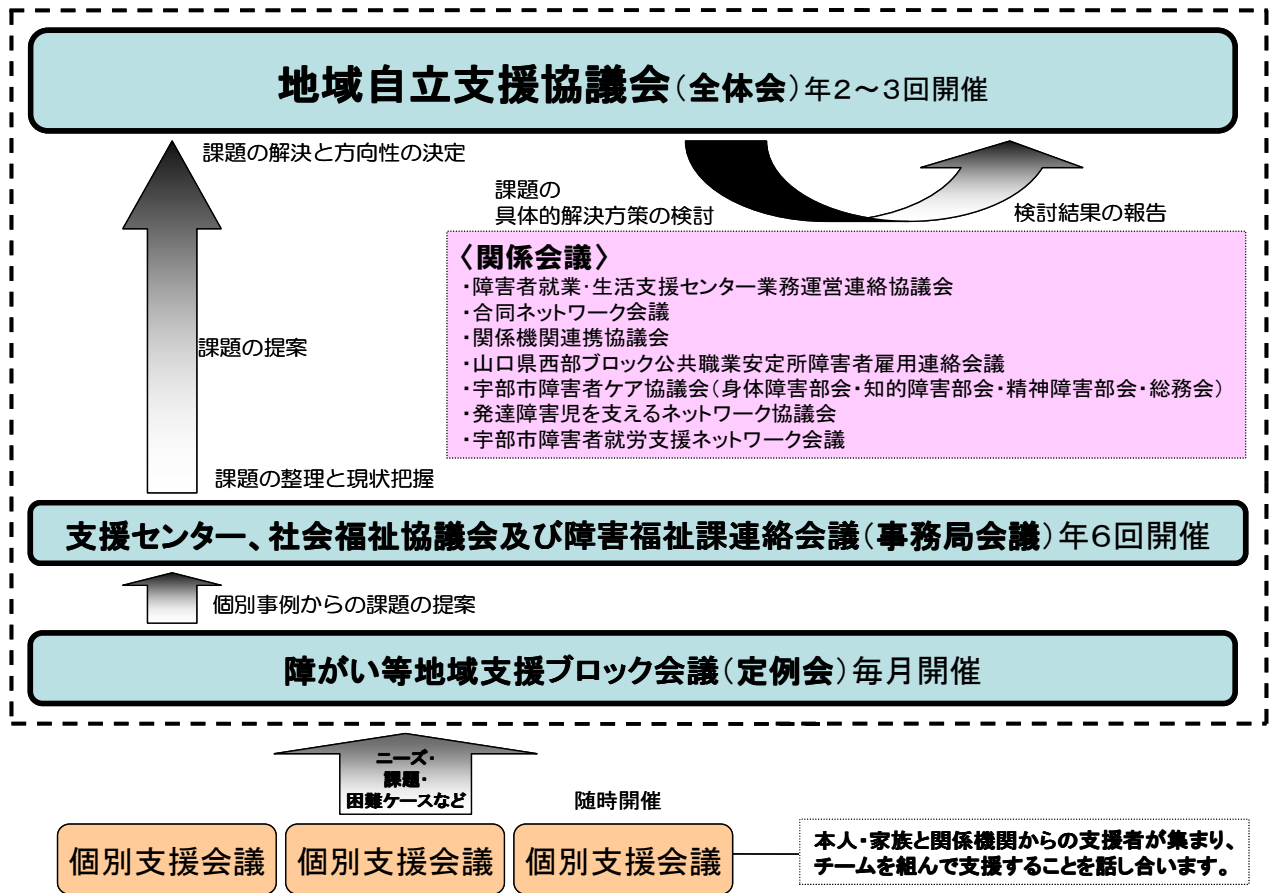
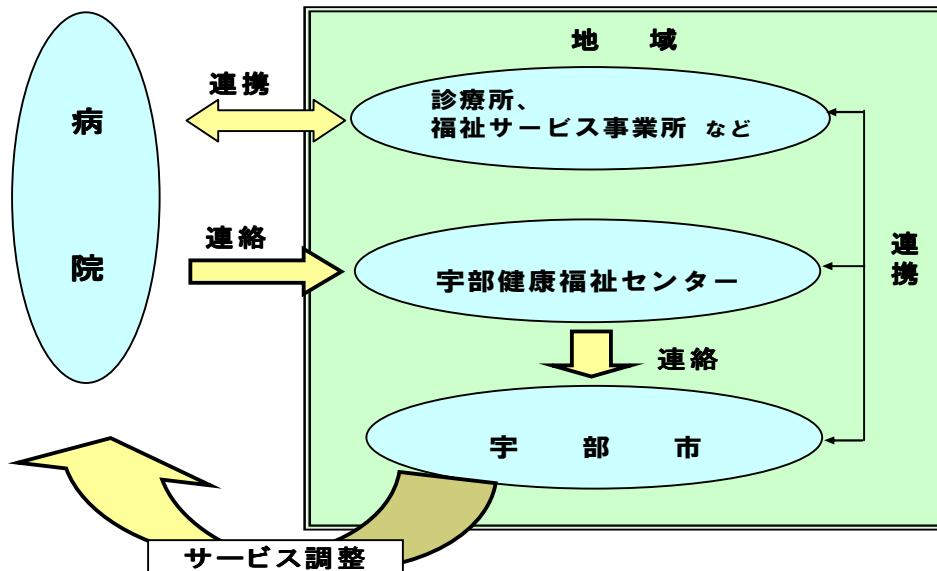


図 27 宇部市退院情報連絡システム

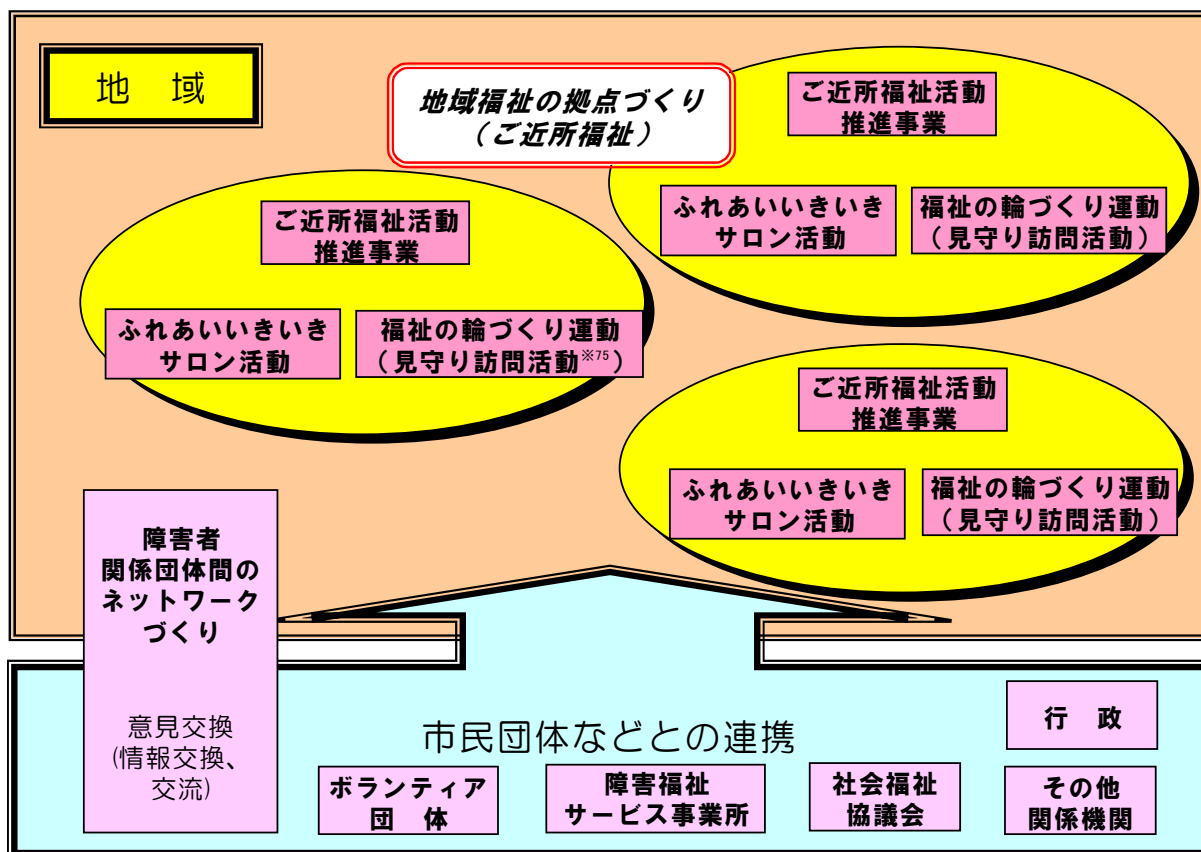


対象の年齢や疾患などを問わずに、病院が（本人等の同意を得た）退院情報を、宇部健康福祉センターを経由して、宇部市の担当課に連絡をします。

連絡を受けた担当課では、保健師やケースワーカーなどが、地域の関係機関スタッフとともに病院へ出向き、退院前に本人・家族や病院スタッフと一緒に、個別支援会議を開催して、退院後に必要なサービス調整を行います。



図 28 地域で支え合うネットワークづくりの推進

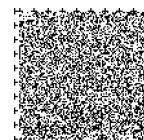


関連指標

基本目標 I における主な取り組みの関連指標を示します。

指標名	現状(平成 22 年度)	目標値(平成 25 年度)
乳幼児健康診査の受診率	94%	100%
特定健康診査の受診率	15.7%	65%
特別支援教育推進室での対応件数	65 件	115 件
特別支援教育に関わる個別事例検討会の実施回数	6 回	20 回
個別の相談・支援手帳(パーソナル手帳)配付数	—	1,500 部(累計)
通級指導教室設置校数	4 校	5 校
障害者相談員数	28 人	31 人
地域福祉権利擁護事業の利用者数	104 人	160 人
ご近所福祉活動拠点の整備箇所数	5 箇所	24 箇所(累計)
「ふれあい・いきいきサロン」の活動数	39 箇所	42 箇所

※関連指標については、第四次宇部市総合計画前期実行計画の計画期間と整合性を図り、目標年度を平成 25 年度とします。(平成 26 年度以降の目標値については、法制度の見直しに伴い、平成 25 年度以降に策定する改定計画において設定することとします。)なお、「障害福祉計画」で設定する福祉サービスに係る供給量などの目標数値については、本計画では掲載しません。



## 基本目標 II

# ともに働き、楽しむ

### 施策分野 1 一般就労・福祉的就労支援の推進

- 障害者施策の基本理念である「ノーマライゼーション」の実現のためには、職業を通じた社会参加も重要な要素であるため、障害者が可能な限り、雇用の場に就くことができるよう、公共職業安定所などの関係機関と連携を図り、障害者雇用の意識啓発に努めます。
- 福祉的就労に係る商品及び役務について、広く市民にも周知を図り、利用者の所得が向上するよう支援します。
- 公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなど、障害者の就労を支援する関係者が連携し、障害者の就労支援体制の一層の機能強化を図ります。

#### 施策の基本的方向

(1) 一般就労の促進

(2) 福祉的就労の促進

(3) 就労支援体制の充実

### (1) 一般就労の促進

#### 現状と課題

- 障害者の雇用・就労は、社会経済活動への「完全参加と平等」に向けた大きな課題であり、就労を通じて自己実現を図りながら、障害者が社会参加するための手段として重要です。
- 国では、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により、公的機関や民間企業に対し障害者の法定雇用率<sup>※76</sup>を設定し、その達成を促進し、障害者の雇用の受け皿の拡大を進めています。
- こうした中、市内の企業においても一定の障害者雇用が進んでいますが、平成 22 年における宇部公共職業安定所管内の障害者雇用率<sup>※77</sup>は 1.90%であり、法定雇用率 1.8%や全国平均の 1.68%を上回っているものの、県内の障害者雇用率 2.28%を下回っています。（図 29）
- 障害福祉アンケート調査によると、回答者のうち 18 歳～64 歳において「現在、就労していない人」は過半数を超えており、「就労していない理由」（図 30）として、「障害や病気が重くて仕事ができない」、「自分にできる仕事がない、合った仕事がない」、「治療を優先したい」が主な理由となっています。

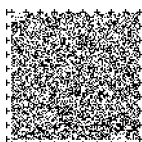
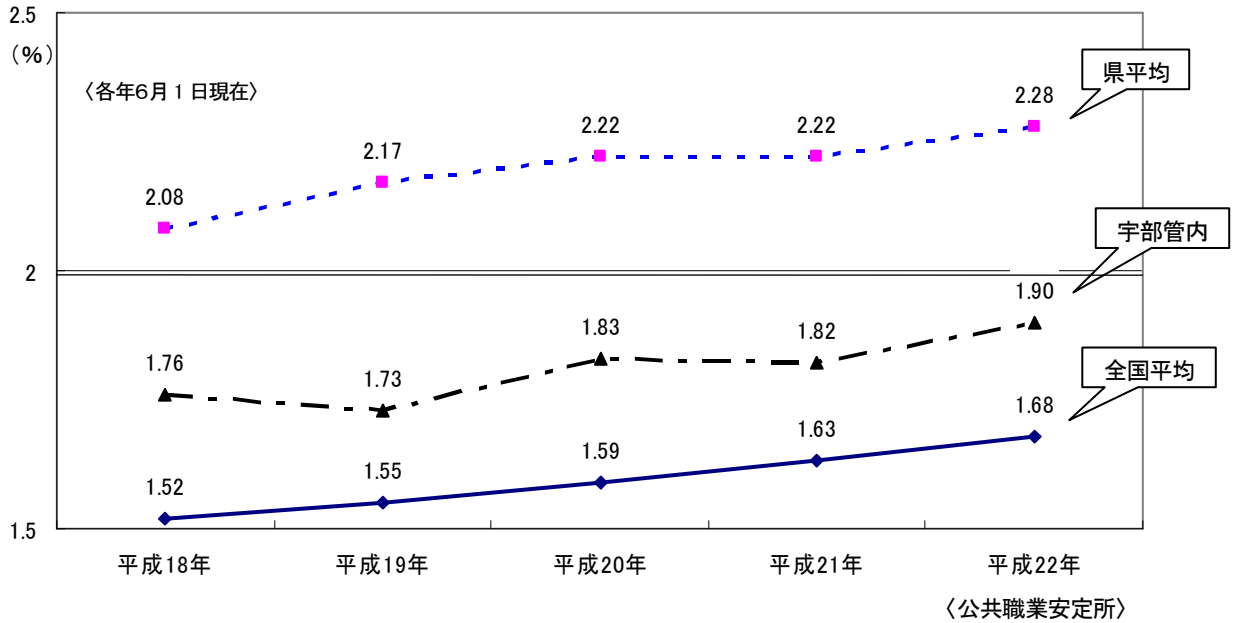


図 29 民間企業障害者雇用率の推移



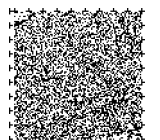
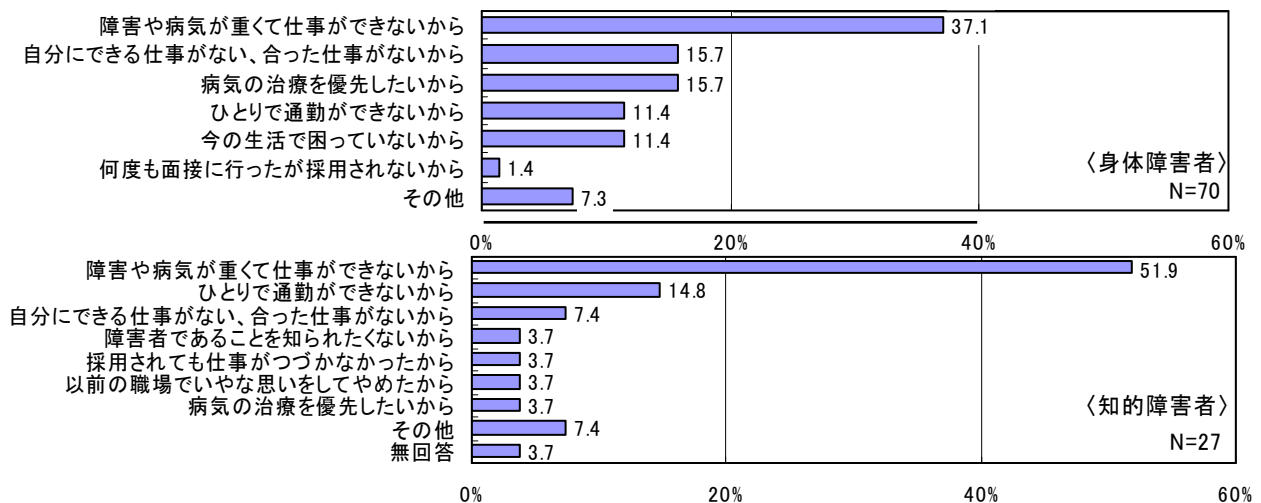
○ときわ公園では、障害者の自立を支援するために、知的障害者の技能習得訓練を実施しています。

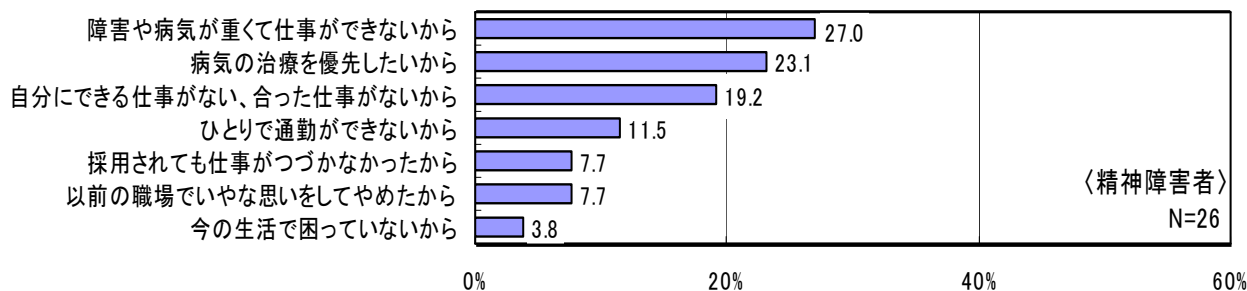
○本市においては、身体障害者を正規職員として採用するとともに、平成22年5月に庁内に「障害者就労ワークステーション<sup>※78</sup>」を開設し、障害者の雇用を推進しています。障害者がそれぞれの特性を生かした働き方ができるように支援するとともに、その取り組みを民間企業へ情報発信することが必要です。

○自動車操作訓練や自動車改造費の助成を行うことにより、障害者の技能向上を支援しています。

○障害者の雇用が促進されるよう、今後も障害者雇用・就労に関する啓発活動を継続的に展開する必要があります。また、障害の特性に適した多様な就労の場を確保することが必要です。

図 30 就労していない理由 (現在、就労していない人への設問)





〈宇部市障害福祉アンケート調査:平成22年8月実施〉

### 今後の取り組み

施策事項	施策内容
①障害者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共職業安定所や商工会議所等と連携を図り、地元企業に対して、法定雇用率の達成や受け入れ職場の障害者への理解など、障害者雇用に係る積極的な啓発活動を展開します。</li> <li>■働く意欲を持つ障害者の就労を支援するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどと連携を図り、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かな相談・情報提供に努めます。また、公共職業安定所の臨床心理士<sup>※79</sup>や精神障害者就職サポーター<sup>※80</sup>と連携を図り、障害者の就労相談を充実します。</li> </ul>
②ときわ公園就労支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ときわ公園においては、障害者の自立を支援するために、知的障害者の技能習得訓練を実施するとともに、一部施設の管理に障害者を雇用します。</li> </ul>
③「障害者就労ワークステーション」の機能強化(図31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「障害者就労ワークステーション」については、取り組み内容などの情報発信により、民間企業の障害者雇用の促進を図ります。</li> </ul>
④就労支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自動車操作訓練及び自動車改造費の助成など、障害者の外出支援や就労支援につながる制度については、その周知と利用促進を図ります。</li> </ul>

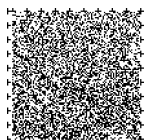
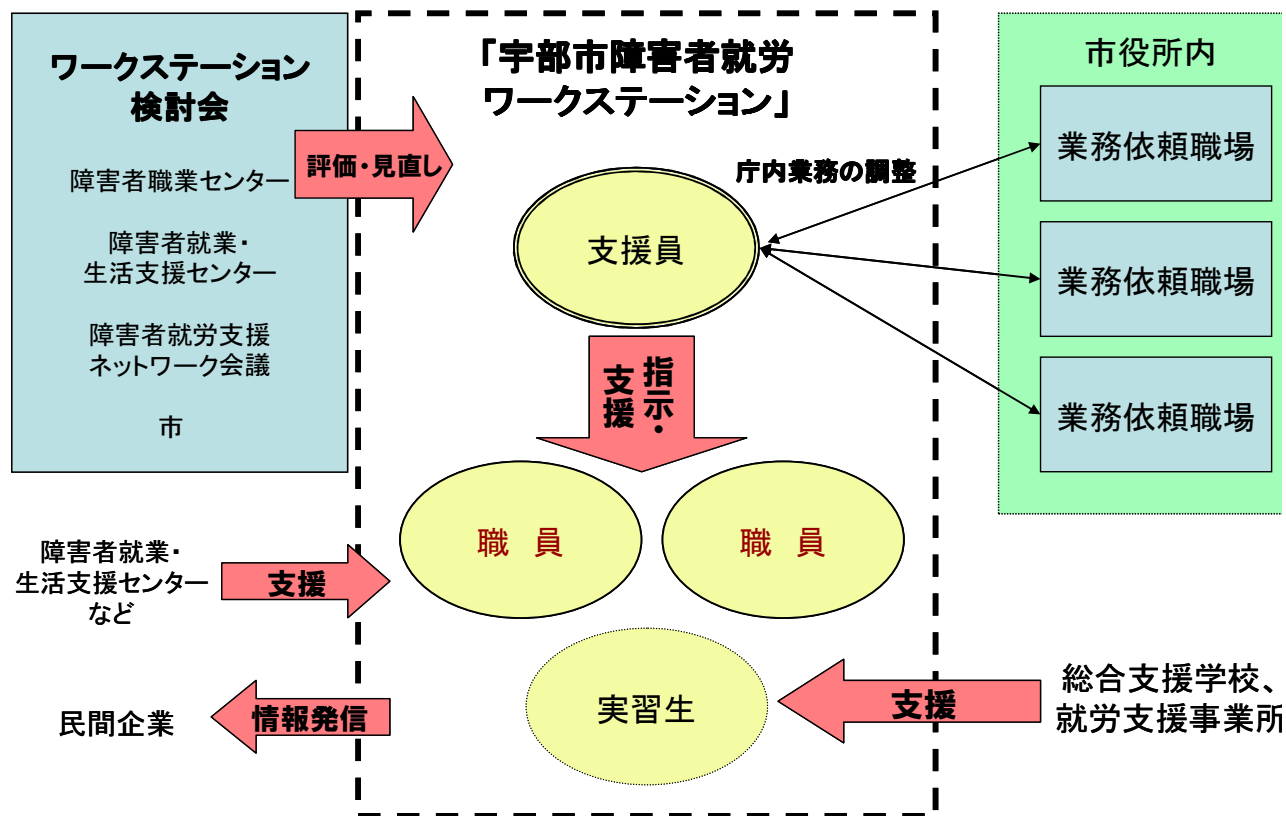


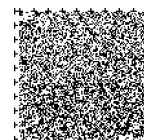
図 31 宇部市障害者就労ワークステーション



(2) 福祉的就労の促進

現状と課題

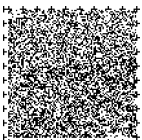
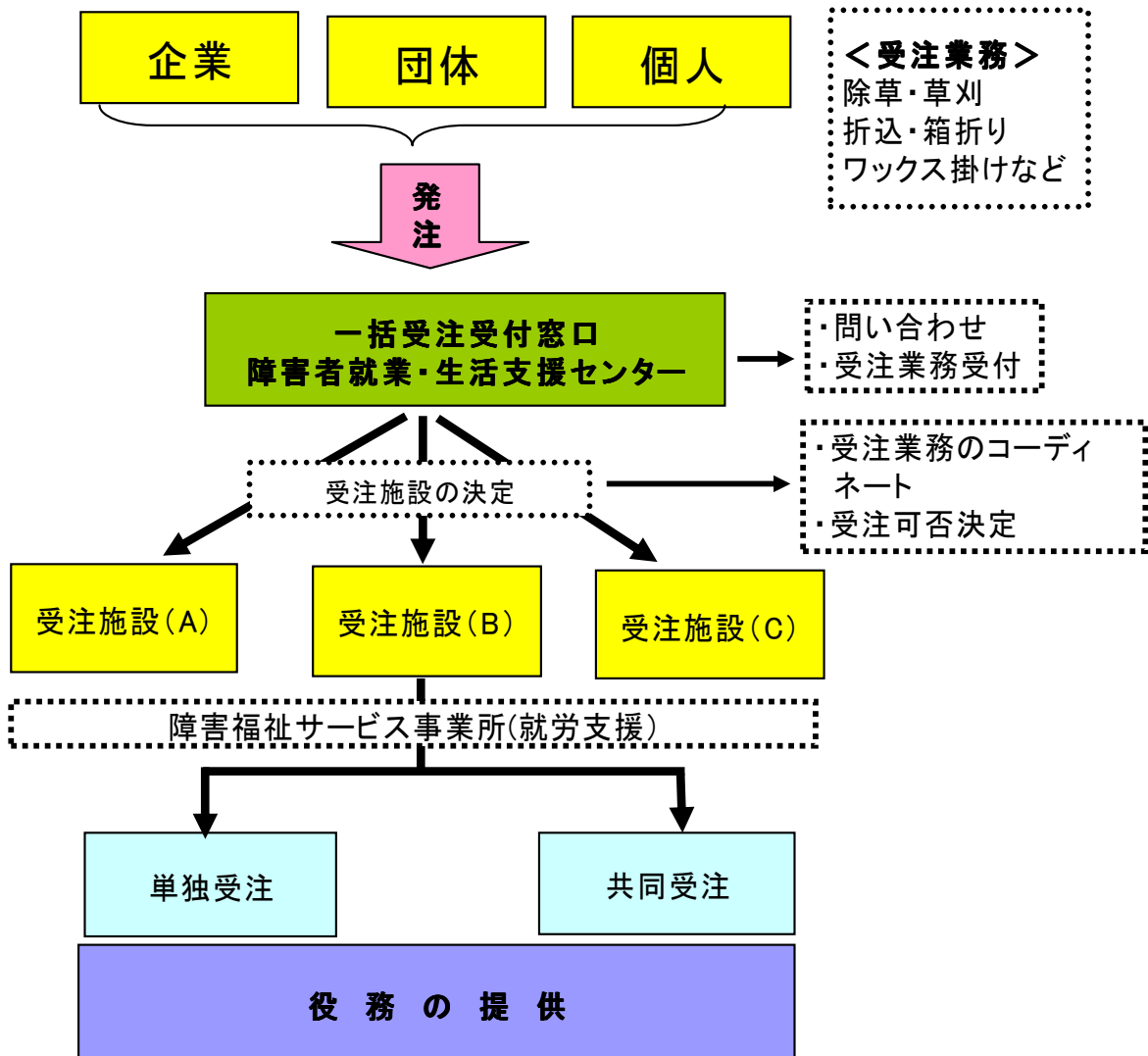
- 障害福祉サービス事業所（就労支援）等の福祉的就労の場は、働く場・生産活動の場としての役割のみならず、障害者の日中の居場所や多くの人とのふれあいの場・困ったときの相談の場となるなど、多面的な役割を持っています。
- 障害福祉サービス事業所（就労支援）による商品や役務等の「共同受注<sup>※81</sup>」は、提供できる商品や役務などの拡充を図るとともに、受注がさらに増加するよう広報活動を積極的に展開していく必要があります。
- 日中活動としての障害に応じた働く場の確保の観点から、就労支援を行う必要があります。
- 利用者や障害福祉サービス事業所（就労支援）などの関係者との協議を進めながら、一般就労への支援を進めていくとともに、福祉的就労の場の安定的な確保と工賃<sup>※82</sup>の底上げを図る必要があります。
- 就労支援の質を向上するために、障害福祉サービス事業所（就労支援）の研修会等を実施して専門性の向上や、事業所間の情報交換などを促進する必要があります。



**今後の取り組み**

施策事項	施策内容
①障害福祉サービス事業所(就労支援)への支援 (図 32)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害福祉サービス事業所(就労支援)の商品やサービス活動等を広く市民・企業に紹介するなど、販売の拡大に向けた広報活動を推進します。</li> <li>■障害福祉サービス事業所(就労支援)間のネットワーク化を推進し、共同受注の仕組みを強化します。</li> </ul>
②障害福祉サービス事業所(就労支援)間交流の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害福祉サービス事業所(就労支援)間での就労に関する研修会の開催などにより、サービス事業所相互の情報交換による意識啓発、職員の技術力向上を支援します。</li> </ul>

**図 32 共同受注の推進体制**

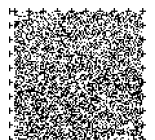
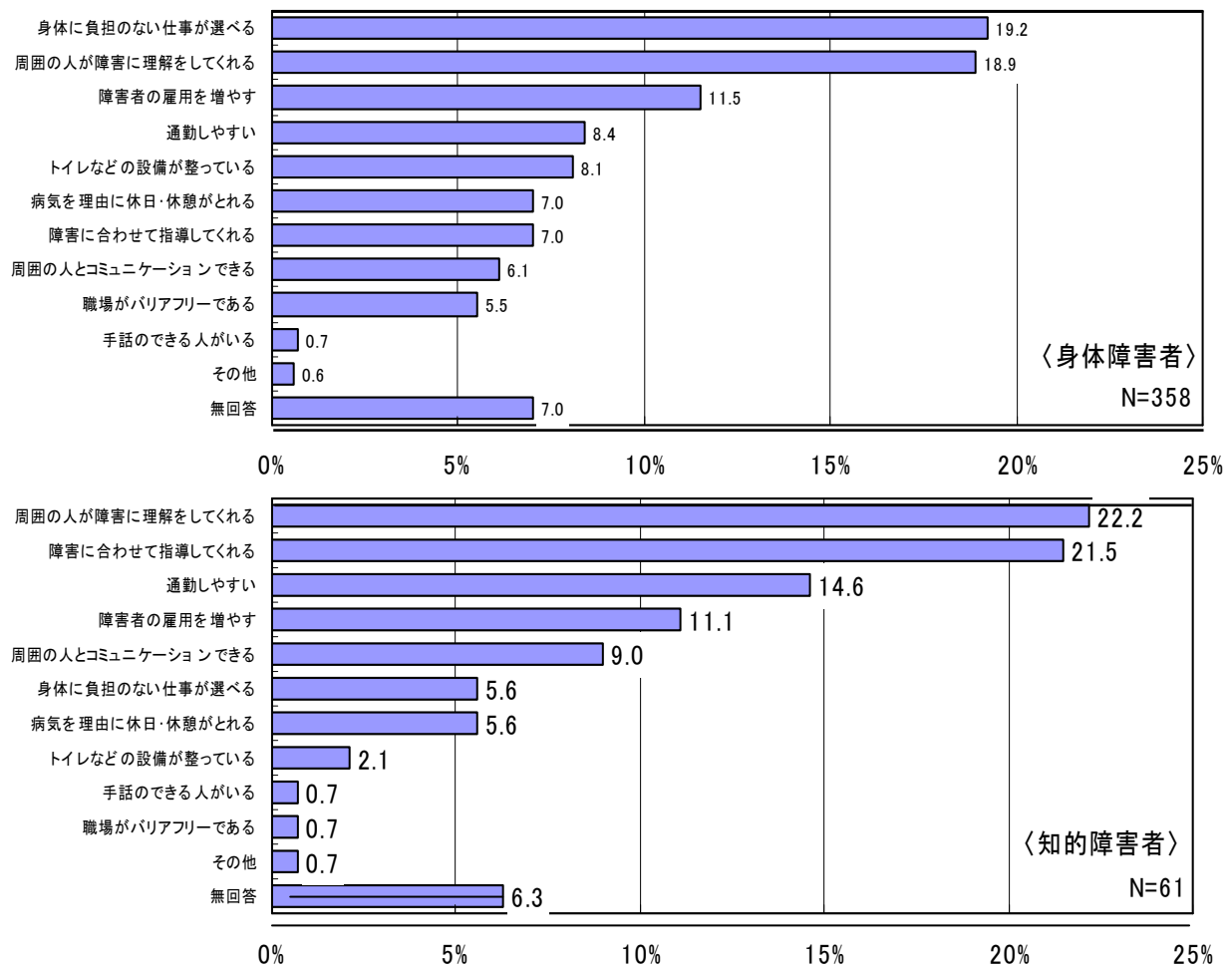


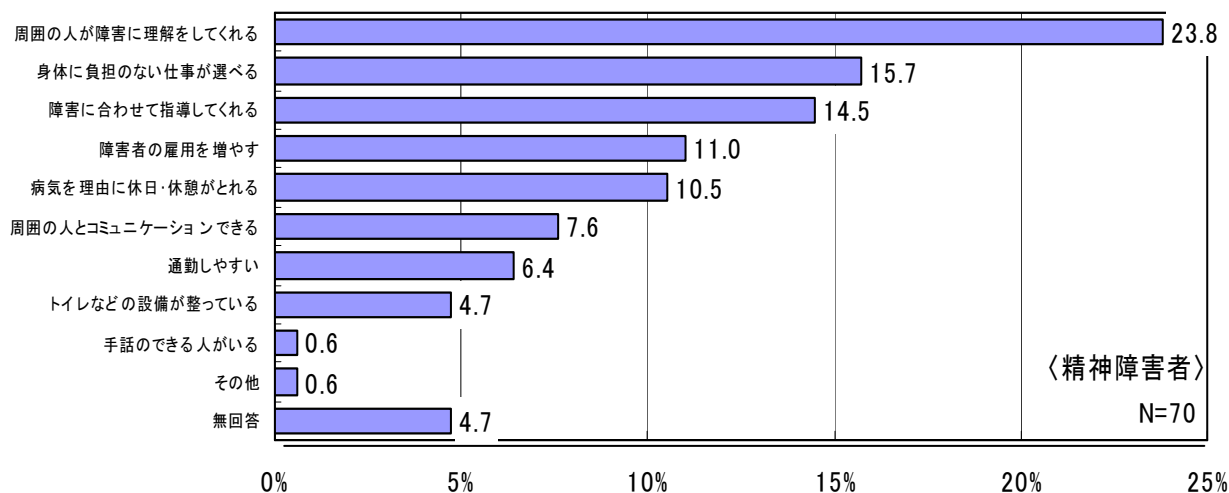
### (3) 就労支援体制の充実

#### 現状と課題

- 障害福祉アンケート調査によると、「障害者の就労に必要な環境」(図 33)として、「身体に負担のない仕事を選べる」、「周囲の人が障害に理解をしてくれる」、「障害に合わせて指導してくれる」という回答が多くを占めています。
- 障害者の就労支援については、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、障害福祉サービス事業所（就労支援）等で構成している「障害者就労支援ネットワーク会議<sup>※83</sup>」を中心に、企業などへの理解促進のため、雇用実践セミナーの開催など、各種事業を実施しています。
- 障害者の自立生活を促進していくためには、雇用・就労は日常生活の支援サービスとの両輪として不可欠であるため、「障害者就労支援ネットワーク会議」の機能強化を図り、雇用先となる企業等への理解を促していくとともに、職業リハビリテーションの充実や多様な就労の機会の確保など、総合的な就労支援体制づくりを進める必要があります。

図 33 障害者の就労に必要な環境





〈宇部市障害福祉アンケート調査:平成22年8月実施〉

### 今後の取り組み

施策事項	施策内容
①障害者就労支援ネットワークの機能強化(図34)	■「障害者就労支援ネットワーク会議」の機能を強化し、雇用・就労についての情報のネットワーク化を図るとともに、企業等への意識啓発や就労先の開拓、就労意欲の向上への取り組み、就職後のフォローなど、総合的な就労支援体制の構築を推進します。
②職業リハビリテーションネットワーク※ <sup>84</sup> の連携強化(図35)	■障害者の自立や就業促進のために、障害者就業・生活支援センターを中心として、公共職業安定所や企業、医療機関、障害者職業センター※ <sup>85</sup> 、障害福祉サービス事業所(就労支援)などとの連携を図り、職業リハビリテーションネットワークを強化します。

図34 障害者就労支援ネットワーク会議組織図

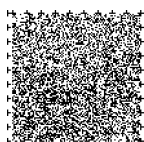
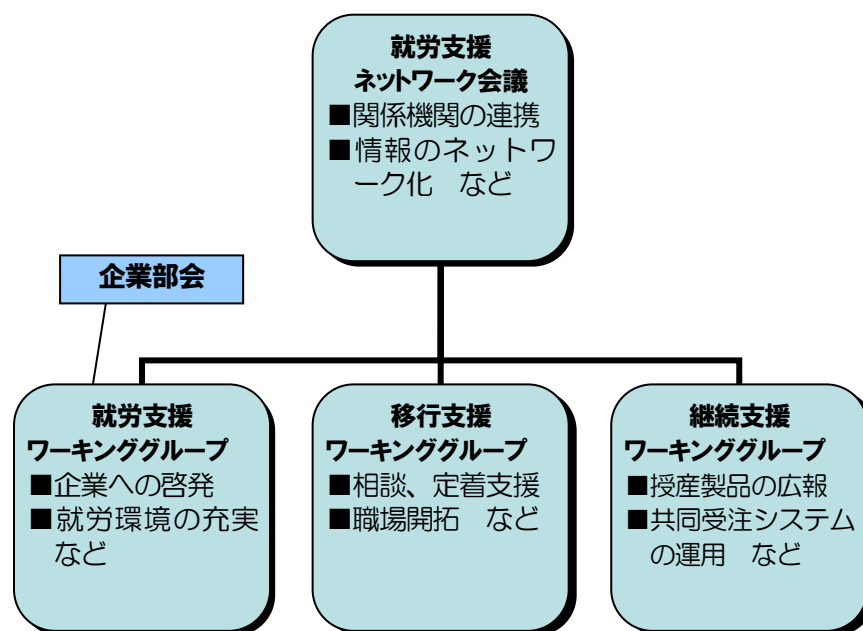
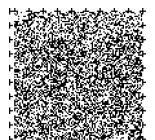
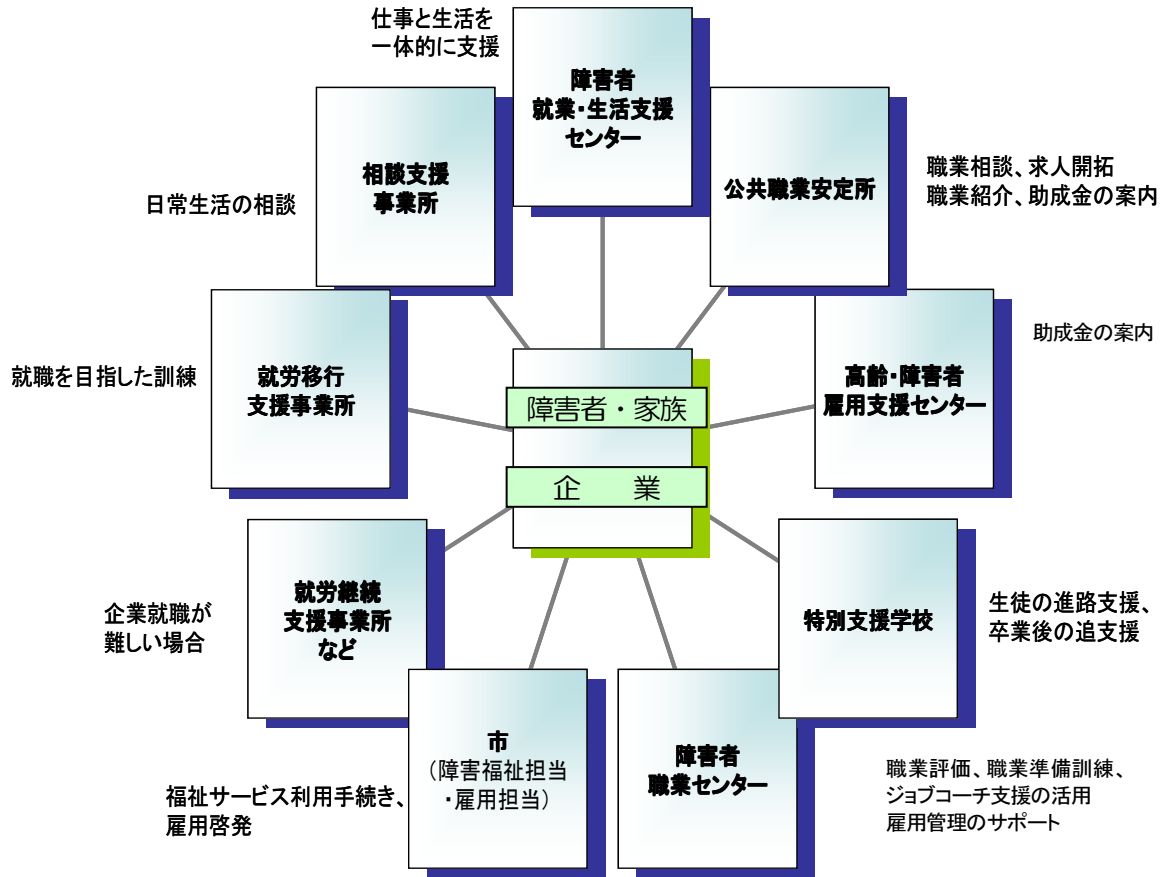




図 35 障害者雇用・就労を支える地域のネットワーク



## 施策分野 2 社会参加活動の促進

■障害者のスポーツやレクリエーション活動、文化活動を促進し、参加機会の拡充とともに参加の際の活動支援を行います。

### 施策の基本的方向

(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進

(2) 文化活動などの促進

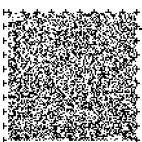
### (1) スポーツ・レクリエーション活動の促進

#### 現状と課題

- キラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）や全国障害者スポーツ大会への出場は、スポーツをしている障害者にとって、励みであり目標でもあり、毎回多くの障害者が参加しています。
- 障害者のスポーツ・レクリエーション等が多様化する中、障害の状況に合わせた参加しやすいプログラムや参加のきっかけづくり、各活動についての情報提供や活動を支える指導者・ボランティアの人材育成など、推進基盤の充実を図る必要があります。
- 多くの人たちとの交流やふれあい等を通じて自己実現を図り、健康でいきいきとした生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーションの場の提供など、参加機会の拡充を進める必要があります。
- 障害者がスポーツをする時に、必要な情報を得やすいよう、情報提供手段を充実する必要があります。
- 体育施設では、多機能トイレ<sup>※86</sup>等を設置するなど、障害者に配慮した施設づくりを進める必要があります。

#### 今後の取り組み

施策事項	施策内容
①スポーツなどの参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■山口県及び山口県障害者スポーツ協会が主催するキラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）や全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会への出場を支援し、スポーツ大会への参加を促進します。</li> <li>■障害者が気軽にスポーツに親しめるよう、障害者スポーツ等の情報についても、スポーツ支援団体などの関係機関と連携して、各種メディアを活用した情報提供の充実に努めます。</li> </ul>
②体育施設の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■体育施設については、多機能トイレや障害者用駐車場スペースの確保、スロープの設置など、誰でも利用できるユニバーサルデザイン<sup>※87</sup>の視点に立った施設の整備を推進します。</li> </ul>



## 現状と課題

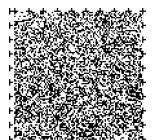
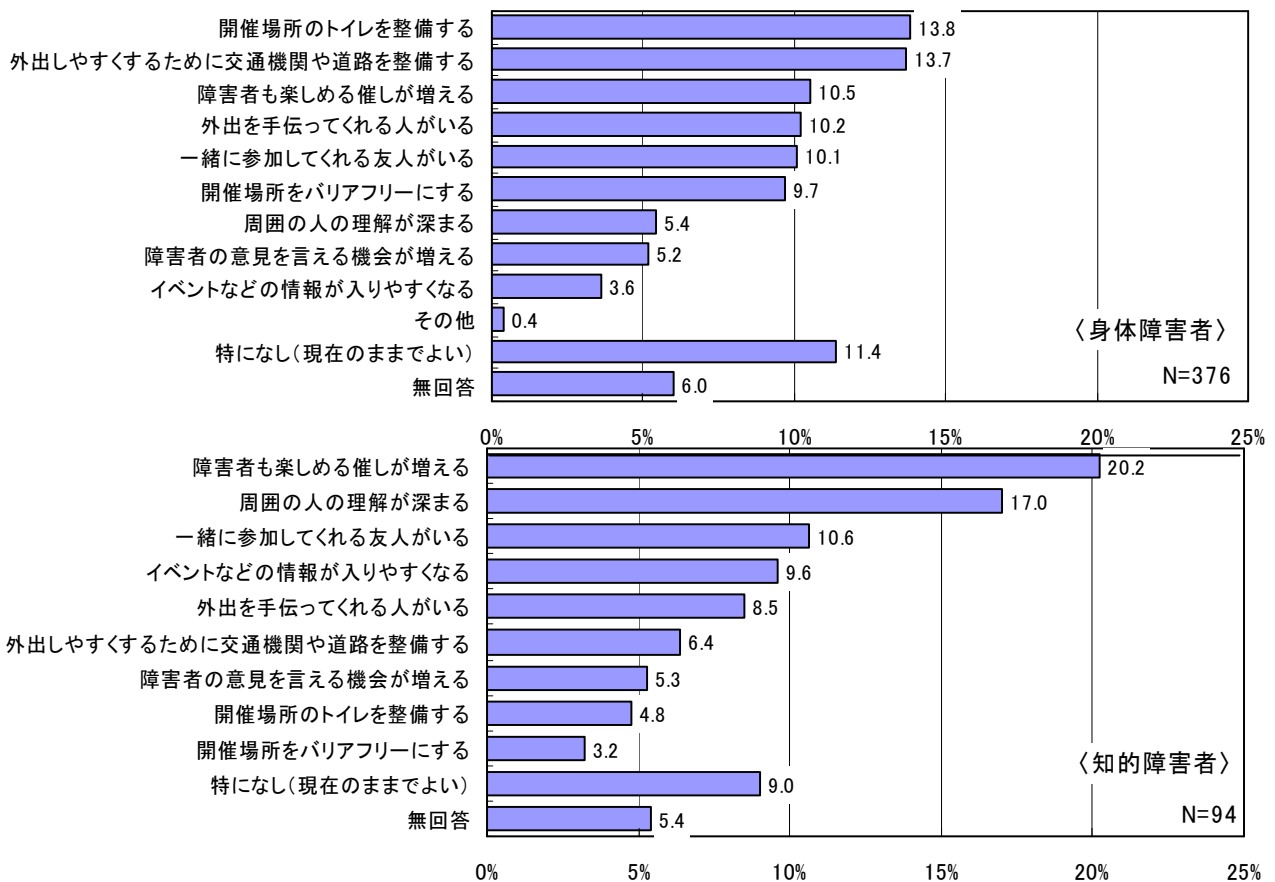
○障害者やその家族が生きがいをもって暮らせるよう、自らが関心のある活動に積極的に参加できる社会参加の促進が課題となっています。

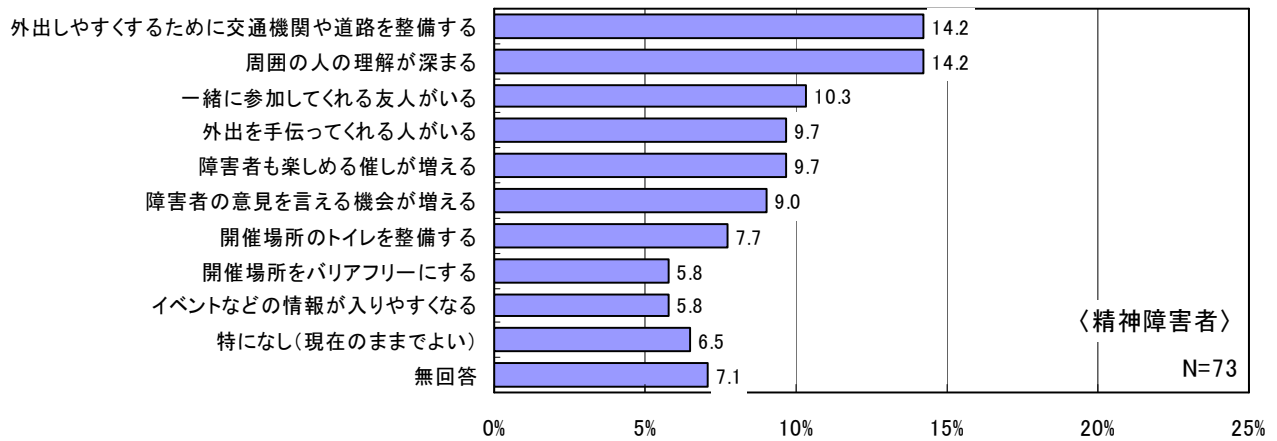
○障害福祉アンケート調査によると、「社会参加しやすい環境づくり」(図36)として、身体障害者は「開催場所のトイレの整備(13.8%)」・「交通機関・道路の整備(13.7%)」・「障害者も楽しめる催し(10.5%)」、知的障害者は「障害者も楽しめる催し(20.2%)」・「周囲の人の理解(17.0%)」・「一緒に参加してくれる友人の存在(10.6%)」、精神障害者は「交通機関・道路の整備(14.2%)」・「周囲の人の理解(14.2%)」・「一緒に参加してくれる友人の存在(10.3%)」の順となっています。

○文化行事への障害者の参加を促進するため、市主催文化行事への身体障害者介助者の入場料の免除を行っています。

○障害者の社会参加を促進するためには、身近な地域での文化活動に参加し、地域の人々との日常的な交流を深めることが必要です。また、活動への積極的な参加を促進していくために、各種催しを開催する際には、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を配置するなど、障害者が参加しやすい環境を整える必要があります。

図36 障害者が社会参加しやすい環境づくり



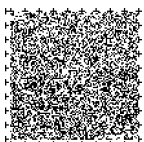


施策事項	施策内容
①文化行事の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■文化施設で行う文化行事に対し、手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の配置、同伴介助者の入場料免除など、障害者が参加しやすい環境づくりを推進します。</li> <li>■文化施設については、多機能トイレの整備や障害者用駐車スペースの確保など、障害者が利用しやすいよう施設整備を推進します。</li> </ul>
②自主的文化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者の文化活動を振興するため、講座開催や作品出展の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実を図ります。</li> <li>■障害者が健常者とともに、文化に親しむ機会が増えるよう、障害者の自主的な文化活動への参加を支援します。</li> </ul>

## 関連指標

基本目標Ⅱにおける主な取り組みの関連指標を示します。

指標名	現状(平成22年度)	目標値(平成25年度)
民間企業障害者雇用率(宇部管内)	1.9%	2.0%
ときわ公園就労支援事業障害者の就労者数	21人	26人
宇部市障害者就労ワークステーション雇用者数	4人	13人(累計)
スポーツ大会への障害者参加者数	640人	700人



# ともに安心して暮らす

## 施策分野 1 理解と交流の促進

- 障害及び障害者に対する市民の理解を促進するため、様々な広報手段の活用により、啓発・広報活動を展開します。特に、将来を担う若者への啓発・広報活動を強化します。
- 幼児期からの人権教育・福祉教育<sup>※88</sup>や交流教育を通して、障害者との交流・ふれあいの場を広げます。
- ボランティア講習の修了者が、地域で具体的な支援活動が行える仕組みづくりを構築するとともに、積極的な情報提供により、市民参加を促進します。

### 施策の基本的方向

(1) 障害についての理解促進

(2) 交流の促進

(3) ボランティア活動の支援

### (1) 障害についての理解促進

#### 現状と課題

- 障害者が市民の一員として安心して生活するためには、障害者自身が自立を図る一方で、すべての市民が障害者に対し、必要に応じて自然に手を差し伸べるようなまちなることが必要です。そのためには、市民一人ひとりの、障害と障害者に対する理解が必要です。
- 障害福祉アンケート調査によると、「障害者に対する理解」(図 37)について、「あまり理解されていない」・「全く理解されていない」と回答した人が、身体障害者は 22.8%、知的障害者は 23.4%、精神障害者においては 41.1%となっています。
- 障害者に対する市民の理解を深めていくため、講演会などを通じて市民に対する啓発活動を実施していますが、今後も、様々なメディアを活用して、障害者に対する理解と認識を深めていくための取り組みを一層強化する必要があります。(図 38)
- 学校教育活動支援ボランティア<sup>※89</sup>制度を活用した福祉教育については、今後、更なる充実を図る必要があります。

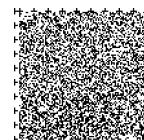
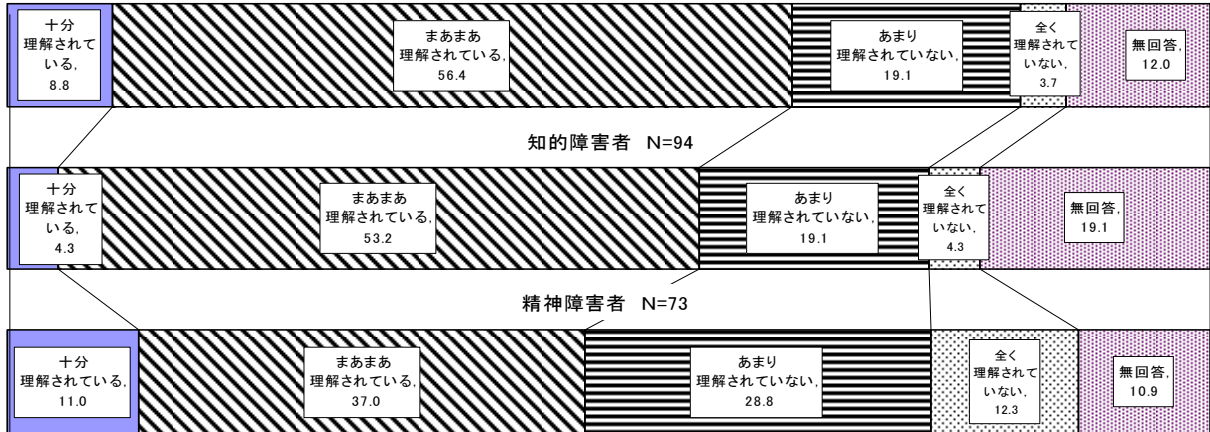


図 37 障害者に対する理解

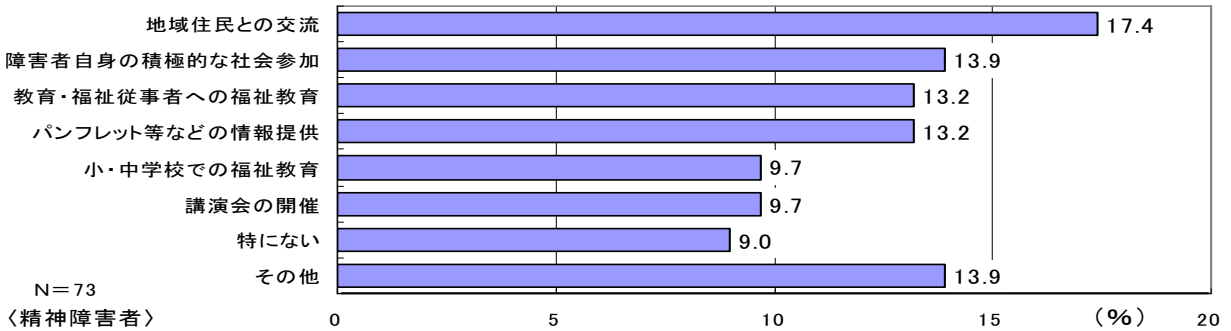
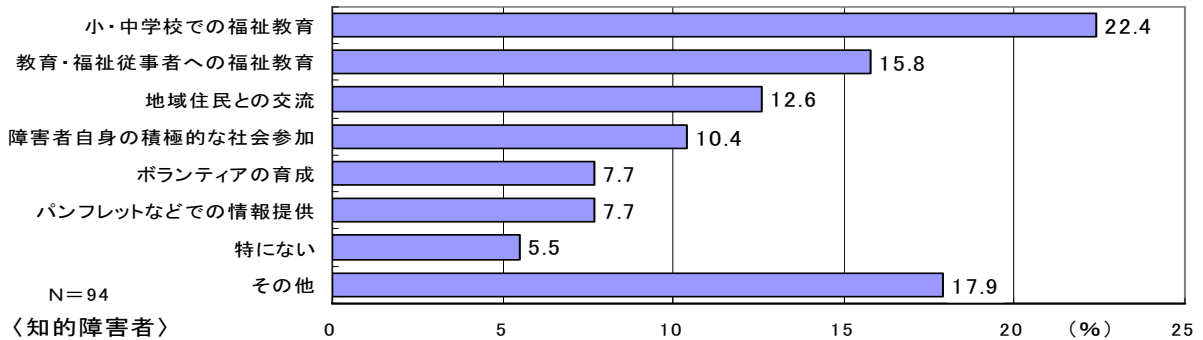
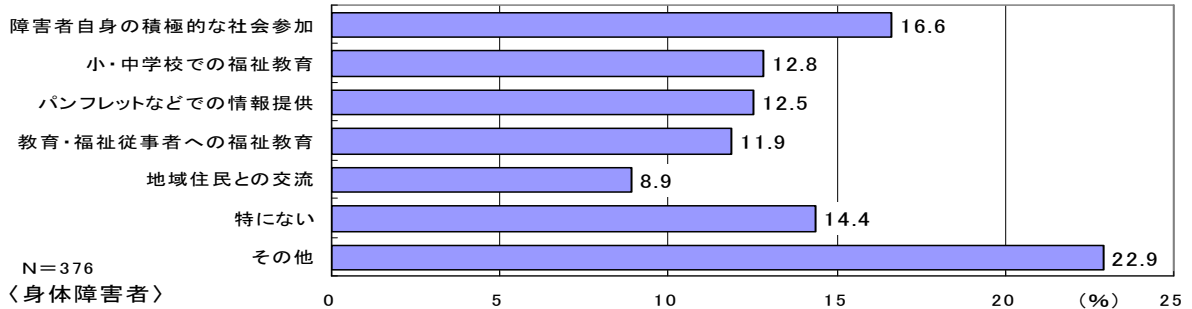
身体障害者 N=376

(%)

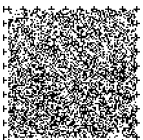


〈宇部市障害福祉アンケート調査:平成 22 年8月実施〉

図 38 障害者への理解を深める取組み



〈宇部市障害福祉アンケート調査:平成 22 年8月実施〉



## 今後の取り組み

施策事項	施策内容
①福祉教育の推進	■総合的な学習の時間や特別活動等において、ボランティア活動などを取り入れた教育を推進します。
②障害者理解の促進	■地域の懇談会などにおいて、障害についての理解を促進するために、講師リストの活用について周知し、活動を推進します。
③啓発・広報の推進	■障害についての啓発については、テレビや新聞など、様々なメディアを活用し、積極的な広報活動を展開します。

## (2) 交流の促進

### 現状と課題

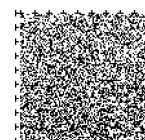
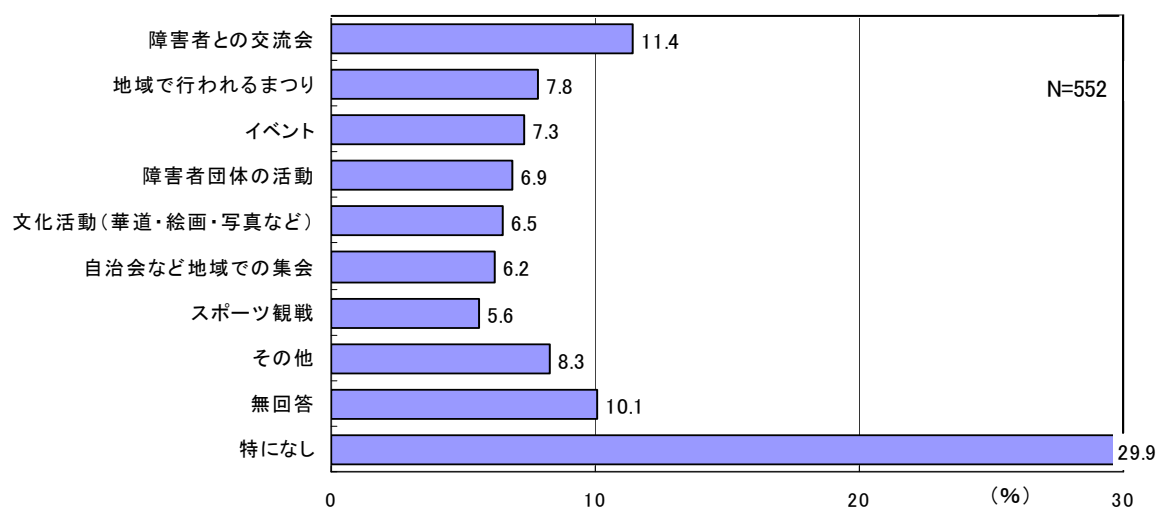
○障害福祉アンケート調査によると、「どのような活動に参加したいか」(図 39)については、「障害者との交流会」が3障害とも最も多く、他に「地域で行われるまつり」や「障害者団体の活動」、「自治会など地域での集会」などへの参加意向が高い状況となっています。

○障害者団体間の情報を共有して、各々の課題の解決につながるよう、定期的な情報交換が望まれています。

○各校区ふれあいセンター等において、障害者の活動や障害者と地域住民との交流が行なわれており、今後も交流活動などを推進していく必要があります。

○障害者が地域で安心して生活していくためには、様々な人との交流機会を増やしていくことが必要です。

図 39 社会活動への参加意向(どのような活動に参加したいか。)



### 今後の取り組み

施策事項	施策内容
①地域交流の促進	■身近なふれあいセンターで障害者の活動が行われ、各種行事に障害者が参加することで、障害者と地域住民とのふれあいと交流を促進します。
②障害者団体間のネットワークづくり	■障害者関係団体の定期的な意見交換会等の開催により、情報の提供や勉強会の開催など、各団体の活動を支援するとともに、団体間のネットワークづくりを促進します。

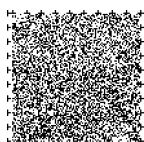
### (3) ボランティア活動の支援

#### 現状と課題

- ボランティア活動について啓発活動を推進するとともに、各種ボランティア養成講座を開催して、人材育成と確保に努めています。
- ボランティア講座の修了生については、習得した知識・技能を活かすため、ボランティア団体への加入促進を図る必要があります。
- 障害者の地域での自立生活を支援するため、個々の支援ニーズに応じた支援体制が必要であり、関係機関との連携による地域福祉活動やボランティア活動を推進していくことが必要です。

### 今後の取り組み

施策事項	施策内容
①ボランティアの育成・確保	■ボランティア活動については、各種養成講座を開催し、人材の育成・確保を行います。 なお、講座の開催にあたっては、ボランティア活動に対する市民の理解が高まるよう、「広報うべ」、地元紙・ミニコミ誌、ホームページ、ポスター掲示などにより積極的に広報活動を展開します。





## 施策分野 2 情報・コミュニケーション支援の充実

- 障害の種別に応じた様々な方法により、障害者への情報提供の充実を図ります。
- ICT (情報通信技術) の活用により、障害者のコミュニケーション手段の幅を広げ、自立と社会参加を支援します。

### 施策の基本的方向

(1) 障害の種別に応じた情報提供サービスの充実

(2) 情報バリアフリー化の推進

### (1) 障害の種別に応じた情報提供サービスの充実

#### 現状と課題

- 障害福祉アンケート調査によると、「市政情報の入手方法」(図 40)については、「広報うべ」から情報を得ていると回答した人が全体の約3割と最も多く、次に「新聞・テレビ・ラジオ」、「郵便物(市からの通知など)」と続いています。また、「市からの情報に望むこと」については、約6割の人が「わかりやすさ」と答えており、次に「詳しさ」、「手に入れやすさ」となっています。
- 障害者にとって、意思が相手に的確に伝わり、必要な時にニーズに合った情報が得られることは、必要とする支援やサービスを利用していく上での第一歩となるものであり、社会参加を進める上でも不可欠なことです。そのため、障害者への情報提供においては、障害特性に配慮した工夫や細やかな対応が求められています。
- 聴覚障害者に対するコミュニケーション支援(手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣)については、講演会などでの手話奉仕員・要約筆記奉仕員の配置が進められています。また、視覚障害者に対するコミュニケーション支援については、点字・点訳グループや音訳グループとの連携のもと、点字・音声版の「広報うべ」を作成し、市政情報を提供しています。
- 各種行事やイベントにおいて、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の配置など、障害者の情報保障のための環境整備に努める必要があります。また、文書の音声コード<sup>※90</sup>化や音声広報のデジタル化など、ICT(情報通信技術)の適切な活用により情報提供の充実を図る必要があります。
- 障害者が安心して市役所で申請や相談ができるよう、市窓口へのコミュニケーションボード<sup>※91</sup>の設置など、障害者への配慮とともに、職員の手話等の技術向上を図る必要があります。

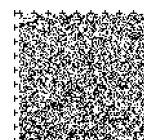
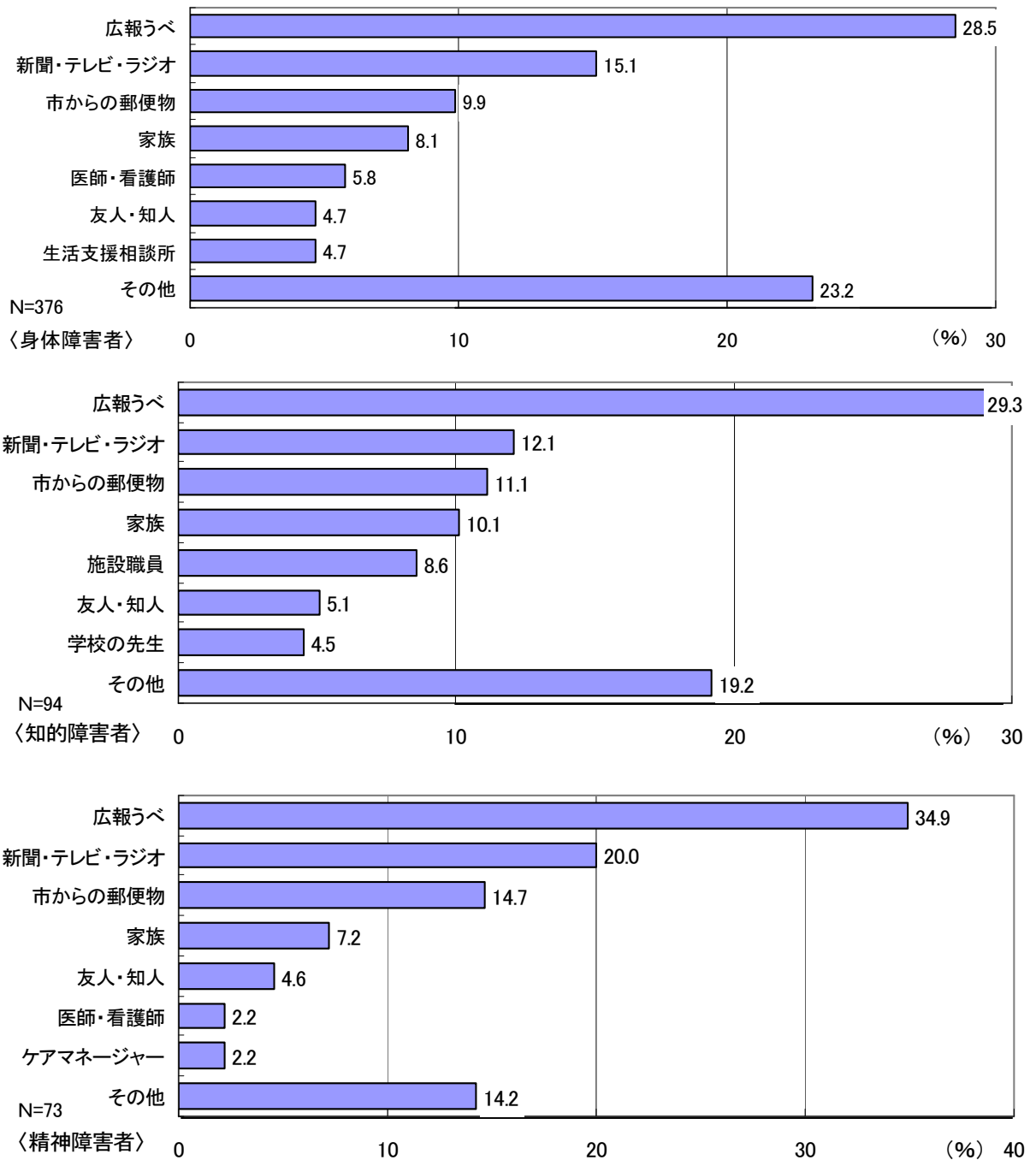


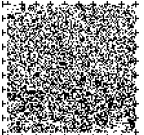
図 40 市政情報の入手方法



〈宇部市障害福祉アンケート調査:平成 22 年8月実施〉

**今後の取り組み**

施策事項	施策内容
①情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 視覚障害者への情報提供については、封書に点字シールを貼付し、できる限り文章を点字や音声コードに変換します。</li> <li>■ 市民を対象とした講演会などを開催する際は、手話通訳や要約筆記による情報提供を行い、聴覚障害者に対するコミュニケーション</li> </ul>



	<p>ン手段を確保します。</p> <p>■点字・点訳グループや音訳グループとの連携により、点字・音声版「広報うべ」を作成し、視覚障害者への市政情報の提供に努めます。</p> <p>■障害福祉に関する最新情報をパソコンや携帯電話を活用し、電子メールで配信するなど、障害者への情報提供手段の充実を図ります。</p>
②職員研修の充実	<p>■市職員への手話研修などの充実により、市窓口における障害者へのコミュニケーション支援を強化します。</p>

## (2) 情報バリアフリー化の推進

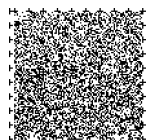
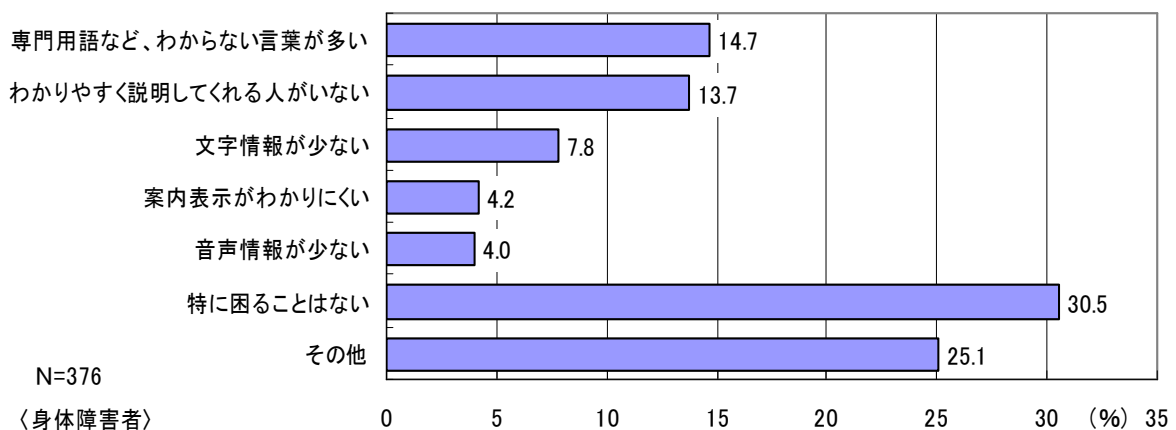
### 現状と課題

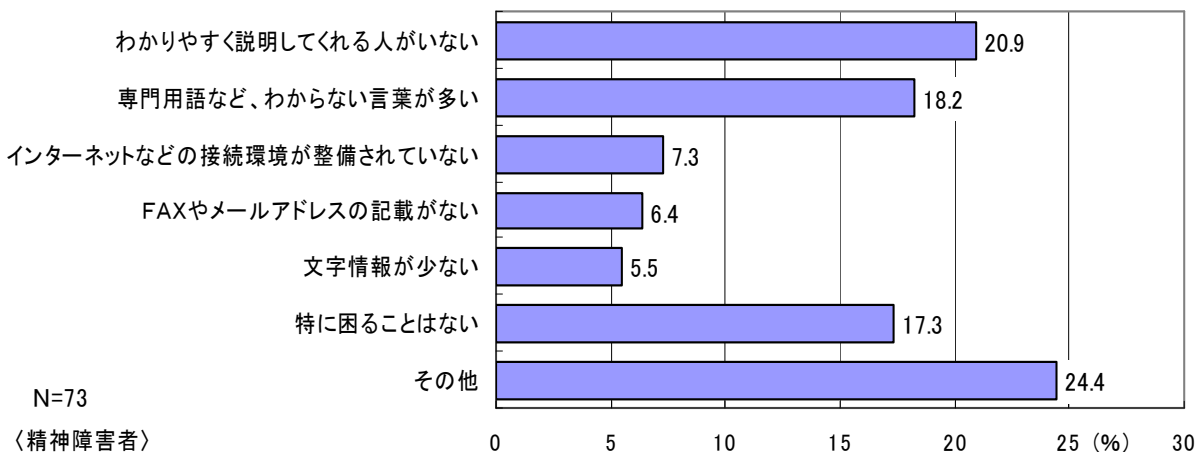
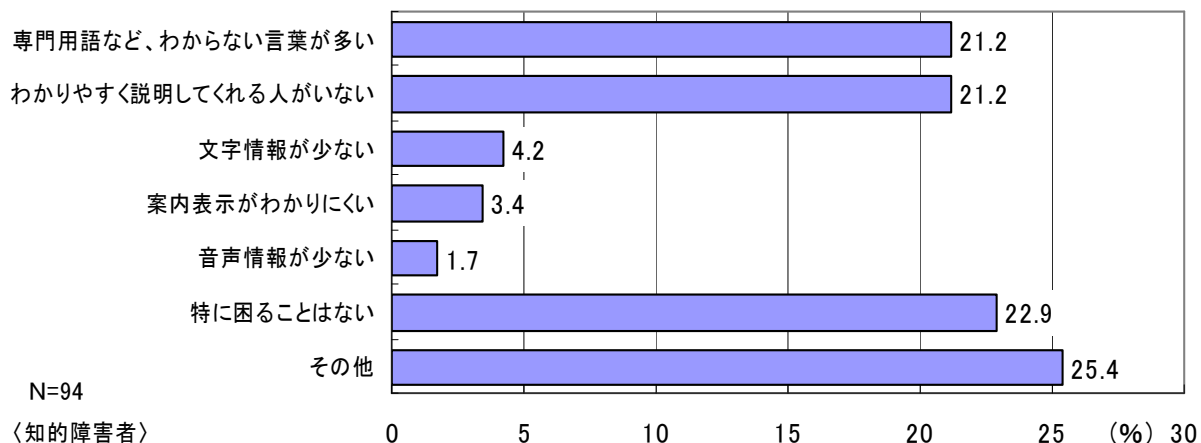
○障害福祉アンケートの調査によると、「情報を入手する際に困っていること」(図 41)として、身体障害者及び知的障害者においては、「専門用語など、わからない言葉が多い」と答えた人が最も多く、精神障害者においては、「わかりやすく説明してくれる人がいない」が最も多くなっており、情報の提供については、「わかりやすさ」が求められています。

○情報のバリアフリーについて、医療機関や金融機関など、民間機関への啓発活動を強化し、全市的に情報バリアフリー化を推進する必要があります。

○情報バリアフリー化を推進するために、障害者の視点から現状・課題を検討するなど、官民協働での取り組みが必要です。

図 41 情報を入手する際に困っていること

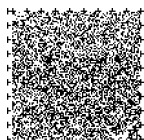




〈宇部市障害福祉アンケート調査:平成22年8月実施〉

**今後の取り組み**

施策事項	施策内容
①民間機関などへの啓発活動の推進	■聴覚障害者や視覚障害者への対応等、窓口などでの対応に配慮が必要な場合があることについて、医療機関や金融機関など、民間機関への啓発活動を展開し、障害者の利便性を向上する取り組みを促進します。
②情報バリアフリーネットワークの構築	■全市的に情報バリアフリー化を推進するため、障害の状況やユニバーサルデザインに配慮した多様な情報提供の手法について、官民協働による検討組織を設置するとともに、「宇部市版情報保障ガイドライン(仮称)」を作成し、啓発活動を推進します。



## 施策分野 3 生活環境の整備

- 関係機関との連携を図りながら、バリアフリーの考え方に基づくまちづくりを進め、障害の有無に関わらず、全ての人が利用しやすい生活環境の整備を推進します。
- 災害時に援護を要する障害者について、民生委員や障害者関係団体の協力を得て、把握に努めるとともに、自主防災組織<sup>※92</sup>等と連携し、防災情報伝達手段・体制や避難誘導などの支援体制を整備します。
- 犯罪被害を防止するため、広報などにより周知するとともに、自主防犯組織の活動を支援します。

### 施策の基本的方向

(1) 建築物などのバリアフリー化の推進

(2) 公共交通機関・道路環境の整備

(3) 住宅施策の充実

(4) 防災・防犯対策の推進

### (1) 建築物などのバリアフリー化の推進

#### 現状と課題

- 障害福祉アンケート調査によると、バリアフリーの観点から、「公共の施設」で改良してほしい所(図 42)として、「段差を減らしてほしい」と回答した人が3障害とも一番多く、次に、身体障害者と知的障害者は「障害者用のトイレを増やしてほしい」、精神障害者は「自動ドアや引き戸にしてほしい」が続いています。
- 公共交通機関や道路、公園などの整備については、「バリアフリー新法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)及び「山口県福祉のまちづくり条例<sup>※93</sup>」に基づいた施工を行っており、障害者の移動及び施設利用の利便性と安全性の向上に努めています。
- 公共施設においては、多機能トイレの設置など、障害者が利用しやすいトイレの整備を進めていますが、障害者の社会参加を促進するため、障害者の利用頻度を勘案しながら、さらなる施設整備を進める必要があります。
- 今後も障害者をはじめ、市民の誰もが安心して快適な日常生活を送ることができるよう、「福祉のまちづくり<sup>※94</sup>」を更に推進していく必要があります。

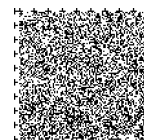
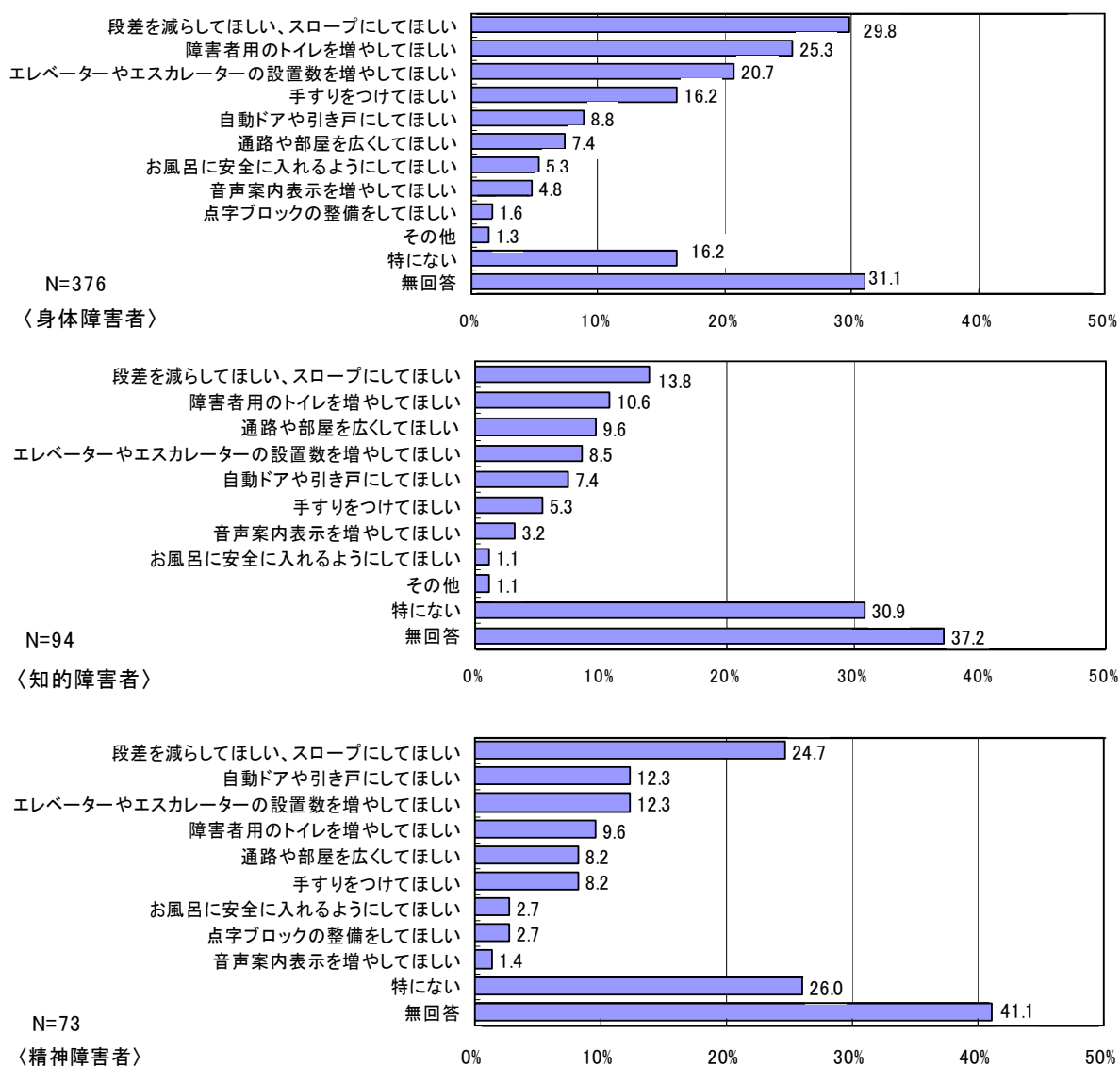


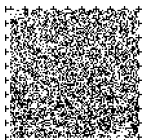
図 42 「公共の施設」で改良してほしい所



〈宇部市障害福祉アンケート調査:平成22年8月実施〉

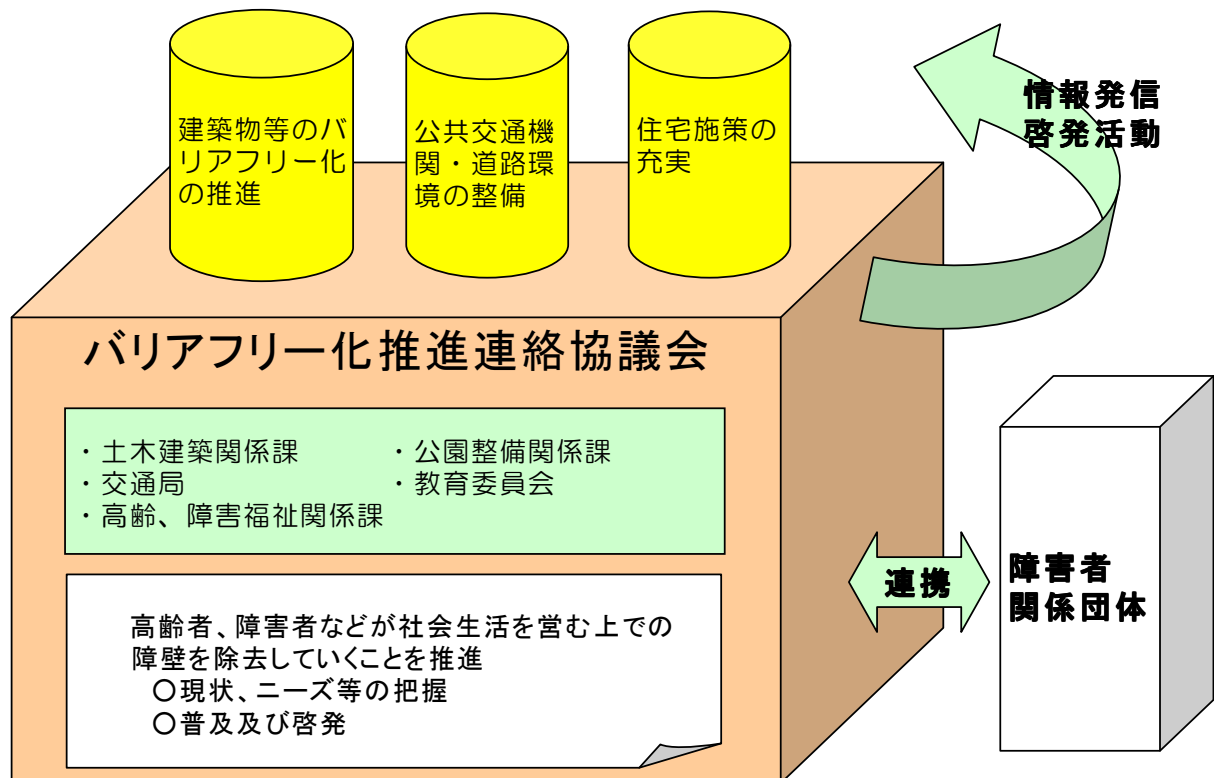
**今後の取り組み**

施策事項	施策内容
① 建築物のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「バリアフリー新法」及び「山口県福祉のまちづくり条例」に基づいた公共交通機関や道路、公園などの整備を進めることにより、障害者の移動や施設利用の利便性と安全性が向上し、誰もが安心して快適に暮らせるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。</li> <li>■ 不特定多数の人が利用する民間施設については、バリアフリー化の普及啓発を行います。</li> </ul>



<p>②多機能トイレの整備推進</p>	<p>■障害者の外出や社会参加を促進するため、公共施設の新設や既存施設のトイレ改修の際には、多機能トイレの整備を図ります。</p> <p>■不特定多数の人が利用する民間施設については、多機能トイレの整備についての普及啓発を行います。</p>
<p>③バリアフリー推進体制の機能強化(図 43)</p>	<p>■公共施設のバリアフリー化の推進のために設置している、「バリアフリー化推進連絡協議会<sup>※95</sup>」の機能を強化します。</p>

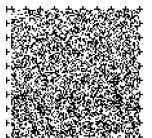
図 43 バリアフリー化の推進体制



(2) 公共交通機関・道路環境の整備

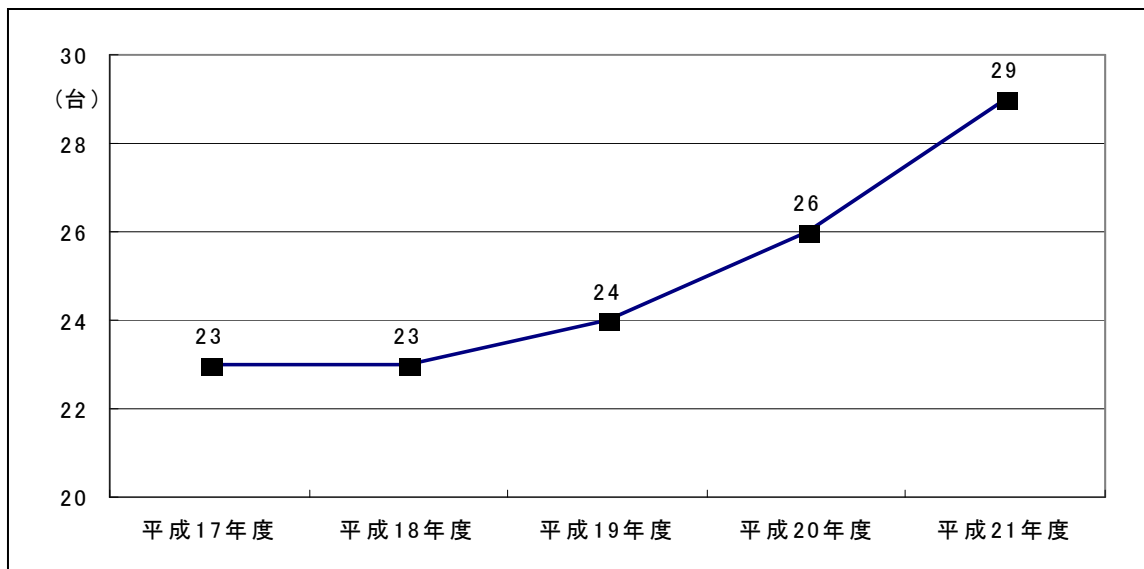
**現状と課題**

- 障害者や高齢者等の移動に係る利便性と安全性の向上のために、公共交通機関や道路、施設などにおいて、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れながら整備を進めることが必要です。
- 市内の歩道の段差解消や舗装改良工事については、年次的に実施しているものの、対象路線が多いため、バリアフリー化が進んでいない状況です。
- バリアフリー対応型信号機<sup>※96</sup>の設置等、交通安全対策については、警察署などとの連携を図りながら、障害者の視点を踏まえ、取り組んでいく必要があります。
- 「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度<sup>※97</sup>」（県との共同事業）により、障害者用駐車場の適正利用を推進していますが、今後も制度の周知を図る必要があります。



○宇部市交通局の超低床バス<sup>※98</sup>（低床バス含む）の導入状況(図 44)については、平成 21 年度末目標値の 27 台を達成するなど、着実な導入に取り組んでおりますが、今後も公共交通機関として、バスのバリアフリー化を推進するとともに、「より利用しやすいバス」を目指す必要があります。

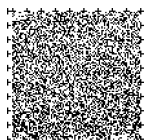
図 44 低床バスの導入状況(累計)



〈宇部市交通局〉

今後の取り組み

施策事項	施策内容
①歩道などの段差解消の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路の改良・改造については、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」などの基準に基づき、障害者などの移動に配慮した整備を推進します。</li> <li>■障害者の利用頻度の高い路線の主要交差点部について、歩道の段差解消事業を実施します。</li> <li>■歩行者や自転車通行が多く、危険性の高い主要な路線については、計画的に歩道の舗装改良事業などを実施し、歩道及び歩行空間の整備を進めます。</li> </ul>
②交通安全に係るバリアフリー対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者の利用頻度の高い道路網を重点にして、今後もバリアフリー対応型信号機の設置を要望していくとともに、警察署などの関係機関と連携を図りながら、障害者の視点に立った交通安全対策を推進します。</li> </ul>
③障害者用駐車場の適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」については、県と連携を図りながら、制度の普及啓発を推進します。</li> </ul>
④ノンステップバスの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■車いすの利用者をはじめ、障害者が利用しやすいように、バスの更新時には超低床バスの導入を推進します。</li> </ul>



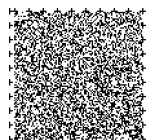


**現状と課題**

- 手すりの設置や段差の解消などを行うシルバーリフォーム<sup>※99</sup>により、市営住宅のバリアフリー化を推進しています。
- 地域での生活を希望する重度身体障害者に対しては、「重度身体障害者自立生活支援付住宅<sup>※100</sup>」において、日常生活における援助・相談などを行う自立生活支援事業を実施しています。
- 障害者の住宅改修の給付制度については、年々利用件数が増加しており、住宅改修に対するニーズは高まっています。障害者のニーズ等を十分考慮しながら、適宜、住宅改修の基準などを見直す必要があります。また、障害者住宅施策の推進については、今後も取り組みを継続していく必要があります。
- 生活福祉資金<sup>※101</sup>の貸付については、障害者が地域で自立して安心・安全に暮らすために一時的に必要な資金の貸付であり、今後も制度の周知に努めていくことが必要です。
- 障害者が地域で安心して日常生活を送るためには、生活の場となる住宅の確保が不可欠です。特に、施設入所者や長期入院患者の地域生活への移行においては、グループホーム・ケアホームなど、地域において安心して快適に暮らせる住まいを確保する必要があります。

**今後の取り組み**

施策事項	施策内容
①障害者住宅施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者が住み慣れた住宅で生活を継続できるよう、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修費を給付することにより、障害者の自立生活を支援します。</li> <li>■(社)山口県住宅建設協会による住宅リフォームに関する相談会の開催など、障害者の住宅に関する相談会の開催を支援します。</li> <li>■障害者の住宅改修などに必要な資金を貸し付ける生活福祉資金について、各関係機関と連携して利用者への周知を図ります。</li> </ul>
②シルバーリフォームの整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■バリアフリー化された市営住宅にするため、シルバーリフォームによる住戸の整備を推進します。</li> </ul>
③重度身体障害者の自立生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域での生活を希望する重度身体障害者に対して、「重度身体障害者自立生活支援付住宅」において、日常生活における援助・相談などを行い、自立生活を支援します。</li> </ul>

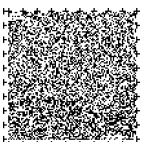


## 現状と課題

- 障害者をはじめ、すべての人が安心して安全に暮らすためには、防災・防犯など生活の安全対策は重要な課題です。特に災害時における初期活動は、一緒に住んでいる家族や身近に暮らす地域の人との連携がいかに確立されているかに大きく左右されます。
- 障害福祉アンケートによると、「防災情報の入手手段」として、「テレビ」と回答した人が全体の約4割と一番多く、次に「家族」、「ラジオ」の順になっています。
- 防災情報の提供手段としての「防災メール<sup>※102</sup>」や「災害情報ファックス」の活用については、「広報うべ」や出前講座<sup>※103</sup>などの機会を通じて周知しており、登録者の増加に努めています。
- 災害発生後の安否確認や避難誘導等の助け合いなど、支援が必要な障害者に対し、災害時要援護者避難支援制度<sup>※104</sup>の周知を図り、制度への登録者の増加に努めています。
- 日常生活に不可欠な医療や福祉用具等が災害により供給停止とならないよう、関係者による連絡体制を確立し、災害時における物品などの供給を確保する必要があります。
- 近年、障害者や高齢者等を狙った犯罪が全国的に増加傾向にあるため、防犯知識の周知や悪質商法などの消費者被害防止に向けた情報提供をはじめ、地域における防犯活動に取り組む必要があります。

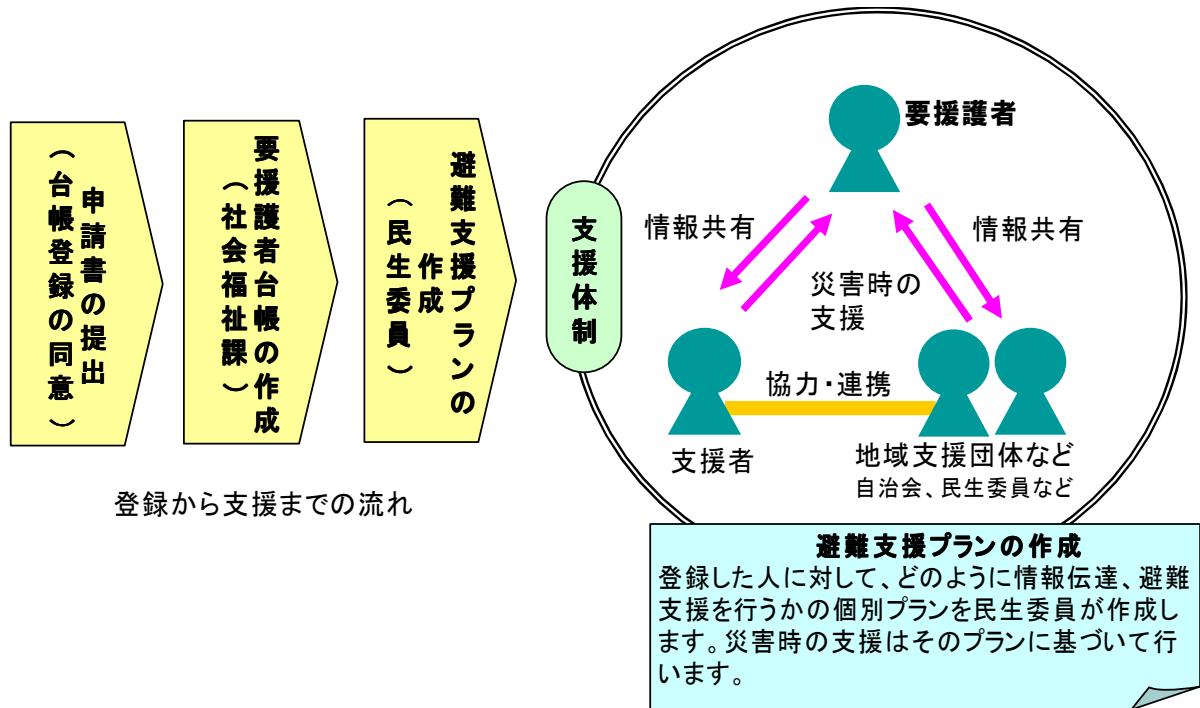
## 今後の取り組み

施策事項	施策内容
①防災情報提供・通報体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「防災メール」などによる情報提供や「緊急通報システム」について、さまざまな機会を通じて周知し、防災情報の提供・通報体制の充実を図るとともに、電子メール・FAXによる119番通報<sup>※105</sup>の周知を図ります。</li> </ul>
②防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市、NPO法人及び市民が連携して、様々なメディアの活用や出前講座、防災訓練などの機会を通じて、障害者や周囲の人達についても防災意識の向上を図ります。</li> </ul>
③災害時の支援対策の実施(図45)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害時要援護者避難支援制度については、民生委員や自主防災組織などの協力を得て、登録者数の増加に努めます。また、災害時要援護者避難支援マニュアルに基づき、防災情報の伝達手段と避難誘導などの支援体制の整備を推進します。</li> <li>■災害時の避難所での生活に、特別な配慮を必要とする避難者については、必要に応じて福祉避難所<sup>※106</sup>(協定した施設)と連携して支援を行います。また、障害者及びその家族が不自由なく避難所</li> </ul>



	で生活するため、環境整備に努めるとともに、医療及び日常生活に必要な物品を確保できる体制を整備します。
④防犯体制の充実	■防犯対策協議会を中心として、地域の防犯ボランティア団体※107を支援するとともに、出前講座などにより防犯に対する意識の向上を図ります。

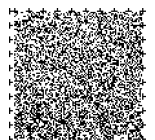
図 45 災害時要援護者避難支援制度



**関 連 指 標**

基本目標Ⅲにおける主な取り組みの関連指標を示します。

指 標 名	現状(平成 22 年度)	目標値(平成 25 年度)
学校教育活動支援ボランティア登録者数(障害児関係)	8人	30人
手話奉仕員登録者数	124人	150人
要約筆記奉仕員登録者数	35人	50人
超低床バス(低床バス含む)の導入数	34台	40台
多機能トイレの設置数(市施設)	16箇所	22箇所
災害時要援護者避難支援制度登録者数(うち障害者)	450人	525人
「あんしん歩行エリア」交差点段差解消箇所数	180箇所	349箇所



# 第6章 計画推進のために

## 施策分野 計画の円滑な推進

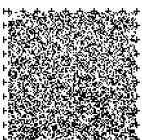
### 計画推進体制の整備

#### 現状と課題

- 国による障害者福祉に係る制度の見直しに柔軟に対応するとともに、本計画との整合性を図るため、国・県の動向を踏まえながら、施策の進行管理をしていくことが必要です。
- 各施策の円滑な推進のためには、社会福祉協議会や障害者関係団体、障害福祉サービス事業所、ボランティア団体などの関係機関との連携体制を強化し、総合的に取り組んでいく必要があります。

#### 今後の取り組み

施策事項	施策内容
①推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>■本計画は、保健・医療・福祉・教育・就労・建設など、広範な分野にわたるため、庁内の関係部署で構成する計画推進体制の機能を強化するとともに、庁外の様々な関係機関とも連携を図りながら、計画を推進します。</li><li>■施策推進に当たっては、国・県の障害者福祉計画や第四次宇部市総合計画、その他の関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。</li><li>■計画の進行管理については、地域自立支援協議会において報告し、進捗状況を分析・評価します。</li></ul>
②人的資源の確保と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>■本計画を推進するうえで不可欠な福祉関連の人材の確保と育成に努めます。特に、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の確保とともに、県と連携を図り、相談員・支援員・ホームヘルパーなどの資質の向上に努めます。</li><li>■地域福祉活動を牽引する人材の育成については、ボランティア団体や障害者関係団体などの市民活動団体と連携を図りながら、取り組みます。</li></ul>
③関係機関・市民団体などとの連携の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>■「市民とともに」本計画を推進していくことを基本とし、社会福祉関係団体はもとより、市民活動団体(障害者関係団体も含む。)や民間事業所、マスメディア、自治会などとの協働により、事業運営等に取り組みます。</li></ul>
④国・県との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>■国・県等の障害福祉関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。</li><li>■広域的な対応が必要な施策については、県や近隣自治体との連携により取り組みます。</li></ul>



## 障害福祉計画について

参考

平成18年の「障害者自立支援法」の施行により、障害福祉サービスは施設や事業を再編して、従来の「支援費制度」に替わり、障害の種別に関わらず、必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されました。また、市町村においては、平成18年度から平成23年度まで、3年間で1期とした「障害福祉計画」の策定が義務付けられ、各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定めることとされました。

宇部市でも、平成18年から平成20年までを計画期間とした「第1期宇部市障害福祉計画」、平成21年から平成23年までを計画期間とした「第2期宇部市障害福祉計画」を策定しています。

障害福祉計画は、第三次宇部市障害者福祉計画において「福祉・生活支援の充実」に向けた福祉サービスに関する3年間の「実施計画」として位置付けます。以下、その概要を記載します。

### 1 現計画の期間

平成21年度から23年度までの3か年

### 2 推進の基本的方向

- (1) サービス提供体制の整備
- (2) 施設・入院から地域生活への移行の推進
- (3) 施設から一般就労への移行の推進
- (4) 相談支援体制の充実

### 3 障害福祉サービスの目標値の設定及び目標達成のための方策

サービス見込み量の推計結果を踏まえて、「施設・入院から地域生活への移行」と「施設から一般就労への移行」を計画の重点項目と定め、数値目標を設定しています。

#### (1) 施設・入院から地域生活への移行

〔数値目標(平成23年度)〕

項目	数値	備考
基準となる施設入所者数	261人	平成17年10月1日の全施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	23人	平成17年10月1日の全施設入所者のうち、施設入所から共同生活援助・共同生活介護などへ地域移行した者の数
	8.8%	平成17年10月1日の全施設入所者数に対する割合
【目標値】 削減見込	10人	平成23年度末段階での定員削減見込数
	3.8%	平成17年10月1日の全施設入所者数に対する割合

#### 〔数値目標達成のための方策〕

- ① 相談支援体制の整備
- ② 住まいの確保
- ③ 地域生活を支える障害福祉サービスの充実

#### (2) 施設から一般就労への移行

〔数値目標(平成23年度)〕

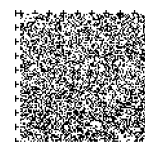
項目	数値	備考
基準となる年間一般就労移行者数	18人	平成17年度において施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	21人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数
	1.17倍	平成23年度の一般就労移行者数÷平成17年度の一般就労移行者数

#### 〔数値目標達成のための方策〕

- ① 障害者雇用の啓発
- ② 就労のための相談及び情報提供
- ③ 障害者雇用に関する助成金や支援制度の周知
- ④ 入札参加者の格付方法の見直し
- ⑤ 宇部市障害者就労支援ネットワーク会議による取組み

### 4 障害福祉サービスの円滑な提供体制の確保・質の向上

- (1) 事業者の参入
- (2) サービス提供事業者に対する第三者の評価
- (3) 障害者などに対する虐待の防止
- (4) 苦情解決体制<sup>※108</sup>の整備



## 障害者(児)を支える「安心」ネット・宇部

### ① 個々のライフステージに応じた一貫した支援

「療育ネットワーク」、「乳幼児期からの一貫した教育支援のネットワーク」、「障害者雇用・就労を支える地域のネットワーク」など、個々のライフステージに応じた支援のネットワークを「障害児支援情報共有システム」（個別の相談・支援手帳）の活用により、更に一貫した繋がりのある支援として推進します。

### ② 様々な「安心」施策の推進

権利擁護施策を含む相談支援体制の充実、緊急時のための支援体制の構築、退院情報連絡システムの推進、災害時要援護者避難支援制度の推進などにより、「安心」施策を展開します。

### ③ 地域で支え合うネットワーク

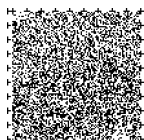
障害者団体間の交流促進や障害者が安心して集うことのできる地域福祉の拠点づくりなど、地域で支え合うネットワークづくりを推進します。

### ④ 地域課題の解決システム

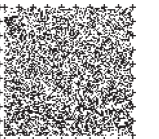
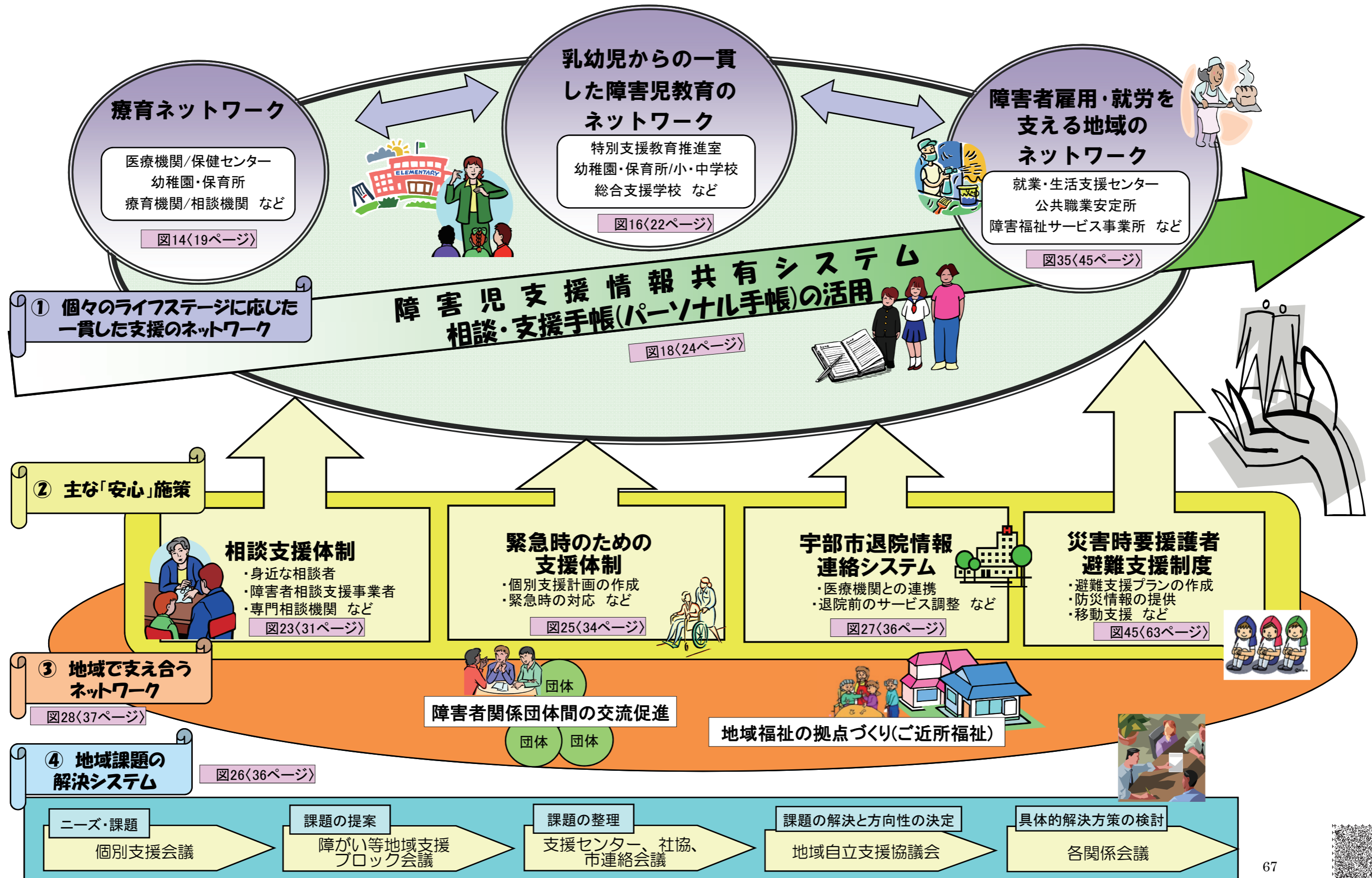
「個別支援会議」（ニーズ・課題）、「障がい等地域支援ブロック会議」（課題の提案）、「支援センター、社協、市連絡会議」（課題の整理）、「地域自立支援協議会」（課題の解決と方向性の決定）、「各関係会議」（具体的解決方策の検討）により、地域課題の解決に向けた取り組みを進めます。

### ⑤ 「安心」ネットワークの構築に向けて

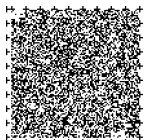
- 障害についての理解促進  
「心」のバリアフリーに向けて、諸施策を効果的に推進します。
- 雇用・就労支援の更なる推進  
就労に係る関係機関との連携を強化し、障害者の就労支援を推進します。



# 障害者（児）を支える「安心」ネット・宇部



# 資料編

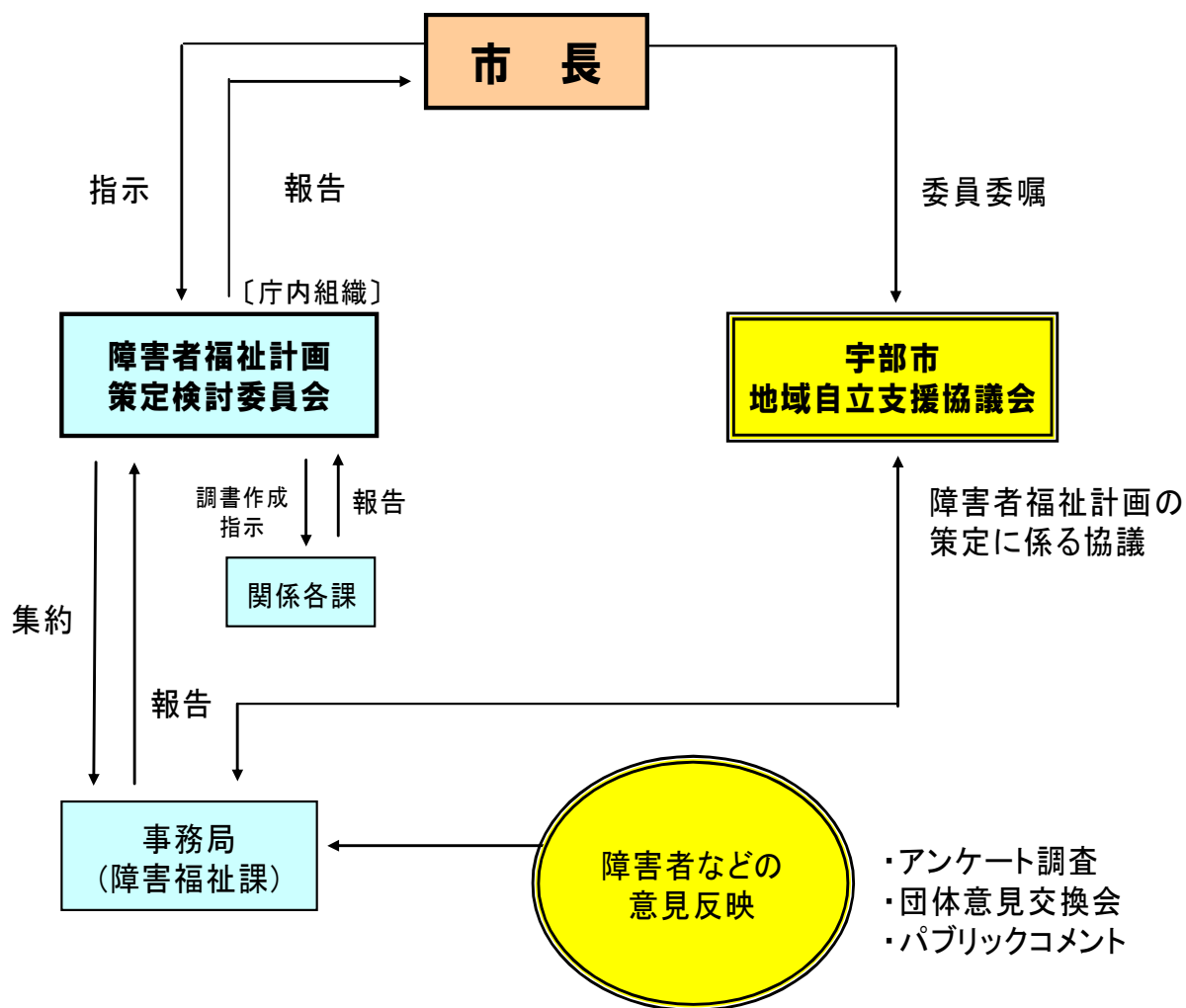




# 1 計画策定体制

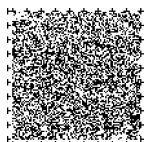
策定にあたっては、宇部市障害者福祉計画策定検討委員会を中心に、宇部市地域自立支援協議会の意見を取り入れながら策定しました。

また、検討にあたっては、障害者等を対象としたアンケート調査の実施、障害者本人・団体への意見交換会、パブリックコメントなどを実施し、幅広い意見の反映に努めました。



障害者関係団体意見交換会  
(平成 22 年 8～10 月実施)

計画素案についての説明会  
(平成 23 年 1 月実施)



## 宇部市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等からの幅広い意見を反映させるため、宇部市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、関係機関の代表者及び市民からなる代表者会議並びに関係機関の実務者担当者からなる実務者会議を組織する。

2 代表者会議の委員は20名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 別表1に定める関係団体等の役職員

(2) 公募による市民

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は協議会の事務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 相談支援事業の運営に関すること。

(2) 地域の情報と課題に関すること。

(3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。

(4) その他(障害者福祉計画及び障害福祉計画の策定並びにその具体化に向けた協議等)

2 代表者会議は会長が招集し、その議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(実務者会議)

第5条 実務者会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 困難事例への対応のあり方に関すること。

(2) 地域の情報と課題の共有に関すること。

(3) その他(社会資源の発掘等)

2 実務者会議は、原則として月1回開催する。ただし、必要に応じ随時開催するものとする。

3 専門的分野から各事項の調査検討等を行うため、実務者会議に部会を置くことができる。

(代表者会議の委員の任期)

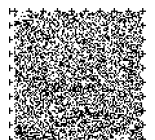
第6条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 現に委員である者の異動等に伴い又は増員により委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)



第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

この要綱は、平成20年3月21日から施行する。

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

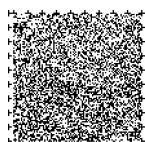
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

別表1

宇部市地域自立支援協議会委員選出団体一覧

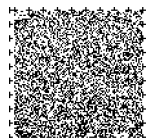
№	区分	選出団体
1	学識経験者	宇部フロンティア大学
2	〃	宇部市障害者ケア協議会
3	障害当事者団体	宇部市身体障害者団体連合会
4	〃	財団法人宇部市手をつなぐ育成会
5	〃	宇部地区精神保健家族会
6	〃	在宅障害児・者と家族を支援する会
7	福祉団体	宇部市民生児童委員協議会
8	〃	社会福祉法人宇部市社会福祉協議会
9	相談支援事業者	社会福祉法人南風荘（ぴあ南風）
10	〃	社会福祉法人光栄会（ぷりずむ）
11	〃	社会福祉法人扶老会（ふなき）
12～14	福祉サービス事業者	※市内3事業者を市が選出
15	保健・医療	宇部市医師会
16	〃	山口県立こころの医療センター
17	教育	山口県立宇部総合支援学校
18	就労支援	宇部公共職業安定所
19	〃	宇部市障害者就労支援ネットワーク会議



宇部市地域自立支援協議会名簿

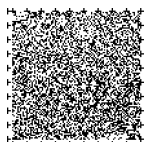
(平成23年3月1日現在)

氏名	所属(役職)
(学識経験者)	
丸田 育美	宇部フロンティア大学 講師
有田 信二郎	宇部市障害者ケア協議会 副会長
(障害当事者団体)	
西村 武剛	宇部市身体障害者団体連合会 副会長
宮田 康雄	財団法人宇部市手をつなぐ育成会 理事
河村 富子	特定非営利活動法人 むつみ会(宇部地区精神保健家族会)理事長
水田 和江	在宅障害児・者と家族を支援する会 事務局長
(福祉団体)	
広瀬 良成	宇部市民生児童委員協議会 高齢・障害福祉部会 部会長
岡村 元美	宇部市社会福祉協議会 専任手話通訳者
(相談支援事業者)	
石田 順	宇部市障害者生活支援センター「ぴあ南風」 所長
神田 尚子	総合相談支援センター「ぷりずむ」 所長
牧 憲一郎	生活支援センター「ふなき」 副管理者
(福祉サービス事業者)	
田中 逸夫	南風デイセンター 所長
西村 信正	有限会社 てご屋 代表取締役
藤本 和明	社会福祉法人 山家連福祉事業会 いこい 管理者
(保健・医療)	
土屋 智	宇部市医師会 理事
小川 紀子	山口県立こころの医療センター 主査
(教育)	
山村 智恵子	山口県立宇部総合支援学校 地域コーディネーター
(企業・就労支援)	
蔵重 健治	宇部公共職業安定所 次長
益原 忠郁	宇部市障害者就労支援ネットワーク会議 会長
(公募による市民)	
溝田 成哲	



## 2 策定経過

日 程	事 項
平成 22 年 5 月 27 日	第 1 回宇部市地域自立支援協議会
7 月 16 日	第 1 回宇部市障害者福祉計画策定検討委員会(庁内組織)
8 月 9 日 ～8 月 31 日	障害福祉アンケート調査の実施 〈調査人数〉1,000 人 〈回収率〉55.2%
8 月 28 日	障害者関係団体との意見交換会(第 1 回) 〈テーマ〉各団体の主な活動内容について 〈参加団体数〉14 団体
8 月 29 日	
8 月 30 日	
9 月 25 日	障害者関係団体との意見交換会(第 2 回) 〈テーマ〉福祉サービスについて 就労や社会参加について 〈参加団体数〉13 団体
9 月 27 日	
10 月 2 日	障害者関係団体との意見交換会(第 3 回) 〈テーマ〉バリアフリーについて その他福祉施策全般について 〈参加団体数〉11 団体
10 月 4 日	
10 月 28 日	第 2 回宇部市障害者福祉計画策定検討委員会
11 月 25 日	第 2 回宇部市地域自立支援協議会
平成 23 年 1 月 24 日 ～2 月 14 日	計画素案に対するパブリックコメントの実施 〈意見提出件数〉64 件
1 月 28 日	計画素案についての説明会 〈会場〉宇部市総合福祉会館 〈参加者〉40 名
1 月 30 日	
3 月 2 日	第 3 回宇部市地域自立支援協議会



### 3 用語解説

#### あ

#### アセスメント<sup>(※59)</sup>

保健福祉サービスなどの利用計画を策定する際、サービス利用者の健康状態や家族の状況、希望等を聴取するなどして、問題の特定や解決すべき課題を把握すること。事前評価や課題分析ともいう。

#### 宇部市退院情報連絡システム<sup>(※71)</sup>

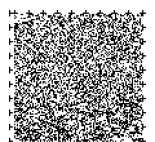
宇部市医師会、山口県宇部健康福祉センター及び宇部市の三者が実施主体となり、医療機関や関係機関の連携により、在宅介護を必要とする寝たきりの方や難病の患者などを支援する体制のこと。在宅ケアを必要とする寝たきりの方や難病患者などについて、本人や家族の同意のもとに、入院中の医療機関や施設から必要な情報の提供を受け、個々の患者が退院時から適切な保健・医療・福祉サービスを受けることができるよう事前に準備することにより、安心して退院し、在宅生活が送れるようにするための仕組み。

#### NPO法人 (Non Profit Organization)<sup>(※26)</sup>

「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体（Non Profit Organization）のこと。医療や福祉、環境保全、災害復旧、地域おこしなど、様々な分野で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的に活動する民間の非営利組織。

#### 音声コード<sup>(※90)</sup>

紙に印刷された印刷情報をデジタル情報に変えたシンボル（二次元のデータコード）のこと。このデータコードをもとに音声を出力させることができる。通常は、18mm角のコードの中に日本語（漢字かな混じり）で約800文字のテキストデータを記録することができる。



## か

### 学習障害 (LD=Learning Disabilities) <sup>(※11)</sup>

基本的には、知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得に著しい困難を示す状態のこと。

### 学童保育クラブ<sup>(※44)</sup>

保護者が仕事などにより、昼間家庭にいない児童（小学校に就学している概ね10歳未満の児童）に対し、家庭や小学校と連携を取りながら、小学校の授業終了後や休日に、ふれあいセンターや市民センター、小学校の余裕教室等を活用し、見守りなどを行う活動（施設）のこと。

### 学校教育活動支援ボランティア制度<sup>(※89)</sup>

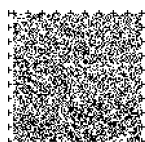
学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者や地域人材、団体・企業などがボランティアとして学校をサポートする制度のこと。支援の内容は、授業支援（学習の見守り、授業の準備・片付けなど）、授業外支援（クラブ活動、読み聞かせなど）、学校行事支援（運動会、文化祭など）、体験活動支援（農業、福祉など）、教育環境支援（生き物の世話、昔遊びの道具作成・補修など）が対象。

### 機能訓練<sup>(※19)</sup>

身体の一部に麻痺や筋力低下などの機能障害がある人が、機能の維持向上や残存能力の活用を目的として行う訓練のこと。

### 共存同栄・協同一致<sup>(※25)</sup>

大正10年（1921年）11月1日、宇部市が村から一躍市制を施行した日に読み上げられた誓文五則の中の言葉で、「皆が心をつにし、共に栄えていこう。」という意味。



## **共同受注(※81)**

商品や役務などの発注に対し、受付窓口を一本化し、受注するよう調整するとともに、複数の障害福祉サービス事業所が協力して受注するシステムのこと。(これまで対応できなかった発注の取り込みが可能となり、受注量の拡大や障害者の所得向上が期待される。)

## **緊急通報システム(※24)**

ひとり暮らし等の在宅重度障害者に対し、急病や災害時などの緊急時に、装置のボタンを押すだけで24時間体制の緊急通報センター(消防本部)に通報するシステムのこと。

## **苦情解決体制(※108)**

事業者が提供した障害福祉サービスに対して、サービス利用者やその家族から苦情が出された場合に適切に対応する仕組みのこと。事業者に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設けることや、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために「第三者委員」を設置することがある。

## **グループホーム(共同生活援助)(※63)**

障害者に対し、共同生活を行う住居において、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を提供するサービスのこと。

## **ケアホーム(共同生活介護)(※64)**

障害者に対し、共同生活を行う住居において、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などの援助を提供するサービスのこと。

## **ケアマネジメント(※50)**

障害者や家族からの相談に応じ、障害者一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、必要とされる様々な種類のサービスを組み合わせた計画を作成し、計画に基づくサービスの実施状況の把握や評価を行い、必要があれば計画を見直す仕組みのこと。

## **権利擁護(地域福祉権利擁護事業)(※51)**

意思表示が困難な寝たきりの高齢者や判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づいて、代理人が権利や意思表示を支援・代弁し、福祉サービスの利用援助などを行うこと。





## **工賃**<sup>(※82)</sup>

授産施設や福祉工場、作業所等の障害福祉サービス事業所などにおいて、事業者が障害者（利用者）に支払う賃金のこと。工賃（賃金）には、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が障害者（利用者）に支払ったものを指す。

## **ご近所福祉活動推進事業**<sup>(※72)</sup>

子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集え、様々な交流や活動を行う地域福祉の拠点を整備及び活動を支援する事業のこと。

## **子育て支援センター**<sup>(※34)</sup>

乳幼児及びその保護者相互の交流や子育てについての相談・情報提供など、子育て支援を行う拠点施設のこと。

## **個別の教育支援計画**<sup>(※37)</sup>

幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業までを見通した長期的な視点で、福祉、医療、労働などの関係機関が連携して教育的支援を行なうために作成する計画のこと。

## **コミュニケーションボード**<sup>(※91)</sup>

聴覚に障害のある人とコミュニケーションをとる際に使用する携帯筆談器。また、知的障害児（者）や自閉症児（者）など、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、指差しで意思を伝える際に使用するイラストなどをいう。

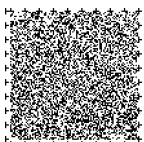
## **さ**

### **災害時要援護者避難支援制度**<sup>(※104)</sup>

ひとり暮らしの高齢者や障害者など、災害時に避難勧告等の災害情報の入手が困難な人や自力で避難できない人、避難に時間を要する人で家族等の支援が望めない人を対象として、あらかじめ登録した要援護者が迅速かつ的確に避難できるよう、地域単位の共助による避難支援の制度のこと。

### **支援費制度**<sup>(※8)</sup>

障害者が、その必要に応じて市町村から各種の情報提供や適切なサービス選択のための相談支援を受け、利用するサービスの種類ごとに支援費の支給を受け、事業者との契約に基づいて、サービスを利用する制度のこと。



### **自主防災組織**<sup>(※92)</sup>

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にに基づき、災害発生時の地域の被害を最小限度に抑えることを目的に、主に自治会や町内会単位で結成される組織のこと。

平常時は、周囲の危険箇所やいざというときの避難ルート等の点検や確認を行い、災害時は地域の人々でお互いに助け合い、救助活動や災害弱者への支援などを行う。

### **就学相談**<sup>(※33)</sup>

心身に障害があると思われる子どもや気になる行動等が見られる子どもの就学にあたり、どのような教育の場がふさわしいのかなどの悩みに対して、相談に応じること。保護者の希望により、就学予定・検討先の学校や学級の見学・体験入級、必要に応じて子どもの行動観察や発達検査などを重ねながら、もっとも望ましい就学が実現するよう配慮が求められる。

### **重度身体障害者自立生活支援付住宅**<sup>(※100)</sup>

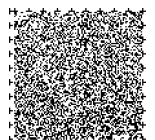
入居している重度身体障害者に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援する市営住宅内の車いす専用施設付き住宅のこと。支援の内容は、生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応など。

### **障害児支援情報共有システム**<sup>(※46)</sup>

一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けることができるよう、乳幼児期や学齢期、青年期など、発達ステージが変わっても、保育・教育・保健・医療・福祉などの各関係機関の情報を支援者間で共有するシステムのこと。

### **障害児等療育支援事業者**<sup>(※32)</sup>

主に在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）などの地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導を行う事業者のこと。



### **障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）** (※10)

障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置や職業リハビリテーションの措置などを通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とする法律のこと。

### **障害者雇用率** (※77)

全労働者数における障害者の労働者数の割合のこと。  
民間企業、国及び地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率に相当する障害者を雇用することが求められている。

### **障害者就業・生活支援センター** (※58)

就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、雇用・福祉・教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及び日常生活上の支援を一体的に行う施設のこと。

### **障害者相談員** (※53)

障害者又はその家族等からの様々な相談に応じ、必要な指導及び助言など行う者のこと。

### **障害者相談支援事業者（指定相談支援事業者）** (※52)

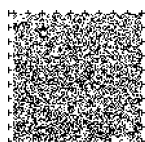
地域の障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者又は障害児の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行う事業者のこと。なお、障害者自立支援法に基づき、県知事が相談支援事業を行う事業者として指定した者を指定相談支援事業者という。

### **障害者自立支援法** (※4)

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付を行うことにより、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、人々がお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成 18 年に施行された法律のこと。

### **障害者就労ワークステーション** (※78)

働く意欲のある障害者の自立を促進するとともに、市役所内の業務の効率化を図ることを目的として、平成 22 年 5 月、市役所庁舎内に設置された部署のこと。定型的な庁内業務を集約し、雇用された障害者が一括して処理を行う。



### **障害者就労支援ネットワーク会議**<sup>(※83)</sup>

障害者の就労を促進するため、関係機関・団体などが連携し、連絡調整や情報交換を行うことを目的に設置された組織のこと。障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、商工会議所、障害福祉サービス事業所（就労支援）などの職員で構成。（平成19年4月に設置）

### **障害者職業センター**<sup>(※85)</sup>

地域に密着して職業リハビリテーションサービスを提供する施設のこと。障害者職業カウンセラーやジョブコーチ等による障害者の就労訓練、職場定着支援、職業能力評価、事業主への助言や、ジョブコーチの養成・研修などを行う。

### **障害者バス優待乗車証**<sup>(※68)</sup>

障害者等の外出支援及び社会参加を支援するため、本市在住の障害者など（等級制限あり）に交付される対象路線のバス運賃が無料となる優待乗車証のこと。

### **障害者用トイレ**<sup>(※23)</sup>

車いす利用者や障害者の介助者も一緒に入れるなど、障害のある方の利用に配慮されたトイレのこと。

### **障がい等地域支援ブロック会議**<sup>(※69)</sup>

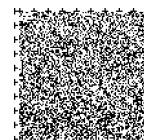
保健・医療・福祉・教育・就労関係者で構成され、事例検討や情報交換などを行う連絡会議のこと。

### **小規模多機能型居宅介護事業所**<sup>(※62)</sup>

介護保険制度の地域密着型サービスのひとつで、小規模多機能型居宅介護事業（「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体となったもの）を行う事業所のこと。

### **職業リハビリテーションネットワーク**<sup>(※84)</sup>

職業に就くことや就労を維持することが困難な障害者に、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の機会を作り出していく「職業リハビリテーション」の取り組みを、様々な関係機関のネットワークにより、連携して進めていく仕組みのこと。



### **自立支援医療**<sup>(※16)</sup>

障害者に対し、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために提供される必要な医療のこと、①身体障害者に対して行われる更生医療、②身体障害児（18歳未満）に対して行われる育成医療、③精神障害者に対して行われる精神通院医療がある。

### **シルバーリフォーム**<sup>(※99)</sup>

高齢者が安心して暮らせるために行う、高齢者対応設備、手すりなどの設置、段差解消などの高齢者向けの住戸改善のこと。

### **新サービス体系**<sup>(※60)</sup>

障害者自立支援法の施行により、障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分かれていた事業体系が、障害種別を問わず、日中活動系サービスと居住支援系サービスに再編されたサービス体系のこと。

### **スクールカウンセラー**<sup>(※43)</sup>

学校において、生徒や保護者、教師等の相談にのる臨床心理士などの専門家のこと。

### **生活福祉資金**<sup>(※101)</sup>

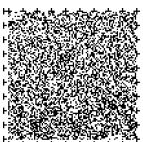
低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯の経済的自立と生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を支援するため、社会福祉協議会が窓口となり必要な資金を貸し付ける制度のこと。

### **生活指導員**<sup>(※39)</sup>

特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導・支援を行うために、担任の補助として市が独自で配置する指導員のこと。

### **精神障害者就職サポーター**<sup>(※80)</sup>

精神障害者に対する雇用支援施策として、公共職業安定所に配置された精神障害の専門的知識を有する相談支援員のこと。精神障害者の求職者に対し、精神症状に配慮した専門的なカウンセリングなどの支援を行う。



### **精神障害者保健福祉手帳**<sup>(※15)</sup>

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定された精神障害者に対する手帳制度のこと。一定の精神障害の状態にあり、長期間にわたり日常生活や社会活動が制限される人が、様々な支援施策を利用するために必要な手帳で、障害の程度により、1級から3級までの区分がある。

### **成年後見制度**<sup>(※55)</sup>

知的障害、精神障害、認知症等のため、判断能力が不十分な人に対し、成年後見人などが財産管理や契約などを行うときに支援する制度のこと。

本人や家族等の申立てを受けた家庭裁判所が後見人などを選任する「法定後見制度」と、判断能力がある人が、将来判断能力が衰えたときに備え、あらかじめ後見人を決めておく「任意後見制度」の2つがある。

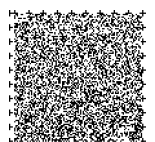
### **総合支援学校**<sup>(※38)</sup>

障害の比較的重い児童生徒を対象に、より専門的な教育を行う学校のこと。小・中学校の義務教育に対応して、小・中学部を原則として設置することになっている。また、幼稚部と高等部を設置することもできる。

山口県では、校名を「総合支援学校」とし、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の原則5障害を対象としている。

### **総合療育システム**<sup>(※31)</sup>

乳幼児の身体面や精神面での発達の遅れや障害をできるだけ早く発見し、少しでも早い時期に治療、訓練、保育等を行い、その子どもの発達を最大限促していくため、医療・保健・福祉・教育などの関係機関が相互に連携を図り、保護者と協力しあって早期療育を進めていくための仕組みのこと。



## **相談・支援手帳**<sup>(※47)</sup>

医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関による情報の共有化を図り、かつ、関係機関による各種相談・支援の際に円滑な情報の共有を目的として配付される手帳（ファイル）のこと。保護者や相談・支援者は手帳に必要な情報を記入でき、各種の相談・支援を受ける際に手帳を提示することにより、相談・支援者に対して必要な情報が提供できるようにしたもの。

## **措置制度**<sup>(※7)</sup>

障害者が障害福祉サービスを受ける要件を満たしているかを行政が判断し、サービスの開始及び廃止を行政権限としての措置により提供する制度のこと。

## **た**

### **多機能トイレ**<sup>(※86)</sup>

車いすで利用でき、高齢者や障害者、乳幼児連れなどが利用できる機能のある多目的トイレのこと。トイレの不安がなく外出でき、安心して利用できる環境づくりとして、ユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備が求められている。

### **短期入所**<sup>(※20)</sup>

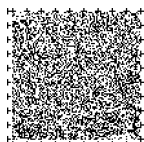
障害者に対して、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で入浴・排せつ・食事の介護を夜間も含めて提供するサービスのこと。

### **地域コーディネーター**<sup>(※48)</sup>

各地域における特別支援教育を推進するための地域のキーパーソンとして特別支援教育センターや小・中学校のサブセンター校に配置されている職員のこと。各関係機関とも連携しながら、発達障害を含め、障害のある幼児児童生徒・担任・保護者への相談支援、特別支援教育に関する研修への協力などを行う。

### **地域自立支援協議会**<sup>(※70)</sup>

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織のこと。地域の実態や課題などの情報を共有して、具体的に協働するネットワークであり、学識経験者、障害当事者団体、相談支援事業者、サービス提供事業者、保健医療・教育・雇用関係機関などの代表者で構成。



### **注意欠陥多動性障害 (AD/HD=attention deficit/hyperactivity disorder) <sup>(※12)</sup>**

多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害又は行動障害のこと。幼児期に現れる発達障害の一つで、不注意（物事に集中できない、忘れ物が多い）、多動性（落ち着きがない、じっとしてられない）、衝動性（突飛な行動を取る、順番を守れない）などが特徴。

### **超低床バス <sup>(※98)</sup>**

床面を低く作り、乗降口の階段が無く、補助スロープ板の使用で車いすのまま乗降できるバスのこと。

### **通級指導教室 <sup>(※18)</sup>**

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態などに応じた特別の指導を受ける指導形態（指導教室）のこと。

通級指導教室の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、弱視、難聴など。

### **デイサービス（児童デイサービス） <sup>(※35)</sup>**

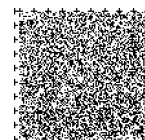
原則 18 歳未満の障害児を対象として、療育の観点から個別療育や集団療育を行う必要がある児童に対し提供するサービスのことで、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う。

### **出前講座 <sup>(※103)</sup>**

市政情報出前講座のことで、市の職員が講師として出向き、担当業務や市の事業・計画について説明を行うもの。

### **特殊寝台 <sup>(※66)</sup>**

分割された床板が可動することにより、起き上がりなどの動作を補助する寝台のこと。





### **特別支援教育**<sup>(※36)</sup>

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

### **特別支援教育推進室**<sup>(※40)</sup>

発達障害を含め障害のあるすべての児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進する部署のこと。宇部市では、平成 22 年度に教育委員会に設置。

### **特別支援教育センター**<sup>(※42)</sup>

県内 7 地域の拠点となる総合支援学校に設置し、地域の小・中学校などをはじめ、幼児児童生徒や保護者へ専門的な相談支援を行う機関のこと。

## **な**

### **内部障害**<sup>(※13)</sup>

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害の 7 つの障害の総称のこと。

### **ニーズ**<sup>(※22)</sup>

福祉保健サービスなどの必要性を量質ともに示す概念のこと。障害者及びその家族が生活の中で困っていること、望んでいること、と捉えることができる。

### **日常生活用具**<sup>(※61)</sup>

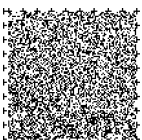
入浴補助用具、活字文書読上装置、FAX など、障害者の日常生活がより円滑に行われるために給付する用具のこと。

### **日中一時支援事業所**<sup>(※45)</sup>

障害者（児）の家族の就労支援や一時的な休息のため、障害者などの日中における活動の場を提供する事業所のこと。

### **ノーマライゼーション**<sup>(※2)</sup>

障害の有無に関わらず、全ての人が一般社会の中で、その人らしく生活することが当然の姿であり、そのあるがままの姿で当たり前で暮らしてゆける社会を築いていこうとする考え方のこと。



## は

### 発達クリニック<sup>(※30)</sup>

心身の発達又は発育、運動機能の発達、言葉やしつけなどに心配のある乳幼児を対象とした専門相談のこと。小児科医師や保健師などのスタッフが、子どもの発育・発達を促すための方法、接し方、適切な関係機関の紹介を行う。

### 発達障害<sup>(※6)</sup>

脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものであり、心理的発達障害並びに行動情緒の障害などのこと。具体的には、自閉症、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、その他の広汎性発達障害などが含まれる。

### 発達障害者支援センター<sup>(※57)</sup>

社会生活への適応が困難な発達障害の特性を踏まえ、障害者やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携を図り、専門的支援のためのバックアップを行う機関のこと。

### 発達障害者支援法<sup>(※3)</sup>

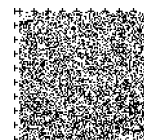
自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、学習障害（LD）などを法律上も障害と認定し、発現後できるだけ早期に必要な支援を行うことを目的として、平成17年に施行された法律のこと。

### バリアフリー<sup>(※9)</sup>

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強かったが、現在では、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。

### バリアフリー化推進連絡協議会<sup>(※95)</sup>

本市のバリアフリー化の推進を図るため、現状・ニーズなどの把握、普及啓発に関する事項などを協議する市内の関係部署で構成される組織のこと。



### **バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）** (※5)

高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、妊産婦、けが人などが気軽に移動できるよう階段や段差を解消し、施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的として、平成18年に施行された法律のこと。

### **バリアフリー対応型信号機** (※96)

音響により信号表示の状況を知らせたり、押ボタンなどの操作により歩行者用信号の青の時間を延長したりすることのできる機能を有する信号機のこと。

### **ピアカウンセリング** (※56)

ピア（peer）は、「仲間」「同僚」を意味し、障害者が社会生活を送るうえで必要とされる心構えや生活能力の向上などに関して、障害者自身がカウンセラーとなって、自らの経験をふまえた相談援助活動のこと。

### **福祉医療費助成制度** (※49)

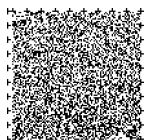
重度の心身障害者、ひとり親家庭及び乳幼児のいる家庭の経済的負担の緩和を図り、安心して医療を受けられるよう、医療保険が適用される医療費の自己負担分を助成する制度のこと。（山口県と共同で実施）

### **福祉教育** (※88)

社会福祉に対する住民の理解と参加を促進するために、行政機関や民間団体などによって行なわれる福祉に関する啓発・体験活動や学校における教育活動のこと。

### **福祉タクシー券** (※67)

重度の身体障害者及び知的障害者（等級制限あり）の外出を支援するために交付されるタクシー料金の助成券のこと。



### **福祉的就労**<sup>(※28)</sup>

一般就労が困難な障害者が、授産施設や福祉工場、作業所などの障害福祉サービス事業所で支援を受けながら訓練を兼ねて働くこと。障害者の就労の形態には一般就労と福祉的就労の2種類がある。(一般就労とは、民間企業などで雇用関係に基づき働くことを言う。)

### **福祉のまちづくり**<sup>(※94)</sup>

日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除くことにより、高齢者や障害者などが自由に行動し、平等に参加できる社会を築いていくこと。

### **福祉の輪づくり運動**<sup>(※73)</sup>

「困ったときお互いに助け合える組織づくり」を合言葉に、住民参加による福祉のネットワークを整備し、地域ぐるみの支援体制づくりを進めていくもの。

### **福祉避難所**<sup>(※106)</sup>

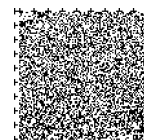
寝たきりの高齢者、障害者、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう市と利用協定を締結している福祉施設のこと。市では、特別養護老人ホームや障害者入所施設などと利用協定を締結している。

### **ふれあいきいきサロン**<sup>(※74)</sup>

ひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者だけでなく、地域の障害者や子育て中の母親など、閉じこもりがちな人たちが、住み慣れた地域で生きがいを持ち、健康で楽しい生活を送ることを目的として、地域住民とボランティアと一緒に仲間づくりや交流の場づくりを進め、孤独感の解消や閉じこもり防止など、介護予防の推進を図る活動のこと。

### **ふれあい教育センター**<sup>(※41)</sup>

地域の小・中学校等をはじめ、幼児児童生徒や保護者へ、特別支援教育などについて、広域的・専門的な相談支援を行う機関で、やまぐち総合教育支援センター内に設置されている。



## **FAXによる119番通報**<sup>(※105)</sup>

耳や言葉が不自由な障害者が、住所・氏名・FAX 番号・火事か救急かの状態を記入し、119とダイヤルするだけで通報できる仕組みのこと。

## **防災メール**<sup>(※102)</sup>

気象や地震などの防災情報、市からのお知らせなど、防災の重要な情報を携帯電話やパソコンへ電子メールで配信するサービスのこと。

## **法定雇用率**<sup>(※76)</sup>

障害者雇用を促進するために、企業や国・地方公共団体に対して定められている、雇用している労働者総数に占める障害者の割合のこと。

## **防犯ボランティア団体**<sup>(※107)</sup>

防犯パトロール、防犯広報、環境浄化、防犯指導・診断、子どもの保護・誘導、危険箇所の点検などの自主防犯活動を行う団体のこと。

## **補装具費支給制度**<sup>(※65)</sup>

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（補装具）を必要とする身体障害者に対して、補装具の購入又は修理に要する費用（基準額）の100分の90に相当する額（補装具費）を支給する制度のこと。

## **ま**

### **見守り訪問活動**<sup>(※75)</sup>

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、地域住民などが主体となって、安否確認や話し相手、相談などを行う支援活動のこと。

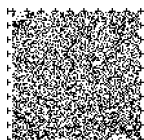
### **民生委員・児童委員**<sup>(※54)</sup>

住民福祉を推進するため、生活に困っている人、高齢者、児童、障害者、母子・父子家庭などさまざまな相談や調査、援助活動をしている者のこと。

## **や**

### **山口県福祉のまちづくり条例**<sup>(※93)</sup>

福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項及び公共的施設の整備などに必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、平成9年に制定された県条例のこと。



## やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度(※97)

公共施設や病院、店舗等に設置されている障害者用駐車場の適正利用を図るため、障害や高齢などにより歩行や車への乗降が困難な人に、県内共通の利用証を交付して、必要な駐車スペースを確保できるようにする制度のこと。(平成22年8月1日から運用開始)

## ユニバーサルデザイン(※87)

高齢者や障害者等を含めた全ての人が利用しやすいように、施設・製品・サービスなどに配慮が行われた設計(デザイン)のこと。

## ら

## ライフステージ(※27)

人の生涯における人生の各段階のこと。学齢期、就労、結婚、高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りからみた人生の段階を表す。

## 理学療法士(※29)

医師の指示のもとに、身体に障害のある人の基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動と、マッサージなどの物理的手段を組み合わせる治療を行なう国家資格を持つ人のこと。PT(Physical Therapist)ともいう。

## リハビリテーション(※1)

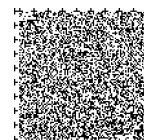
単に運動障害を持つ人の機能回復訓練をいうのではなく、障害者のライフステージの全ての段階において、人間らしく生きる権利の回復に寄与し、障害者の自立と参加を目指すという考え方のこと。

## 療育(※17)

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

## 療育手帳(※14)

知的障害児(者)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、県知事が交付する手帳のこと。



## 臨床心理士<sup>(※79)</sup>

心の悩みや問題の軽減などのために、臨床的な心理学の技法を用いて心理療法を行う心理学の専門家のこと。

## レスパイト<sup>(※21)</sup>

「休息・一時的な開放」という意味で、障害児を一時的に預かって、家族を一時的に介護から解放することによって、日頃の身体的・精神的な疲れなどを回復できるようにする援助サービスのこと。

〔裏表紙〕

○上段左：「どうぶつさん こんにちは」

山口県立宇部総合支援学校 小学部6年

大下 ひかり さん

○下段左：「顔・顔・顔・・・」

山口県立宇部総合支援学校 中学部1年

岸本 修司 さん

○上段右：「落ち葉のワルツ」

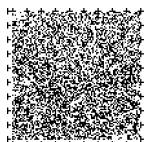
山口県立宇部総合支援学校 中学部2年

田坂 夏実 さん

○下段右：「私の行きたいお店」

山口県立宇部総合支援学校 小学部4年

柳 綺佳 さん





「大きいだるまを運んだよ」  
山口県立宇部総合支援学校 小学部3年  
西條 一樹 さん



「ロボットとくるまであそんだよ」  
山口県立宇部総合支援学校 小学部1年  
兼村 留偉 さん



「私の町の公園」  
山口県立宇部総合支援学校 小学部4年  
飯田 恵 さん



「自然物ミニスケッチ」  
山口県立宇部総合支援学校 中学部3年  
海老 周介 さん

### 第三次宇部市障害者福祉計画

発行年月：平成23年3月  
宇部市健康福祉部障害福祉課  
TEL：0836-34-8314  
FAX：0836-22-6028  
MAIL：syou-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

